



株式会社
商事法務

2025 年 5 月

BUSINESS LAW SCHOOL

商事法務ビジネス・ロー・スクール

セミナー案内

受講のお申込みについて

受講のお申込みは、株式会社商事法務 WEB サイト (<https://www.shojihomu.co.jp/>) の各セミナー案内画面からお申し込みいただくか、専用申込書に必要事項をご記入のうえ F A X ・ 郵便にてご送付ください。

商事法務 WEB サイトはこちら



セミナー案内メールマガジンについて

全セミナーをご案内する火曜版、おすすめセミナーをピックアップしてご案内する金曜版を配信しています。

メールマガジン登録はこちら



株式会社
商事法務

〒 103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 3 階
TEL: 03-6262-6761 FAX: 03-6262-6802
E-mail: law-school@shojihomu.co.jp

	ご案内セミナー	講師	開催日/配信期間 申込期限	頁
新任担当者向け	新任担当者のための 株主総会運営の基礎と実践 [全3講] ～根拠法令・判例・実務慣行を踏まえた総会実務の基本構造を学ぶ～ [WEB]	福崎剛志 弁護士 他	配信中～5/30 (金) 申込期限 5/16 (金)	4
	[重点集中講義] 総務担当者のための法律知識と法律技術 [WEB]	松本伸也 弁護士	5/8 (木)～7/31 (木) 申込期限 7/24 (木)	5
	初心者のための 企業法務入門 ～ケーススタディを通じて法律実務を疑似体験～ [WEB]	菅原貴与志 弁護士	5/9 (金)～7/31 (木) 申込期限 7/24 (木)	6
	法務・総務・審査・経理等の 新任担当者のための ビジネス法務の基礎知識 (全2回) [法人申込] [WEB]	太田大三 弁護士 他	5/9 (金)～7/9 (水) 申込期限 7/2 (水)	7
	法務の基礎のその手前 ～法的な「ものの見方」と「文章の書き方」～ [WEB]	吉崎祐哉 弁護士 平山直樹 弁護士	5/12 (月)～7/14 (月) 申込期限 7/7 (月)	8
	リーガル・リサーチの実践手法と 2025 年の最新事情 ～リーガル・リサーチからリーガル・ラーニングへ～ [WEB]	中村智子 法律事務所 図書担当 他	7/28 (月)～9/30 (火) 申込期限 9/22 (月)	9
	基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方 [全3講] ～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～ [WEB 再募集]	太田大三 弁護士	配信中～7/16 (水) 申込期限 7/2 (水)	10
	ベーシック会社法 ～企業統治関係を中心に～ [WEB 再募集]	増田健一 弁護士	配信中～6/16 (月) 申込期限 6/9 (月)	11
	対話と事例で学ぶ新任担当者のための 株主総会実務の基本 ～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～ [WEB 再募集]	浦田悠一 弁護士 李 政潤 弁護士	配信中～5/16 (金) 申込期限 5/9 (金)	11
	新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント [WEB 再募集]	小林章博 弁護士	配信中～6/9 (月) 申込期限 6/2 (月)	11
リーガルマインド 法律入門 ～法学未履修の総務・法務ご担当の皆様へ [WEB 再募集]	弥永真生 明治大学教授	配信中～7/31 (木) 申込期限 7/24 (木)	12	
取引法務	苦手意識克服! 実務に役立つ英文契約入門 [LIVE] ※オンデマンド配信あり	辻野篤郎 弁護士	5/21 (水)～ 申込期限 9/30 (火) [WEB]	13
	基礎から確認 契約業務の実用知識 ～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～ [東京会場]	堀江泰夫 弁護士	6/13 (金) 申込期限 6/12 (木)	14 NEW
	事例で学ぶ 契約の実務 ～秘密保持契約、取引基本契約における留意点～ [東京会場]	遠藤元一 弁護士	6/19 (木) 申込期限 6/18 (水)	15 NEW
	電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント [東京会場]	宮内 宏 弁護士	6/20 (金) 申込期限 6/19 (木)	16
	部品供給事業者 (Tier1 事業者・Tier2 事業者) の法務担当者が知っておきたい法務論点 [東京会場]	藤田知也 弁護士	7/2 (水) 申込期限 7/1 (火)	17 NEW
	契約交渉の要点 ～提案された契約書案を的確に修正する技法～ [東京会場]	太田大三 弁護士	7/8 (火) 申込期限 7/7 (月)	18 NEW
	実践で学ぶ契約書審査業務の勘所 [取引基本契約編] ～そのレビューで大丈夫?～ [東京会場] ※会場開催のみ	大川 治 弁護士 他	8/29 (金) 申込期限 8/1 (金)	19 NEW
	契約実務から民法を学ぶ ～近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成～ [WEB]	齋藤弘樹 弁護士	配信中～5/30 (金) 申込期限 5/23 (金)	20
	「似ている、関連する条項・契約」の相互関係・意味の基本知識と 実務のポイント～契約関係を立体的に理解する～ [WEB]	遠藤元一 弁護士	配信中～5/26 (月) 申込期限 5/19 (月)	21
	法務・審査担当者が知っておきたい 企業会計・税務の基本ポイント ～企業の「取引」行為を中心に～ [WEB]	染谷英雄 弁護士	5/21 (水)～7/22 (火) 申込期限 7/14 (月)	22
契約実務入門 ～基本と個別契約類型で理解を深める～ [WEB]	村田充章 弁護士	6/18 (水)～9/30 (火) 申込期限 9/23 (火)	23	
紛争訴訟	情報システムの開発に関する法律問題 ～近時の裁判例を参考に～ [WEB]	松島淳也 弁護士	5/15 (木)～7/15 (火) 申込期限 7/8 (火)	24
	訴訟の「手続」ではなく「本質」を学ぶ! ～訴訟を主体的にハンドリングできる法務パーソンになるために～ [WEB]	武井祐生 弁護士	配信中～6/3 (火) 申込期限 5/27 (火)	25
データ	世界のデータ保護規制のポイントと最新対応実務 ～ AI と GDPR を中心に～ [東京会場]	中崎 尚 弁護士	5/28 (水) 申込期限 5/27 (火)	26
	1時間で押さえる 生成 AI 利用の社内ポリシー作成のポイント [LIVE] ※オンデマンド配信あり	上村哲史 弁護士	6/17 (火) LIVE 申込期限 6/13 (金)	27
	3時間でわかる 利用規約・プライバシーポリシーの作成・見直しの実務ポイント [WEB]	殿村桂司 弁護士 水越政輝 弁護士	配信中～5/26 (月) 申込期限 5/19 (月)	28
	企業活動の場面から考える 個人情報保護法の勘所 [WEB]	木村一輝 弁護士	5/8 (木)～7/8 (火) 申込期限 7/1 (火)	29
知財法務	著作権とうまく付き合うための総務・法務担当者用 著作権法チェックポイント ～ AI 時代の基礎知識から使う・守る場面まで～ [東京会場]	池村 聡 弁護士	5/27 (火) 申込期限 5/26 (月)	30
	法務 (総務) 担当者のための 知財法務入門 ～最低限求められる基本知識とリスク感覚を習得しよう～ [東京会場]	末吉 亙 弁護士 佐藤安紘 弁護士	7/7 (月) 申込期限 7/4 (金)	31 NEW
	社内コミュニケーションに困らないための 商標・ブランド保護法の基礎知識 [WEB 再募集]	藤野 忠 弁護士	配信中～5/30 (金) 申込期限 5/23 (金)	32

消費者対応	ベーシック景品表示法 [東京会場]	古川昌平 弁護士	5/16 (金) 申込期限 5/15 (木)	33	
	お客様は神様ではありません！「カスハラ」に屈しない現場担当者としての準備～「貴重な意見」と「ハラスメント」の適切な区別～【法人申込】[WEB]	森原憲司 弁護士	配信中～5/26 (月) 申込期限 5/19 (月)	34	
	裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の実務と応用 [WEB 再募集]	原戸稲男 弁護士	配信中～5/26 (月) 申込期限 5/19 (月)	35	
環境	総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務（深掘り編）[東京会場]	佐藤 泉 弁護士	5/22 (木) 申込期限 5/21 (水)	36	
	総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務 [WEB]	佐藤 泉 弁護士	5/8 (木)～8/6 (水) 申込期限 7/30 (水)	37	
株主総会	議事録作成の基礎 ～株主総会・取締役会・監査役会事務局対応の実務～ [東京会場]	後藤晃輔 弁護士	5/20 (火) 申込期限 5/19 (月)	38	
	対話と事例で学ぶ 新任担当者のための株主総会実務の基本 ～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～ [大阪会場]	浦田悠一 弁護士 李 政潤 弁護士	7/28 (月) 申込期限 7/25 (金)	39	
	事務局スタッフのための 商業登記実務 ～デジタル化の進展を踏まえた 2025 年定時株主総会対策～ [WEB]	鈴木龍介 司法書士	配信中～7/31 (木) 申込期限 7/24 (木)	40	
	アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応 ～予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ～ [WEB]	伊藤広樹 弁護士 森 駿介 弁護士	配信中～5/30 (金) 申込期限 5/23 (金)	41	
	事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント [WEB]	石井裕介 弁護士	配信中～5/30 (金) 申込期限 5/23 (金)	42	
	株主総会の準備・運営の最終チェックポイント【全2講】 ～総会準備・運営に当たって見落としがちな実務ポイントを徹底解説～ [WEB]	牧野達也 三菱UFJ信託銀行 角田大憲 弁護士	配信中～6/27 (金) 申込期限 6/20 (金)	43	
	2時間で解説 2025 年株主総会「想定問答」のポイント ～2025 年版「株主総会想定問答集」をテキストとして～ [WEB]	河和哲雄 弁護士	配信中～6/27 (金) 申込期限 6/20 (金)	44	
	株主総会担当者基礎研修コース（2025 春）[WEB]	井上 卓 三菱重工業 他	配信中～8/7 (木) 申込期限 6/30 (月)	45	
	会社法・金商法・上場規則	3時間でつかむ！ 金商法の全体像とポイント [東京会場]	峯岸健太郎 弁護士	7/16 (水) 申込期限 7/15 (火)	46
		ディスクロージャーの実務 ～基礎の確認から近時の動向まで～ [WEB]	浜田 幸 弁護士・公 認会計士	配信中～5/19 (月) 申込期限 5/12 (月)	47
事例で学ぶ適時開示 ～基礎知識から実務対応まで～ [WEB]		伊東祐介 弁護士	配信中～5/19 (月) 申込期限 5/12 (月)	48	
ベーシック金商法 <開示編> [WEB]		谷口義幸 プロネクサス	配信中～5/19 (月) 申込期限 5/12 (月)	49	
取締役会運営の法務 ～基礎から最新実務論点まで～ [WEB]		渡辺邦広 弁護士	配信中～5/19 (月) 申込期限 5/12 (月)	50	
進化する監査役・監査（等）委員会の監査・運営実務 ～監査役会等の実効性評価の在り方も含めて～ [WEB]		塚本英巨 弁護士	配信中～6/3 (火) 申込期限 5/27 (火)	51	
Introduction to Japan Corporate Law ～外国人役員・管理職に日本の会社法を伝えるポイント～ [WEB]		高木弘明 弁護士	配信中～7/31 (木) 申込期限 7/24 (木)	52	
株式会社法総合基礎講座 ～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～（全12回）[WEB]		河内隆史 明治大学名誉教授 他	配信中～9/30 (火) 申込期限 8/29 (金)	53	
会社法の体幹を鍛えよう ～コーポレート実務をおもしろく、わかりやすく～ [WEB 再募集]		倉橋雄作 弁護士	配信中～5/16 (金) 申込期限 5/9 (金)	54	
新任子会社役員が押さえておきたい「義務と責任」 ～事例を通して役員責任の大枠を掴む～【法人申込】[WEB 再募集]		福岡剛志 弁護士 他	配信中～6/11 (水) 申込期限 6/4 (水)	54	
リスク対応	【緊急開催】大関税時代に求められる日本企業の取組みと考え方 ～自国優先主義による自由貿易体制の危機に、法務部門を含めた全社でどう立ち向かうべきか～ [LIVE] ※オンデマンド配信あり	大澤 大 弁護士 他	5/15 (木) LIVE申込期限 5/13 (火)	55	
	法務管理職のためのリスクマネジメント力養成講座 [2025 年] ～法務重点領域におけるリスク対応力を集中的に身に付ける～ [東京会場] ※会場開催のみ	井本吉俊 弁護士 他	7/4 (金)・7/11 (金) 申込期限 6/26 (木)	56	
	ベーシック公益通報者保護法 [東京会場]	中野 真 弁護士	7/29 (火) 申込期限 7/28 (月)	57 NEW	
	中国ビジネス再検討 ～再編？撤退？激動の中国に翻弄されないために～ [WEB]	唐沢晃平 弁護士 中川裕茂 弁護士	配信中～5/30 (金) 申込期限 5/23 (金)	58	
	場面で学ぶ 経済安全保障とリスクマネジメント ～法務部門は何かできるか、何をすべきか～ [WEB]	大澤 大 弁護士	5/9 (金)～7/9 (水) 申込期限 7/2 (水)	59	
	法的視点から見るサイバーセキュリティ重要トピック [WEB]	蔦 大輔 弁護士 他	5/30 (金)～7/30 (水) 申込期限 7/23 (水)	60	
	事例と Q&A で学ぶ 安全配慮義務の基礎 ～法務・総務に必要な安全配慮義務のリスク感覚を身に付ける～ [WEB]	淀川 亮 弁護士	6/30 (月)～9/5 (金) 申込期限 8/29 (金)	61	
	サイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点 ～『金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン』を踏まえて～ [WEB 再募集]	山岡裕明 弁護士	5/30 (金)～7/30 (水) 申込期限 7/23 (水)	62	
〔重点集中講義〕初心者のための債権管理・回収の基礎知識 ～債権回収の場面から巻き戻して考える債権管理のノウハウ～ [WEB 再募集]	権田修一 弁護士	6/2 (月)～8/4 (月) 申込期限 7/28 (月)	63		

※「会場開催のみ」の表示があるセミナーを除き、「会場開催 [東京/大阪]」セミナーについて、後日、収録動画によるWEB受講者の募集を予定しています。WEB受講の募集は、原則としてセミナー開催日の翌営業日から、株式会社商事法務 WEB サイトにて開始します。「LIVE」セミナーについても収録動画を後日配信します。

新任担当者のための 株主総会運営の基礎と実践〔全3講〕

～根拠法令・判例・実務慣行を踏まえた総会実務の基本構造を学ぶ～

セミナー概要

初めて総会を迎える担当者、経験の浅い担当者を主な対象として、現場の最前線に対応している各講師が、総会指導の経験を踏まえ、総会運営実務上、重要なポイント・基本事項の全体像について、なぜそのような形になっているのかという法令等の根拠も含め解説。

講義時間：約 7 時間 30 分



福崎剛志 弁護士（日比谷タックス&ロー弁護士法人）〔第 1 講〕

山田和彦 弁護士（中村・角田・松本法律事務所）〔第 2 講〕

奥山健志 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）〔第 3 講〕

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 30 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 16 日（金）
- 受講料：66,000 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 招集通知の作成、チェック、総会シナリオ、想定問答等、一連の総会運営の対応については、ひな形等の整備が進み、また、各社におけるノウハウの蓄積も進んでいることと思われます。
- ◆ ところで、こうしたひな形、ノウハウ等の蓄積が進みますと、総会準備を円滑に進めることができる反面、総会直前期には、多忙さもあって、一つひとつの記載・行為の根拠となる法令・判例、実務慣行の確認にまで手が回らない担当者も少なくないようです。
- ◆ また、担当者としては、株主総会資料の電子提供制度やバーチャル株主総会の対応など、新しい制度や実務に的確に対応していく必要がありますが、そのためにも、これらの対応の基礎となる従来からの実務や慣行の根拠・理由等について正確な知識をもっておくことがなによりも重要です。
- ◆ そこで本セミナーでは、初めて総会を迎える担当者、経験の浅い担当者を主な対象として、現場の最前線に対応されている各講師が、総会指導の経験を踏まえ、総会運営実務上、重要なポイント・基本事項の全体像について、なぜそのような形になっているのかという法令等の根拠も含め解説いたします。
- ◆ 株主総会は、株式会社の重要事項を決定する法律上の最高意思決定機関であるとともに、株式会社として最大のイベントです。この機会に、総会実務の根拠となる法令等を整理し、改めて株主総会運営に関する基本的な知識と考え方を身につけ、自信をもって本年株主総会を迎えるために本講座をご活用いただくことをお勧めいたします。

主要講義項目

第 1 講 株主総会事務局のスケジュール、総会当日までの主要事項の基本概念

- 1 はじめに
- 2 最近の株主総会の動向
- 3 株主総会のスケジュール
- 4 想定問答の作成とその活用法
- 5 株主総会議案の確定
- 6 議決権行使の勧誘
- 7 招集通知の早期発送と電子化
- 8 書面投票と電子投票
- 9 バーチャル株主総会への対応
- 10 株主提案への対応
- 11 事前質問・書類閲覧・謄写請求への対応

第 2 講 招集通知（狭義の招集通知、事業報告、参考書類、議決権行使書）の基本構造と各記載内容

- 1 狭義の招集通知（アクセス通知）
- 2 事業報告
- 3 参考書類
- 4 議決権行使書面

第 3 講 株主総会当日の運営と終了後の事務にかかわる基本概念

- 1 株主総会の当日の運営の視点
- 2 当日の役割分担の確認
- 3 株主総会当日の会場設営
- 4 株主総会当日の受付事務
- 5 バーチャル総会の位置付け
- 6 株主総会当日の議事進行
- 7 株主総会終了後の事務

〔重点集中講義〕

総務担当者のための法律知識と法律技術

セミナー概要

総務部門のご担当者が日常業務を的確に遂行していくうえで必要不可欠の法律知識とその効果的な活用方法（法律技術）について、具体的場面を想定しながら、事例を交えて平易に解説。

講義時間：約 5 時間



松本伸也 弁護士（丸の内総合法律事務所）

昭和 57 年 早稲田大学法学部卒、昭和 59 年 司法試験合格、昭和 62 年 司法修習修了（39 期）、同年弁護士登録、平成 13 年（株）インプレスホールディングス社外監査役（現任）、平成 17 年～20 年 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官、平成 19 年 濫澤倉庫（株）社外取締役（現任）、平成 21 年～23 年 新司法試験考査委員（民法）、平成 23 年 司法試験予備試験考査委員、同年公益財団法人キリン福祉財団理事（現任）、平成 25 年 大太平洋金属（株）社外取締役（現任）

視聴期間等

- 視聴期間：2025 年 5 月 8 日（木）10 時～2025 年 7 月 31 日（木）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 7 月 24 日（木）
- 受講料：44,000 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆総務部門のご担当者は、管理部門の要として、企業活動全般を円滑に進めるための重責を担っています。その業務は、法律ないし法律問題と密接に関わる事柄が多く、担当者にとっては法律知識・法律技術の習得と法律的なものの見方（リーガル・マインド）の涵養は、必須かつ最大の課題といえるでしょう。
- ◆本講座では、総務部門のご担当者が日常業務を的確に遂行していくうえで必要不可欠の法律知識とその効果的な活用方法（法律技術）について、具体的場面を想定しながら、事例を交えて平易に解説します。
- ◆ご担当者の皆様の即戦力養成・能力向上に本講座を積極的にご活用いただくことをおすすめします。
- ◆法律の構成、六法の引き方など初歩の初歩から講義します。法学部出身ではない方のご受講もお待ちしております。

※ 受講に際しては、最新の六法を必ずお手元にご用意ください。

主要講義項目

- 1 会社における総務部門の役割
 - (1) 会社とは何か
 - (2) コーポレート・ガバナンス
 - (3) コンプライアンス
 - (4) 内部統制
 - (5) コーポレートガバナンス・コード
 - (6) 社会的責任（CSR）、SDGs、ESG
 - (7) 総務部門の役割
 - (8) 補論 ～上場企業を取り巻く状況
- 2 法律知識の重要性
 - (1) リーガル・マインドとは
 - (2) 六法の正しい引き方
 - (3) 法律条文と解釈
 - (4) 判例の正しい読み方
 - (5) 法律情報の入手の仕方
- 3 文書管理をめぐる法律知識
 - (1) 文書の重要性
 - (2) 稟議書
 - (3) 処分証書（権利義務の発生・変更・消滅）に関する文書—契約書等
 - (4) 通知文書の留意点
 - (5) 日付と確定日付
 - (6) 重要文書の保存期間
 - (7) 電子文書の取扱い方
- 4 署名と印鑑に関する法律知識
 - (1) 署名と記名押印
 - (2) 文書に記名押印がなされていることの意味
 - (3) 会社印の種類
 - (4) 印鑑管理の必要性 ～社印取扱規則
- 5 取締役会・株主総会の法律知識
 - (1) 取締役会（権限・運営・決議）
 - (2) 株主総会（権限・運営・決議）
- 6 商業登記の法律知識
 - (1) 商業登記の重要性
 - (2) 重要な登記事項
 - (3) 登記事項の変更と会社の義務
- 7 従業員の事故・不正の法律知識
- 8 紛争解決・訴訟の法律知識
- 9 弁護士の上質な活用法

初心者のための企業法務入門

～ケーススタディを通じて法律実務を疑似体験～

セミナー概要

企業法務についての入門的知識の整理・習得を必要とする方＝初心者を対象として、企業法務の目的・対象・機能・組織など実務のフレームワークを総合的に学んでいただくための基礎研修プログラムで構成。

講義時間：約 4 時間

講師紹介

菅原貴与志 弁護士（弁護士法人 小林綜合法律事務所）

慶應義塾大学法学部・経済学部卒業後、全日空（現 ANA ホールディングス）入社。法務部等を経て弁護士登録、2014 年より法務省法制審議会委員。現在、弁護士、慶應義塾大学特任教授、東京弁護士会 会社法部 部長。

主要著書：『企業法務入門 20 講』、『会社法入門 20 講』（以上、勁草書房）、『新しい会社法の知識』（商事法務）、『詳論 個人情報保護法と企業法務』（民事法研究会）。

最新論文：「次世代大陸間輸送を巡る法的課題 序説 -航空法と宇宙法の架橋-」慶應法学 53 号、「株主提案権の現在実相」日本法学 97 巻 4 号、「株主総会の現代的変容」法律実務研究 40 号。

視聴期間等

- 視聴期間：2025 年 5 月 9 日（金）10 時～2025 年 7 月 31 日（木）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 7 月 24 日（木）
- 受講料：38,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、企業法務についての入門的知識の整理・習得を必要とする方＝初心者を対象として、企業法務の目的・対象・機能・組織など実務のフレームワークを総合的に学んでいただくための基礎研修プログラムで構成されています。
- ◆講義の前半では、個別専門分野の法律知識を習得する前段階に学んでいただきたい「企業法務総論」として解説します。また、講義の後半は、受講者の皆様に多様なケーススタディを通じて法律実務を疑似体験していただきます（事前に事例課題をお送りします）。
- ◆新たに法務担当となられた方々のために、企業法務の入門知識の習得とリーガルマインド向上の礎として、本講座の積極的なご活用をお勧め申し上げます。

主要講義項目

I なぜ今、企業法務なのか

- 1 企業活動と法律
- 2 現代企業を取り巻く法務環境
- 3 相次ぐ立法・法改正と企業法務部門への影響

II 企業法務とは

- 1 多義的な企業法務の概念
- 2 企業法務部の歴史的変遷、著名事件
- 3 企業法務の機能（紛争解決、予防法務、戦略法務）
- 4 あるべき法務部門の編成と役割（業種別の考察も含めて）

III 企業活動をめぐる法律の俯瞰

- 1 民法・商行為法
- 2 会社法
- 3 民事手続法、倒産法
- 4 労働法
- 5 競争法
- 6 国際法務
- 7 知的財産権

- 8 その他（消費者保護法、個人情報保護法、公益通報者保護法、租税法、環境法、業種関連法、損害保険等）

IV 企業法務の疑似体験

～ケーススタディから学ぶ企業法務

- 1 商事法務編
- 2 国際法務編
- 3 競争法編
- 4 労働法務編
- 5 債権回収編
- 6 情報法務編

V 企業法務の現代的課題

- 1 コンプライアンス経営の意義
- 2 CSR、ESG、SDGs とコンプライアンス
- 3 コンプライアンスとインテグリティ
- 4 リスクマネジメントと内部統制
- 5 リスクカルチャーの醸成、グループガバナンスとコンダクトリスク
- 6 トラブルに強い企業づくりのために

法務・総務・審査・経理等の

新任担当者のための ビジネス法務の基礎知識（全2回）【法人申込】

セミナー概要

各部門の業務を的確に進めていくために、最低限知っておきたい基本的なビジネス法務の知識について、近時の法改正等の動向等も含め、なるべく広範囲にわたって、実務に即して具体的に分かりやすく解説。

講義時間：約 5 時間



太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）[第1回・第2回担当]

神代 優 弁護士（丸の内総合法律事務所）[第2回担当]

眞木純平 弁護士（丸の内総合法律事務所）[第1回担当]

視聴期間等

- 視聴期間：2025年5月9日（金）10時～2025年7月9日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月2日（水）
- 受講料：66,000円（税込）／1社分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆法務、総務、審査、経理等の管理部門の業務は法律ないし法律問題と密接な関わりをもっており、それらのセクションの担当者におかれては、はば広い範囲にわたる法務知識を身につけることが求められるところです。
- ◆本講座では、常日頃、様々な法律ないし法律問題に直面しつつ、各部門の業務を的確に進めていくために、最低限知っておきたい基本的なビジネス法務の知識について、近時の法改正等の動向等もふまえて、なるべく広範囲にわたって、実務に即して具体的に分かりやすく解説いたします。
- ◆講義内容は、以下に記載のとおり、ビジネス法務の基本事項等の整理を始め、日常の業務にすぐに役立つ実践本位の項目によって構成されています。
- ◆関連部署の皆様の職能開発・向上に最適のプログラムとして自信をもってお勧めします。

主要講義項目

■第1回■

第1 インTRODクシヨン

～ビジネス法務における法律（問題）について

- 1 ビジネス法務における登場人物
- 2 法律問題は、登場人物の関係ごとに考える
- 3 ビジネス法務における法律等
- 4 法律の内容、法律の解釈についての調査方法

第2 対外的な関係における基礎知識（その1）

～取引先との関係～

- 1 取引先との法律関係は、いかなる事実関係に基づいて発生するのか？
- 2 契約、契約書の基礎知識
- 3 各種代金の請求・支払にかかる基礎知識

第3 対外的な関係における基礎知識（その2）

～取引先以外との関係～

- 1 契約関係にない相手方との間の民事的な法律関係に関する基礎知識

2 国・地方公共団体との間の関係に関する基礎知識

- (1) 刑事的な関係
- (2) 行政的な関係

■第2回■

第4 株式会社の内部的関係における基礎知識

- 1 株式会社とは？
- 2 株式会社の機関に関する基礎知識
 - (1) 監査役設置会社の場合
 - (2) 監査役設置会社以外の形態とその機関に関する基礎知識
- 3 株式会社の従業員に関する基礎知識
 - (1) 株式会社と従業員との間の労働契約とは？
 - (2) 労働基準法と就業規則

第5 紛争や問題が生じた場合の基礎知識

- 1 取引先等との間で紛争が生じた場合の基礎知識
- 2 不正等の問題が生じた場合の対応の基礎知識
- 3 内部通報制度に関する基礎知識

法務の基礎のその手前 ～法的な「ものの見方」と「文章の書き方」～

セミナー概要

法務業務を初めて担当される方がはじめの一步を踏み出せるように、法的な「ものの見方」と「文章の書き方」を会得し、他者に伝わるわかりやすい文章・ビジネスメールを書くためのエッセンスを、講師の経験談を交えながら惜しみなく披露。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 壱岐祐哉 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2018 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2019 年弁護士登録(第二東京弁護士会)。2019 年 -2023 年中村・角田・松本法律事務所所属、2023 年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A 取引、株主総会対応、コーポレートガバナンス、企業間紛争等を中心に企業法務全般を取り扱うほか、労働法に関するセミナーも多数開催している。

平山直樹 弁護士（平山綜合法律事務所）

2016 年京都大学法学部卒業。2018 年京都大学大学院法学研究科卒業。2019 年弁護士登録（大阪弁護士会）。2019 年 -2024 年弁護士法人大江橋法律事務所所属、2024 年平山綜合法律事務所入所。M&A 取引、会社法関係争訟、内部通報対応、契約書のリーガルチェック等の企業法務全般を取り扱うほか、人事労務に関する法律相談（内規作成、修正等）・紛争代理、ハラスメント調査など、労務案件も多数取り扱う。その他、立命館大学エクステンションセンター講師も務める。

視聴期間等

- 視聴期間：2025 年 5 月 12 日（月）10 時～ 2025 年 7 月 14 日（月）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 7 月 7 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、初めて法務関係のお仕事をご担当される方向けの最初の研修として、先輩方にとっては当たり前でも、意外と誰も教えてくれない「基礎のその手前」を網羅的にお伝えするとともに、法的な「ものの見方」と「文章の書き方」を会得することを目的としています。
- ◆本講座では、講師の弁護士が二手に分かれて、目の前で契約交渉のロールプレイングも行いますので、契約書をどう作成していくか（雛形を変更するかどうか）、契約書のどこを見るべきかなど、法的な「ものの見方」を体感することができます。
- ◆また、実務で活躍する弁護士が「法的な文章とは何か」をかみ砕いて説明し、法的な文章、ひいては「他者に伝わるわかりやすい文章・ビジネスメール」のエッセンスを惜しみなく披露していただきます。
- ◆本講座では単に法律知識だけをお伝えするのではなく、講師の弁護士双方の実体験を踏まえた「ちょっとした疑問・課題」についても紹介しながら講義を進めます。本講座を通じて、法務関係のお仕事の第一歩を踏み出しましょう。

主要講義項目

1 はじめに知っておきたい法務の決まり事

- (1) 予防法務と臨床法務—法務の仕事内容
 - ・予防法務の重要性
 - ・予防法務としての契約書
 - ・予防法務のための「良い」契約書とは？
- (2) 法律の条文と契約書の規定ぶりの違い
 - ・民法の条文の例
 - ・条文解釈の技法
 - ・条文・規定の順番
 - ・目当ての条文の探し方
- (3) 法的な言葉遣い—「法制」という外国語？
 - ・公用文の紹介
 - ・要件と効果
 - ・原則と例外
 - ・期限の定め方—「明日まで」は明日やればいい？
 - ・責めに帰すべき事由
- (4) 契約書とは
 - ・契約成立のために「契約書」は必須か？
 - ・覚書とは
 - ・差入れ型の NDA は契約書？
 - ・MOU（基本合意書）
 - ・基本契約と個別契約
- (5) その他の「基礎のその手前」
 - ・法律・政令と通達・指針・ガイドライン

- ・監督官庁・行政への問い合わせ
- ・最高裁判例と裁判例
- ・準拠法、管轄合意、存続条項、協議条項

2 契約交渉のロールプレイング—業務委託契約書を事例として

- (1) 発注者側のターン：雛形をそのまま送れば良い？
- (2) 受注者側のターン：どこを確認すれば良い？
- (3) 交渉：落としどころはあるか？
- (4) 署名・押印
- (5) 法的な「ものの見方」のまとめ

3 法的な文章の書き方

- (1) ポイントは明確性
- (2) 順番に気を配る
- (3) 要件と効果の意識
- (4) 反対解釈したらどうなるか？
- (5) ビジネスメールの書き方・再考—法的な視点から

リーガル・リサーチの実践手法と2025年の最新事情

～リーガル・リサーチからリーガル・ラーニングへ～

セミナー概要

法律事務所で日々リサーチ業務を実践されている講師より、リーガル・リサーチの基本的知識から最新動向までを解説。対談パートでは、インハウスロイヤーとして活躍する根橋氏をゲストに招き、「調べておしまい」のリーガル・リサーチではなく、「リーガル・ラーニング」までに高めるための視座を示す。

講義時間：約2時間

講師紹介

中村智子（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 図書担当）

1990年6月、森総合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）において初めての図書スタッフとして入所。入所以来、蔵書管理システムの導入、判例・法令・企業情報等データベースの導入及び管理を担当。蔵書管理・各種データベースの管理業務の経験を活かし、官公庁や各種団体等の最新情報、注目書籍や最新論文情報の所内配信を行う。

根橋弘之（パナソニックホールディングス株式会社 エグゼクティブ・リーガル・カウンセラー）

森・濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）で約10年間、M&A・コーポレートを担当後、2021年4月、パナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）に入社。M&A案件等の事業法務領域を専門としつつ、リーガルオペレーションズ担当として、リーガルテック・AI等のテクノロジー活用を含め、社内外におけるLegal Operationsの議論の活用・浸透に向けた活動を行っている。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年7月28日（月）10時～2025年9月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月22日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆リーガル・リサーチとは、法的問題を解決するために、法令、判例、文献、企業情報などの法情報を調査・分析することであり、法務審査スタッフにとっては業務上必須となるスキルの1つです。
- ◆しかし、昨今の急速なITの進化、あるいは各種データベースの整備・新設によって、その手法にも常に効率的な見直し・キャッチアップが求められます。この1年でもリサーチサービスの新規リリース、またデータベースのリニューアル等があり、最近では国会図書館のデジタル化により近く絶版書籍がオンラインで閲覧可能になるというニュースも話題になりました。
- ◆本講では、法律事務所で日々リサーチ業務を実践されている講師より、リーガル・リサーチの基本的知識をはじめ、どこでどのような情報をどのように得られるのか、各種情報へのアクセスや入手方法について解説いただきます。
- ◆あわせて、リサーチ対象として主要なデータベースの概要や特徴等もご紹介いただきながら、国内外の文献や判例の表記にも触れて、実務的な観点よりお話しいただく予定です。リサーチツールを使いこなすための基礎固めの機会としてご受講をおすすめします。
- ◆本年は、講師の所属している法律事務所にかつて弁護士として所属し、現在インハウスロイヤーとして活躍している根橋氏をゲストに招き、講師と対談を行います。外部弁護士、インハウスロイヤーという2つの観点からリーガル・リサーチについて講師と意見交換をします。また、生成AIを活用したリーガル・リサーチの可能性が広がる中、「ただAIに聞いて終了」ではなく、より多くの学びを得る「リーガル・ラーニング」の可能性についても議論いたします。

主要講義項目

- 対談 ～リーガル・リサーチからリーガル・ラーニングへ～
 - 4 商用データベース
 - ・法令・判例・文献
 - ・企業情報
 - ・新聞雑誌等
- リーガル・リサーチの基本的知識
 - ・法律文献の種類
 - ・企業法務に必要な情報
 - ・主要なデータベース
 - ・法令・判例データベースの変遷
- 5 サブスクリプション型法律書提供サービス
- 6 その他
- 3 主要なデータベースの概要と特長
 - ・法令
 - ・判例
 - ・図書館
 - ・企業情報

基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方（全3講）

～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～

セミナー概要

業務に直結するポイントを重点的に解説し、裏付けとなる法理についても平易に説明を加え、AI契約書レビューサービスやChatGPT等の近時のトピックについても適宜取り上げ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指す。

（本講は2024年10月収録セミナーの再募集です）



太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）

講義時間：約12時間

平成3年私立武蔵高等学校卒。平成8年東京大学経済学部経済学科卒。平成8年司法試験合格。平成9年東京大学経済学部経営学科卒。平成11年司法修習終了(51期)。平成11年弁護士登録。平成15年経済産業省特許庁法制専門官。平成18年弁理士登録。令和元年株式会社デコルテ（現株式会社デコルテ・ホールディングス）社外監査役（現任）。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年7月16日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月2日（水）
- 受講料：66,000円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆契約書の管理業務（プランニング、起草、審査、交渉、締結、改訂等）に携わる実務担当者が身に付けておかなければならない法律上・実務上の基礎知識は、きわめて多岐に亘ります。しかし、それらを短時間のうちに効率良く学ぶことのできる機会は、意外と少ないのが実情のようです。
- ◆そこで、本講座は、多忙な実務担当者の皆様が、契約書の管理業務の遂行に必須の基礎知識を、集中的に、また、過不足なく習得していただけるよう、全3講・計12時間のプログラムをご提供しています。
- ◆講義は、実用知識の習得を眼目とし、実際の業務に直結するポイントを重点的に解説するとともに、実務の裏付けとなる法理についても平易に説明を加え、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指します。

主要講義項目

第1講 契約・契約書の基礎知識

- 1 「契約」とは、「契約書」とは何か
- 2 なぜ、「契約書」を作らなければならないのか—契約書の意味
- 3 「契約書」における文言はどのように解釈されるのか
- 4 契約書の形式（その1）本文以外の形式等
- 5 契約書の形式（その2）署名・記名押印
- 6 契約書の形式（その3）約款について
- 7 契約書の形式（その4）電子契約について
- 8 契約書の内容 契約書に記載したことは全て効力を発するのか
- 9 契約の内容に「執行力」をもたらすためには

第2講 契約書の作り方・読み方（総論）

- 1 各種の契約書における条項の基本的な構成イメージ

- 2 「何をするのか」・・・当事者それぞれの履すべき内容に関する条項の例
- 3 主として契約の効力の存続に関する条項の例
- 4 主として何らかの問題が生じる場合に備える条項の例
- 5 その他の一般条項の例
- 6 具体的な条項の作成にあたって

第3講 契約書の作り方・読み方（各論）

- 1 売買契約と売買契約書
- 2 （売買）取引基本契約と取引基本契約書
- 3 不動産賃貸借契約と賃貸借契約書
- 4 業務委託契約（システム開発委託契約を含む）とその契約書
- 5 ライセンス契約とライセンス契約書
- 6 秘密保持契約と秘密保持契約書

WEB 再募集

ベーシック会社法 ～企業統治関係を中心に～

セミナー概要

企業統治関係を中心に最低限押さえておきたい会社法・関係法令、コーポレートガバナンス・コード等を整理し、法律知識にとどまらない必須の実務を解説。

(本講は 2024 年 10 月 2 日収録セミナーの再募集です)



増田健一 弁護士 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) 講義時間: 約 3 時間 30 分

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間: 配信中～ 2025 年 6 月 16 日 (月) 17 時
- 申込期限: 2025 年 6 月 9 日 (月) まで ●受講料: 38,500 円 (税込) /1名分

WEB 再募集

対話と事例で学ぶ新任担当者のための 株主総会実務の基本 ～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～

セミナー概要

セミナーの各所に散りばめられた、講師2名による対話セッションを通じ、受講者もその場で悩み考え、根拠から丁寧に解きほぐすレクチャー&対話で、総会実務対応の基礎を短時間で骨太に学ぶ講座。

(本講は 2024 年 9 月 20 日収録セミナーの再募集です)



浦田悠一 弁護士 (弁護士法人大江橋法律事務所)

講義時間: 約 3 時間

李 政潤 弁護士 (弁護士法人森・濱田松本法律事務所)

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間: 配信中～ 2025 年 5 月 16 日 (金) 17 時
- 申込期限: 2025 年 5 月 9 日 (金) まで ●受講料: 33,000 円 (税込) /1名分

WEB 再募集

新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント

セミナー概要

新任担当者には基礎固め、また経験者には再確認のために、会社法の規定を確認しながら、取締役会の運営に関する実務ポイントを解説。

(本講は 2024 年 10 月 15 日収録セミナーの再募集です)



小林章博 弁護士 (弁護士法人中央総合法律事務所)

講義時間: 約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間: 配信中～ 2025 年 6 月 9 日 (月) 17 時
- 申込期限: 2025 年 6 月 2 日 (月) まで ●受講料: 33,000 円 (税込) /1名分

リーガルマインド 法律入門

～法学未履修の総務・法務ご担当の皆様へ

セミナー概要

体系的に法律を学んだ経験のない総務・法務担当者を対象に、身近な素材や最近の時事問題を例に、雑多な情報から法的に重要なポイントを見極めるために必要な「考え方」を涵養していただく。(本講は2024年6月14日収録セミナーの再募集です)

講義時間：約3時間

講師紹介

弥永真生 明治大学会計専門職研究科教授

1961年生まれ、明治大学政治経済学部卒業(在学中、不動産鑑定士2次試験、公認会計士2次試験に合格)、東京大学法学部卒業(在学中、司法試験、公認会計士3次試験に合格)後、東京大学法学部助手等を経て筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授(～2021年3月)。2021年4月より現職。新司法試験委員、公認会計士試験委員を歴任。著書として、『リーガルマインド会社法〔第15版〕』(有斐閣、2021年)、『リーガルマインド手形法・小切手法』(有斐閣、2018年)、『リーガルマインド商法総則・商行為法』(有斐閣、2019年)、『法律学習マニュアル〔第4版〕』(有斐閣、2016年)、『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則〔第3版〕』(商事法務、2021年)、『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則〔第4版〕』(商事法務、2022年)などがある。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年7月31日(木)17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月24日(木)
- 受講料：33,000円(税込)／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、これまで必ずしも体系的に法律を学んだ経験のない総務・法務ご担当の方が、「なぜ法律というものが必要なのか」「社会において法律はどのように機能しているのか」をストンと理解でき、「ビジネス法務の基礎」を習得する前提として必要な「リーガルマインド」を身につけることを目的としています。
- ◆リーガルマインドとは複合的な概念ですが、大要、「法的なものの考え方」を指している言葉です。その中核は、いろいろなファクターを考慮しながら、他人を説得できるように、「自分の」頭で考える能力であるように思われます。既成の知識を鵜呑みにせず、自ら考えること。現実の事案に直面したときに、その多すぎるともいえる情報から法的に重要なポイントを見極めるためにも必要な心の持ち方とあってよいでしょう。
- ◆講師は「リーガルマインドシリーズ」(有斐閣)で著名な弥永真生教授。身近な素材を例にとり、あるいは最近の時事問題を参照しながら、迫真の講義で受講生の皆さんを、法律の世界に誘っていただきます。将来にわたって礎となるリーガルマインドを体得しましょう。

主要講義項目

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 法律のすがた</p> <p>(1) イントロダクション1 ～ある民事的な話題(事例)から</p> <p>(2) イントロダクション2 ～ある刑事的な話題(事例)から</p> <p>(3) 「六法」とは</p> <p>(4) 裁判例とは</p> <p>2 法律にどのように向き合うべきか</p> <p>(1) 「正しい答」がいくつもある</p> <p>(2) どちらかというと語学の学習に近い</p> <p>(3) 他分野との関係性、近似性</p> <p>(4) 法律を学ぶことのビジネス上の利点</p> <p>3 具体的なイメージを</p> <p>(1) 「具体化」と「抽象化」</p> <p>(2) 具体的に考えるコツ</p> <p>4 条文がスタートライン</p> <p>(1) 「説得の技術」としての法律</p> <p>(2) 結論の妥当性と条文</p> <p>(3) 「結論への筋道」と条文</p> <p>(4) 文理解釈の限界</p> <p>(5) 直接規定した条文がないとき</p> <p>(6) 法律の「解釈」のあり方</p> | <p>5 リーガルマインドとは何か</p> <p>(1) 複合的な概念であるリーガルマインド</p> <p>(2) 不思議に思う心・批判的思考</p> <p>(3) 「大切なことを見分ける」</p> <p>6 「自分の」頭で考えてみよう</p> <p>(1) 法務部員は、自社のビジネスに最も有利な契約や取引スキームを追求すべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法、下請法、労働者保護法等との関係 ・既往の取引経緯、慣習等を考慮すべき要請との関係 ・「ビジネスと人権」との関係 <p>(2) 会社に信頼される法務部門とは、どのようなものか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法律を知っている」だけでなく問題状況をわかりやすく説明できる力 ・ビジネスに積極的な提案ができる力 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

苦手意識克服! 実務に役立つ英文契約入門

セミナー概要

英文契約のドラフティングを行うために、必要となる基礎的知識を効果的に学習できるように設計された入門講座。ドラフティングのための基礎的知識だけでなく、自社に有利な契約条件への修正方法などについても具体例を用いて解説。英文ライティングスキルを向上させるための方法や習慣なども紹介。

講師紹介 辻野篤郎 弁護士（あしたの獅子法律事務所）

司法試験合格後、大手メーカーに法務担当者として就職。同社にて、国際仲裁、M&A、特許ライセンス、金融法務、グローバルコンプライアンス体制の構築、プロスポーツビジネスなど、国内外の様々な法務業務を経験。その後、名門法律事務所に入所し、地方自治体、大手メーカー、製薬企業、中小企業、ベンチャー企業等への法的助言や英文契約を含む各種契約書の作成支援、企業間取引紛争など幅広い業務を担当。大手メーカーの海外法務担当者として、英文契約の審査業務に従事していた経験を活かし、企業目線に立った戦略的な契約条件の提案や、交渉を有利に進めるための助言、英文契約に関する企業向けの研修や指導も得意としています。2021年に「あしたの獅子法律事務所」を設立し、現在は同所の代表弁護士として活躍中。日英バイリンガル（TOEIC 990点）。

開催日程等

- LIVE 配信日程：第1講：5月21日（水）10時～11時（第2講以降も同じ）
第2講：6月4日（水）、第3講：6月18日（水）、第4講：7月2日（水）
- オンデマンド視聴期間：2025年5月28日（水）10時～2025年10月31日（金）17時
- 参加・視聴方法：EメールにてLIVE参加用URL・オンデマンド視聴用URLをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月30日（火）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

<申込画面>



講座開設の趣旨

- ◆ 企業の法務担当者が英文契約のドラフティングを行うために、必要となる基礎的知識を効果的に学習できるように設計された入門講座です。
- ◆ 本講座では、企業法務及び国際法務に精通し、大手メーカーの海外法務担当者として、英文契約の審査業務に従事していた経験を有する辻野篤郎弁護士を講師に迎えます。
- ◆ 講座の導入部分ではドラフティングのための基礎的知識だけでなく、英文契約にまつわるよくある失敗事例について講師の実体験も交えながら取り上げます。その上で、自社に有利な契約条件への修正方法などについても具体例を用いて解説します。
- ◆ また、英語による会話力やライティングスキルを向上させるための方法や習慣なども、紹介します。1コマ1時間の取り組みやすい時間設定で、全4回で英文契約の基本を一通り学べます。
- ◆ 新しく法務部に配属された方だけでなく、英文契約について苦手意識をお持ちの方や、これからしっかり勉強していきたいとお考えのすべての法務担当者にとって、必要な知識を、効率的に、かつ、楽しく学習できる最適な講座となっています。

主要講義項目

<p>【第1講】 I はじめに 1 紛争を起こさない契約書を作成するには 2 英語による会話力やライティングスキルを向上させるための方法や習慣 など II 英文契約に関する基礎的知識 1 契約の成立条件 2 英文契約書の構造 3 まずは、これを覚えよう！英文契約の基本表現権利に関する表現 III 一般条項（Boilerplate 条項） 1 Assignment（譲渡禁止） 2 No Waiver（権利非放棄） 3 Severability（分離可能性） 4 Force Majeure（不可抗力） 5 Language（言語条項） 6 Dispute Resolution（紛争解決） 7 Governing Law（準拠法） 8 Entire Agreement（完全合意条項）</p> <p>【第2講】 IV 秘密保持契約 （Non-Disclosure Agreement） NDAと呼ばれる秘密保持契約は、英文契約の基本です。自社の情報の</p>	<p>機密性を維持するため、あるいは、他社から受領する情報について、過大な責任を負わないため、実際の場面で、どのように交渉し、修正すべきか具体例を挙げて解説します。</p> <p>1 秘密情報の範囲 2 秘密保持義務の内容 3 秘密保持義務の例外 4 開示を許可する範囲 5 秘密保持期間</p> <p>【補足】知っているると便利！英文契約の頻出表現 英文契約によく出てくる表現の意味や使い方について解説します。</p> <p>【第3講】 V 継続的売買契約 （Sales & Purchase Agreement） 売買契約はすべての双務契約の基本です。本講義では、売買契約をレビューするにあたり、必ず知っておくべき知識を解説するとともに、交渉が特に激しくなりやすい条項を取り上げて、自社に有利な条件にするには、どのように修正すればよいのか具体例を挙げて解説します。</p>	<p>1 製品の品質、仕様 2 引渡条件（Incoterms）、検査 3 価格、支払条項 4 保証（Warranty）と補償（Indemnification） 5 免責と責任制限 6 解約条項</p> <p>【第4講】 VI ライセンス契約 （license agreement） 海外の企業に自社の知的財産権をライセンスする場合、あるいは、海外の企業からライセンスを受ける場合、不十分な理解に基づき、契約してしまった結果、思わぬトラブルに遭遇するケースが増えております。本講義では、英文ライセンス契約を作成し、交渉する場合に、気を付けるべきポイントを、具体例を用いて解説します。</p> <p>1 英文ライセンス契約の特徴 2 英文ライセンス契約の注意点 3 ライセンスの対象を特定する方法 4 ロイヤリティの設定方法 5 その他注意すべき条項（税金、改良発明など）</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

NEW

基礎から確認 契約業務の実用知識

～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～

セミナー概要

実用本位の立場から、契約業務経験の浅い担当者にもわかりやすく、豊富な実例を用いながら平易かつ実務的な観点で講義を進める。電子契約についても簡単に解説。

講師紹介

堀江泰夫 弁護士 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 法務部シニア管理職
司法書士（東京司法書士会） 日本大学法学部非常勤講師

日本大学法学部非常勤講師 1983年早稲田大学法学部卒業、同年（株）リクルートコンピュータプリント入社。1989年司法書士試験合格、翌年（株）西友に入社し、法務部で10年間、株式業務、契約業務、債権回収業務、訴訟対応、M&A業務等を担当。その後、（株）ベルシステム24、（株）ドコモAOL、日本調剤（株）の各社法務部門を経て、2005年9月に新日鉄化学（株）（2018年10月1日付で日鉄ケミカル&マテリアル（株）に商号変更）に入社し、現在に至る。2005年3月司法書士登録（東京司法書士会）。日本大学法学部非常勤講師（2010年4月～）、日本組織内司法書士協会会長（2013年8月～2017年8月。現在同協会顧問）。

開催日程等

- 開催日程：2025年6月13日（金）13時～17時30分
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年6月12日（木）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

[〈申込画面〉](#)


講座開設の趣旨

- ◆ AIによる契約書審査・作成が一般的になり、各社が、様々なリーガルサービスを提供しています。リーガルテックの進歩により、AIによって法務担当者が契約業務から解放されるとする意見も一部にはあります。しかしながら、契約書は、相手方との交渉の結果、言い換えれば妥協の結果成立するものです。契約合意に至るためには、AIに任せきりにすることはできず、法務担当自身がある程度契約業務に精通し、判断することができなければなりません。
 - ◆ 契約業務（契約の審査・作成）をこなすには、関連する法律の理解（法律知識の習得）が必要であることは当然ですが、契約業務をスムーズにこなすには、多岐にわたる実務的・方法論的な技術（スキル）、いわゆる「実用知識」の修得が必須となります。
 - ◆ 契約業務に必要な「実用知識」は、法律書籍・雑誌やセミナーから得られる機会は限られており、OJTを通じて習得されるのが一般的だと思われます。しかしながら、自社の先例にとらわれてしまい、ともすれば基本概念の認識が薄れ、応用がききにくい状況におちいる懸念もあります。
 - ◆ そこで、「基本に沿った」契約業務に必要な各種の実用知識を、担当者の皆様が短時間のうちに効率的に学んでいただくことができるよう、現役の企業法務担当者であり豊富な職歴・実務経験を有する堀江泰夫氏を講師に招聘し、掲題の講座を開設します。
 - ◆ 本講座では、あくまでも実用本位の立場から、契約業務経験の浅い担当者にもわかりやすく、豊富な実例を用いながら平易かつ実務的な観点で講義を進めます。
- ※受講者にはサブテキストとして、講師の著書『契約業務の実用知識【第3版】』（2025年5月（株）商事法務発行予定）を無料贈呈いたします。

主要講義項目

第1 契約書の一般的知識

1 契約書の必要性

- (1) 契約と契約書（諾成契約と要式契約等）
- (2) 契約書作成の目的（紛争予防とリスク管理）
- (3) 証拠力（書証）—契約書と要件事実、二段の推定等
- (4) 電子契約
 - ・電子契約に関わる法律の改正・施行
 - ・押印義務の廃止、書面化義務の緩和等

2 契約締結に至るまでの流れ

- ・ヒアリング、相手方との交渉、交渉過程の記録
- cf. 完全合意条項（Entire Agreement）

3 契約書の書式（構造）

- ・契約書の構造、法律用語の使い方（独特な契約用語・間違いやすい用語）等

4 契約書作成時の留意事項

- (1) 任意規定と強行規定
- (2) 公序良俗
- (3) 契約の効力発生の有無（予約契約、letter of intent等）
- (4) 契約書と印紙税—印紙税と課税文書
- (5) 契約書の修正

第2 契約の各条項

1 一般条項

- (1) 契約期間（有効期間）
- cf. 存続条項（Survival Clauses）
- (2) 解除条項
- (3) 管轄等

2 リスク管理条項—契約書とリスク管理

(1) 債務履行関連

- ・損害賠償条項（賠償限度額条項、損害賠償額予定条項等）、不可抗力免責条項、契約不適合責任条項等

(2) 取引先の信用不安・倒産対応等

- ・期限の利益喪失条項、相殺条項、所有権留保等の担保権設定条項、業界に特有な条項（ソフト・ロー）、特別な解除条項（① change of control条項、② 不可抗力による解除）、表明保証等

おわりに—契約法務の能力向上のために

事例で学ぶ 契約の実務 ～秘密保持契約、取引基本契約における留意点～

セミナー概要

秘密保持契約書の事例から、その誤解、落とし穴を検討し、継続的売買契約の事例から、基本契約と個別契約の各条項との関係について整理。契約締結から解消に至る各段階の交渉(検討)ポイント、自社に有利に働く条項の考え方、契約交渉の留意点等を解説。

講師紹介 遠藤元一 弁護士（東京霞ヶ関法律事務所）

日本ガバナンス研究学会 理事、日本公認会計士協会 倫理委員会 有識者懇談会 委員、著作として、『第三者委員会報告書 30 選』（商事法務、共編著）、ビジネス法務「契約不適合責任をめぐる問題と対応方針」2021 年 12 月号等。企業法務全般をてがけるが、契約法、倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法（使用者側）、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等。

開催日程等

- 開催日程：2025 年 6 月 19 日（木）14 時～17 時 30 分
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 6 月 18 日（水）
- 受講料：33,000 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆最近では契約書のひな形やマニュアル、リーガルテックツール等が充実し、手軽に利用できる環境が整っているため、契約実務の基本を理解していなくても、営業部門からの契約相談に対応できてしまうケースが見受けられます。
- ◆しかし、締結しようとする趣旨と契約書とが過不足がある等フィットしていないとか、条項の定め方に思わぬ落とし穴があったりしたことによるトラブル等も少なくありません。
- ◆本講座では、まず、製造委託契約、業務委託契約、M&A契約、コンサルティング契約、共同開発契約等、多くの局面で締結される秘密保持契約書の事例から、その誤解、落とし穴を検討します。
- ◆次に、事業会社において基本となる継続的売買契約を題材として、基本契約と個別契約の各条項との関係について整理し、契約締結から解消に至るまで各段階における交渉（検討）ポイント、特に自社にとって有利に働く条項の考え方、契約交渉における留意点等について解説します。

主要講義項目

- I 秘密保持契約（NDA）に関する事例から
 - 1 NDA締結の局面
 - 2 NDAに関する「誤解」、陥りがちな「盲点」及び「対応策」
 - 3 NDA条項のドラフティング及びチェックポイント
 - 4 実際のNDAを題材としたブレインストーミング
- II 取引基本契約に関する事例から
 - 1 重要規定（特約）についての各チェックポイント
 - (1) 契約不適合責任規定（売買・業務委託契約の契約不適合責任規定）
 - (2) 約定解除規定・期限の利益喪失規定
 - (3) 責任免責・制限規定
 - (4) 秘密保持規定（商品・役務に関する情報・ノウハウ・顧客情報等）
 - (5) 競業禁止義務規定
 - (6) 契約終了後の措置・存続規定
 - (7) 保証規定
 - (8) 完全合意条項
 - (9) その他一暴排規定、反贈収賄規定
 - 2 旧民法との関係——経過措置（旧法適用）に関して留意が必要な幾つかの問題点
 - 3 契約締結時点及び締結後の留意点

電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント

セミナー概要

電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイントについて、わかりやすく整理。法制化の最新動向についても、簡単に紹介予定。

講師紹介

宮内 宏 弁護士（宮内・水町 IT 法律事務所）

電子契約、電子文書保存、電子文書の法的有効性確保、電子帳簿保存法対応、IT 法務、企業法務等に豊富な実績／日本電気株式会社（NEC）にて、情報セキュリティ、AI（機械学習）、コンピュータアニメーション等の研究開発に従事した後、弁護士登録／内閣官房トラストに関するワーキングチーム、デジタル庁トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループ等、電子取引関係法令の法制度整備に参画／地方公共団体審議会委員、省庁委員会委員、監事・監査役等就任多数。法政大学非常勤講師。

開催日程等

- 開催日程：2025年6月20日（金）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年6月19日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆新型コロナ危機等を受けた企業行動・社会通念の変化を受けて、「電子契約」の導入が加速的に進みつつあるなか、行政からも、それを後押しするように近時、多くの Q&A、解釈指針などが出されています。また、デジタル庁は、創設以来、官民を通じた社会のトラストの確保など、信頼性・安全性向上を進めています。
- ◆もっとも、このような電子契約の導入の流れの中で、自社でもその導入を検討するに当たっては（あるいは取引先から求められる電子契約での締結に合意するに当たっては）、法的リスク・留意点や、実務体制上のメリット・デメリット、電子証明書の発行や電子署名の実施方法の選択などの必要となる対処も十分整理・把握しておく必要があります。
- ◆また、電子契約を段階的・部分的に導入する場合など、契約書・文書管理の観点からも、保存に関する規制・ルールや、社内の内部統制等の観点、さらには訴訟対応等の法的対応との関係をも踏まえた、これまで以上に効率的で正確な、全体で整合のとれた文書管理も求められると考えられます。
- ◆民事裁判の電子化について、改正民事訴訟法が2026年5月までに全面施行される運びとなっています。この改正により電子文書の証拠提出が本格化するため、それに備えた電子文書管理が必要です。
- ◆そこで、本セミナーでは、電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイントについて、わかりやすく整理します。また、改正民事訴訟法の施行など、法制化の最新動向についても、簡単に紹介する予定です。

主要講義項目

I 総論

- 1 電子契約の意義
 - ・電子契約とは何か。なぜ、今、注目されているのか
- 2 電子文書管理のアウトライン
 - ・電子文書の管理で重要な事項としてメタ情報（特にコンテキスト情報）の管理が注目されている
- 3 電子契約・電子文書管理の相互の関係
 - ・電子契約書及びそれに関連する情報（他の文書との関係、電子契約書のコンテキスト情報など）をひとまとめにして管理するのが重要
 - ・電子契約書に用いられる電子署名・タイムスタンプなどは、重要なコンテキスト情報
 - ・長期保存、訴訟との関係
- 4 法制度の動き
 - ・民事訴訟法の改正

II 電子契約の法的有効性とメリットとデメリット

- 1 契約の成立と契約書
 - ・一般的な契約は口頭でも成立する

- ・証拠としての電子契約書
- 2 電子契約のメリット・デメリット
 - ・業務効率化など多くのメリット
 - ・バックデートできないこと、撤回が簡単でないことなどのデメリット
 - 3 電子契約と電子署名
 - ・押印に代わる措置としての電子署名
 - 4 電子証明書
 - ・電子署名の正当性を検証するための電子証明書
 - ・電子証明書の発行機関（民間、官公庁）
 - ・電子証明書の選択
 - 5 電子署名の実施方法
 - ・ローカル署名、リモート署名、第三者型署名
 - ・方法の選択
 - 6 電子署名の応用技術
 - ・eシール
 - ・タイムスタンプ

III 電子的な契約（文書）管理の法的・実務的なポイント

- 1 電子文書管理の考え方
 - ・電子文書の信頼性確保

- 2 メタ情報とその管理
 - ・メタ情報としてのコンテキスト情報（作成者、作成日時、関連文書、根拠規定等）
- 3 信頼性の確保
 - ・JIIIMA のガイドラインにおける信頼性の基準（推奨基準の内容）
- 4 長期保存
 - ・長期署名フォーマットの活用
- 5 訴訟との関係
 - ・証拠としての電子契約書とコンテキスト情報
 - ・e ディスカバリー対応

IV 電子契約と法制度

- 1 法制度の動き
 - ・eシールとその動向
 - ・欧州等の動き
 - ・裁判の IT 化（電子文書の証拠提出など）
- 2 税務と電子契約
 - ・印紙税が不要
 - ・電子帳簿保存法対応

部品供給事業者（Tier1 事業者・Tier2 事業者）の 法務担当者が知っておきたい法務論点

NEW

セミナー概要

製造業を中心にした部品供給事業者において特に問題となりやすい法務論点にフォーカスし、日常の取引・契約実務から積極的な成長施策の場面まで幅広く法務問題を解説。

講師紹介 藤田知也 弁護士・ニューヨーク州弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー。
企業法務全般を幅広く取り扱う。特に、製造業に関する M&A 案件や公取委審査対応に豊富な経験を有するほか、外為法関連相談、コーポレートガバナンス、危機管理・コンプライアンス対応、人事労務対応など、企業が直面する様々な法律問題に対応する。The Best Lawyers in Japan (Corporate / M&A)、Legal 500 Asia Pacific (Antitrust and Competition) など、M&A 分野と独占禁止法分野の両方で外部から高く評価を受けている稀有な存在。2006 年東京大学法学部卒業、2009 年 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課に出向（～2011 年）。2013 年 デューク大学 ロースクール修了。2013 年 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2014 年）。

開催日程等

- 開催日程：2025 年 7 月 2 日（水）14 時～17 時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 7 月 1 日（火）
- 受講料：33,000 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆日本の「ものづくり産業」は、現代においても日本の経済を支える重要な基幹産業であり続けており、日本の高品質な製品や技術革新を支えています。とりわけ、複雑な製造工程を伴う「ものづくり」は、競争力を有する日本の製造業の代名詞ともいえるべき存在であり続けています。
- ◆このような製造工程においては、一次請け事業者（Tier1）、二次請け事業者（Tier2）といった、完成品製造のエコシステムを構成する部品供給事業者が重要な役割を果たしています。そして、部品供給事業者においては、サプライチェーンにおけるポジション、また近時の事業環境を踏まえた様々な法務上の留意事項が存します。
- ◆日常の取引においても、部品供給事業者は一面でサプライヤーでありもう一面で顧客であるという二面性に留意して契約書を取り扱う必要があります。その正確な対応には背景となる法務知識が必須です。また、複雑多様化した日本の製造業においては、特定の部品を取り扱う事業者が限定的で寡占化しやすいという事情から、さまざまな取組みにおいて独占禁止法の問題がかかわります。さらに、サプライチェーンを取り巻く新しい議論にも目を配る必要があるとともに、近時の事業承継問題の対応としてサプライチェーン内での M&A という手法も増えている中、上場会社における M&A の活性化と相まって、その法務面の理解は必須知識となってきています。
- ◆そこで本講では、日本経済を支える製造業を中心にした部品供給事業者において特に問題となりやすい法務論点にフォーカスし、日常の取引・契約実務から積極的な成長施策の場面まで幅広く法務問題を解説し、事業部や経営企画部と伴走できる法務担当者になっていただくことを目指しています。

主要講義項目

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 部品供給事業者において特有の法務論点の概要</p> <p>II 平時における取組みと法務</p> <p>1 契約法務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造委託基本契約の基本的構造 ・主要条項とその法的理論の理解（契約不適合責任、製造物責任、損害賠償等） <p>2 独占禁止法・下請法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・垂直関係にある事業者間における独禁法の問題～流通取引慣行ガイドラインの理解 ・下請法に関する近時の改正議論 <p>3 サプライチェーンを取り巻く新しい議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理 ・ビジネスと人権 | <p>III 企業の成長・改革につながる取組みと法務</p> <p>1 業務提携における論点～競合事業者間の業務提携における留意事項</p> <p>2 事業承継における論点～サプライチェーン内での M&A の留意事項</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

NEW

契約交渉の要点 ～提案された契約書案を的確に修正する技法～

セミナー概要

相手方との力関係等を踏まえて、契約書交渉における主導権や時間的制約といった前提条件が契約交渉に与える影響を説明したうえで、「都合の悪い条項を削除した際の影響」「修正の限界と優先順位の付け方」など、現場で直面する課題に対応するための実務的な知識をわかりやすく解説。

講師紹介

太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）

平成3年私立武蔵高等学校卒。平成8年東京大学経済学部経済学科卒。平成8年司法試験合格。平成9年東京大学経済学部経営学科卒。平成11年司法修習終了（51期）。平成11年弁護士登録。平成15年経済産業省特許庁法制専門官。平成18年弁理士登録。平成24年マークテック株式会社監査役。平成26年ジークライト株式会社社外取締役。令和元年株式会社デコルテ・ホールディングス社外監査役（現任）。

開催日程等

- 開催日程：2025年7月8日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年7月7日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆契約交渉はビジネスの成功を左右する重要な局面です。最終的に締結された契約書の内容次第で将来のトラブルや損失のリスクが大きく変わることから、事前の契約書案の交渉段階での確かな修正を行うスキルが求められます。しかし、実際の交渉では、契約書案の作成や修正において主導権を握れない場合や、不利な条項が残るまま締結に至るケースも少なくありません。こうした課題を的確に把握し、交渉を有利に進めるための具体的な修正方法を理解し、場面に応じて使うことができるようにしておくことが必要です。
 - ◆本講座では、相手方との力関係等を踏まえて、契約書交渉における主導権や時間的制約といった前提条件が契約交渉に与える影響を検討します。そのうえで、「都合の悪い条項を削除した際の影響」「修正の限界と優先順位の付け方」など、現場で直面する課題に対応するための実務的な要点を押さえます。
- さらに、業務委託契約書を題材とした事例研究を通じて、修正に応じてもらえない場合の対応策や避けるべき修正方法などについても、具体的な場面で活用する方法を実践的に学んでいきます。

主要講義項目

- 1 契約交渉における前提
 - (1) 契約書の内容によって生じるリスクとは
 - (2) 契約交渉における様々な考慮要素
 - ① 契約当事者間の力関係
 - ② 契約自由の原則と、強行規定や法律上の規制
 - ③ 契約交渉のコストによる制約と、時間的制約
- 2 契約交渉における契約書案のやり取りの位置づけ
 - (1) 契約書のやり取りの開始時期
 - (2) 最初の契約書案の作成者のポジション
- 3 契約書案の修正の技法
 - (1) 都合の悪い条項を削除したら、どうなるのか？
 - (2) 一般的な契約交渉において、どこまで修正することができるのか？
 - (3) 修正すべき内容の優先順位付け
 - ① 極めて大きなリスクとなり得る事項
 - ② 比較的大きなリスクとなり得る事項
 - ③ 比較的小さなリスクとなり得る事項
 - (4) 修正に応じてくれない場合の対応策
 - ・ 望ましくない対応策とは
- 4 事例研究（業務委託契約の交渉における契約書案の修正について）

実践で学ぶ契約書審査業務の勘所

【取引基本契約編】

～そのレビューで大丈夫?～

NEW

セミナー概要

日々の実務で避けては通れない契約書レビュー業務。テキストやセミナーで学んではいるけどこれで正解?そんな不安を解消するために、業務委託契約をテーマとして、事前課題の検討と講師による添削・講評を通じて、インタラクティブに対応力を磨く実践型講座。

講師紹介 大川 治 弁護士 (堂島法律事務所)

1996年弁護士登録。堂島法律事務所パートナー (東京・大阪事務所兼務)。
大阪大学大学院高等司法研究科兼任教員 (学外) 客員教授、与信管理士。企業法務全般を取り扱うほか、債権保全・回収、与信管理、訴訟対応を専門分野の一つとし、有事に役立つ契約書の作成指導に注力している。

松尾洋輔 弁護士 (堂島法律事務所)

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻 客員教授。2014年から2017年まで総合商社法務部に出向し、契約法務・ガバナンス関連法務等の業務に従事。帰任後は企業法務全般を扱うほか、複数のクライアントから契約書審査業務のアウトソースを請け負うなど、契約書審査業務に日々対応している。

開催日程等

- 開催日程：2025年8月29日(金) 13時30分～17時 (質疑応答込み)
※ 本セミナーは会場開催のみとなります (後日の収録動画配信はありません)。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室 (東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階)
- 定員：24名 (先着順) ●申込期限：2025年8月1日 (金)
- 受講料：44,000円 (税込) /1名分

[〈申込画面〉](#)


講座開設の趣旨

- ◆契約書審査をテーマにしたテキストやセミナーは世に溢れていますが、日々多くの契約書審査にあたる実務担当者の皆様は、実際の事案でどのように対応すべきか、ご自身や所属部署のやり方が正しいのかと悩まれたり、他社はどのように工夫しているのかが気になったりしたことがあるのではないのでしょうか。また、顧問弁護士にレビューを依頼しているが、指摘事項の意味や当否が判断できないとお困りのことはないのでしょうか。
- ◆こうした課題に 대응するため、2024年7月と11月に「取引基本契約」を題材とした講座を開催しました。この講座では、受講者の皆様に事前課題に取り組んでいただき、契約書審査業務の経験豊富な弁護士による添削を受けていただきました。また、参加者限定のクローズドな場で意見交換や質疑応答を行うことで、座学だけでは得られない契約書審査業務のポイントを体得していただけたとのお声を数多くいただきました。
- ◆今回は、過去の講座で使用した課題を継続して採用しつつ、これまでに寄せられた30名を超える受講者のフィードバックをもとに、契約書のレビュー条項に関する検討内容を一層深めます。受講生の皆様が実務にすぐ活かせるよう、レビューの観点や改善ポイントについて具体的な指導を行う講座を目指します。
- ◆講師を務めるのは、多種多様なクライアントからの契約書レビュー依頼に対応してきた経験豊富なベテラン弁護士×プライム上場企業の企業法務部に出向し法務部員としての経験のある弁護士の二人です。
- ◆実践を通じて「リスクを検出する力」と「修正ポイントを適切な文言に落とし込む力」を磨きましょう。

主要講義項目

1 取引基本契約の位置付け

- ・ 売主側、買主側それぞれの立場から

2 契約書レビューの視点

- ・ 取引に潜むリスクの見える化
- ・ 民商法の原則と契約条項の意味

3 各条項レビューの視点

- ・ 検査、検収条項
- ・ 所有権移転、危険負担条項
- ・ 契約不適合条項
- ・ 損害賠償条項
- ・ 期限の利益喪失条項、解除条項
- ・ 不可抗力条項

等

契約実務から民法を学ぶ

～近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成～

セミナー概要

契約実務担当者を対象に、膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や判例を用いながら解説。

講義時間：約 4 時間

講師紹介 齋藤弘樹 弁護士（岩田合同法律事務所）

危機管理業務（平時の内部統制システムの整備や有事対応）と IT 関連業務を多く扱い、日々契約書や利用規約の作成・分析に取り組んでいる。
 主な著作：『企業が腐る 3 つの理由 インテグリティはあるのか』（共著 中央経済社 2023 年）、『ランサムウェア攻撃に関する論点・危機管理』（月刊監査役 2022 年 8 月号）。

《企画監修》田路至弘 弁護士（岩田合同法律事務所 代表パートナー）

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 30 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 23 日（金）
- 受講料：38,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆契約業務担当者にとって契約実務の前提となる民法の理解は必須となります。しかしながら、基本であるにもかかわらず、膨大な条文数と構造の複雑さから、OJT で習得することは困難といわれます。
- ◆また、民法を学んだ経験のある方でも、実務では慣習や特別法の対応に追われ、一般法である民法が実務ではどのように適用されているかを理解し、活用できている方は多くはないのではないのでしょうか。
- ◆本講座では掲記テキストを用い、企業において契約業務を担当されている方を対象に、膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や判例を用いながら、現実の企業間の取引に即して、かつ実際の取引の進行に従って解説を進めていきます。
- ◆さらに、2020 年 4 月の民法改正（債権法改正）の論点が、実務上どのような影響を及ぼすのか、普及してきたリーガルテックをどのように取り入れたらよいかについても解説を加えたいえ、企業法全体の体系や契約書作成上の注意点、紛争処理の流れについても適宜触れていきます。
- ◆新任担当者の皆様にも、民法の知識の整理・理解の場としてのご受講をお勧めします。

※ テキストとして、企画監修者の著書『法務担当者のためのもう一度学ぶ民法（契約編）[第3版]』（商事法務、2024 年）を無料贈呈します。

主要講義項目

1 民法と契約の関係

- ① 民法を学ぶための必要なイメージ（物権と知財法は同じようなもの？）
- ② 企業法務の中の民法・契約（担当者が意識すべきポイントはどこか？）

2 契約締結前の法律関係—契約実務における信義則（1条2項）の反映—

- ① 契約の存在意義（なぜ契約書を作成するのか？）
- ② 契約準備段階の責任（M&Aを題材に）
- ③ 契約交渉・契約書作成のテクニック（譲歩は最後の切り札）

3 契約における基本法理—法律行為を中心に—

- ① 意思表示の理論（詐欺錯誤は実務頻出）
- ② 代理の理論（企業取引の当事者は誰か？）
- ③ 電磁的な方法による意思表示（メール・Web・プラットフォーム等の場合を考えてみる）

4 契約の解釈と効力

- ① 契約の解釈とは何か（土壤汚染は契約不適合にあたるか？）
- ② 典型契約が契約の解釈に与える影響（委任か請負かが勝敗を分ける）
- ③ 契約書作成のテクニック（ひな形の危険性、基本契約書の重要性）

5 契約の終了と履行強制

- ① 契約解除の注意点（契約書に記載があっても解除できない！？）
法定解除、約定解除、合意解除の各要件と効果
- ② 債務不履行の要件・効果（「不履行」、「損害」、「因果関係」の要件に立ちふさがるハードル！）
「不履行」の意義、損害賠償責任の規定と実務
- ③ 裁判所の利用方法（裁判所は利用しづらい？）

「似ている、関連する条項・契約」の 相互関係・意味の基本知識と実務のポイント ～契約関係を立体的に理解する～

セミナー概要

効率的で正確な業務遂行のために、契約実務でよく出会う「同じではないが、似ている、関連する条項間・契約間」の相互関係等のしっかりした基礎理解を固める。

講義時間：約 2 時間 30 分

講師紹介 遠藤元一 弁護士（東京霞ヶ関法律事務所）

立教大学法学部 講師、日本ガバナンス研究学会 理事、日本公認会計士協会 倫理委員会有識者懇談会 委員、著作として、『第三者委員会報告書 30 選』（商事法務、共編著）、ビジネス法務「契約不適合責任をめぐる問題と対応方針」2021年12月号等。企業法務全般をてがけるが、契約法、倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法（使用者側）、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025年5月26日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年5月19日（月）
- 受講料：33,000円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆企業の法務担当者の方が契約レビュー業務に携わり始める場合、「同じではないが、似ている、関連するよう見える条項」を目にしつつも、まずは個々の条項の個々の内容のレビューに注力し、そうした条項等の条項間・契約間の相互の関係等について正確な理解を持たないまま（若干曖昧な理解のまま）、当面の案件処理を行ってしまうことも、現実的には少なからずあるのではないのでしょうか。
- ◆契約レビューについては、個別の条項の内容について丹念に理解・コメントするのももちろん重要ですが、「木を見て森を見ずにならないようにする」「契約関係の立体的で総体的な合意内容を理解する」所作も不可欠です。そのために必要な、契約実務で頻出し、よく出会う「同じではないが、似ている、関連する条項間・契約間」の相互関係等のしっかりした基礎理解を固めておくのは、ベテランから新任担当者まで幅広い法務パーソンにとって、効率的で正確な業務遂行のために有益であると思われます。
- ◆そこで、本セミナーでは、契約実務に経験の深い講師が、契約実務で頻出する例を取り上げて、上記のようなコンセプトのもと、わかりやすく、コンパクトに講義します。

主要講義項目

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I はじめに～契約条項間・契約間の相互関係に留意する必要性</p> <p>II 秘密保持「条項」と秘密保持「契約」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ別々に定めるのか、定める場合の留意点 ・関連して理解しておくことが望ましい一般条項—完全合意条項、優先条項、存続条項等 <p>III 損害賠償条項と違約金条項と補償条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの意味と法的留意点 ・重複した規定を定めた場合の具体的適用場面 ・契約条項のうちある特定の約定についてのみ損害賠償条項を規定することの功罪 <p>IV 約定解除条項と期限の利益喪失条項の定め方の関係性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解除事由と期限の利益喪失事由はパラレル（同一）がよいのか ・条項の適用（発動場面）における重なり（倒産法上の処理の基礎知識も含めて） ・約定解除条項が法律上の法定解除規定をどこまでオーバーライドできるか | <ul style="list-style-type: none"> ・裁判例で認められる不安の抗弁権と不安の抗弁権規定を定める場合の留意点 <p>V 品質保証条項と契約不適合責任関連条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新法における契約類型に応じた契約不適合責任条項の状況 ・「品質保証条項というタイトルの」契約不適合責任条項 ・「契約不適合責任というタイトルの」品質保証条項 ・双方が定められている場合の具体的適用場面 ・その他：不適切なドラフティングの例 <p>VI 不可抗力条項と関連する条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果を追加・拡充した不可抗力条項 ・関連条項—価格調整条項、供給数量の調整（いわゆる pro-rating 条項）等 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

法務・審査担当者が知っておきたい 企業会計・税務の基本ポイント ～企業の「取引」行為を中心に～

セミナー概要

企業の法務・審査部門が理解しておきたい会計・税務のポイント、契約書審査の場面で見落としがちな税制の実務、また課税に関する税務当局の考え方等について、業務委託契約書や株式譲渡契約書、合併契約書、消費税のインボイス制度など、具体的な事例を交えながら、基礎概念をわかりやすく解説。



染谷英雄 公認会計士・税理士（つばさ税理士法人）

講義時間：約 3 時間

1987年公認会計士第2次試験合格、監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）に入社し、会計監査および株式公開支援業務に従事。1991年公認会計士登録。2001年9月税理士登録。2007年9月つばさ税理士法人設立。主に上場会社の親会社、上場会社、同グループ会社の税務会計業務に従事している。

著書に、『法人税法を初歩から学ぶ』（中央経済社）、『海外事業を成功に導く経理・財務の教科書』（共著：中央経済社）、『簿記と財務諸表の基礎』（経済法令研究会）他、執筆多数あり。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年5月21日（水）10時～2025年7月22日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月14日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 法務・会計・税務は各々の主管部門によって業務が分掌され、それぞれについて専門的なビジネス領域が形成されていますが、実際の企業活動上では相互に密接な関連が生じており、法務・審査担当者にとっても会計・税務の知識や着眼点を幅広く有しておくことは、企業のリスクマネジメントとしても重要テーマであると言えるでしょう。
- ◆ しかしながら、例えば法律上の「取引」概念と会計上のそれとは必ずしも同一ではなく、また会計と税務においても、同じ用語であっても定義は一致していないことがあります。法務・審査担当者としてまずは、基本的な知識を身に付けることが必要不可欠です。リスク管理（審査実務・与信管理・債権管理・経営分析など）において、会計・税務項目の関連する部分に着目することも重要でしょう。
- ◆ そこで本講座では、決算書の基本的な構造や会計上の「取引」の概念を整理したうえで、企業の法務・審査部門が理解しておきたい会計・税務のポイント、契約書審査の場面で見落としがちな税制の実務、また課税に関する税務当局の考え方等について、業務委託契約書や株式譲渡契約書、合併契約書、消費税のインボイス制度など、具体的な事例を交えながら、基礎概念をわかりやすく解説してまいります。

主要講義項目

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 企業会計に関する法制度のあらまし</p> | <p>1 不適切な会計処理と過年度修正（過年度の決算を修正する場合）
2 粉飾決算（取引を仮装／隠蔽しているもの）
3 リスク管理（審査実務・与信管理・債権管理・経営分析など）と会計項目の関係</p> |
| <p>II 簿記・会計上の「取引」と契約上の「取引」は必ずしも同じではない</p> <p>1 両方の取引が一致する場合と一致しない場合
2 各種の契約で発生する会計上の項目
3 リース会計基準の改正で法務・審査担当者が知っておくべき点は何か。</p> | <p>V 契約書作成業務と企業活動に関わる各種税制</p> <p>1 各税制の用語定義
2 法人税（不良債権処理、寄附金）・消費税・印紙税・源泉所得税
3 業務委託契約書や株式譲渡契約書、合併契約書などの簡単なポイント
4 インボイス制度の導入と取引への影響
5 税務申告書や科目内訳明細書の見どころ（売掛金・貸付金・仮払金など）
6 国税庁 web サイトで活用できる部分はあるのか</p> |
| <p>III そもそも経理部は何をしているのか～B/S、P/Lができるまで～</p> <p>1 仕訳と勘定科目
2 決算書の体系と主要会計基準（取引に基づくもの）</p> | <p>VI 税務調査とビジネスリスク、コンプライアンス</p> |
| <p>IV 不適切な会計処理と粉飾決算は何が違うのか～決算書をめぐる諸問題～</p> | |

契約実務入門

～基本と個別契約類型で理解を深める～〔全4講受講〕

セミナー概要

初めて契約業務に携わることとなった担当者を対象として、あらゆる契約形態に共通する基本事項を確認するとともに、それを土台に、個別の契約類型について理解を深める構成で解説。

講義時間：約3時間



村田充章 弁護士（弁護士法人 英知法律事務所）

同志社大学法学部卒業後、2008年弁護士法人英知法律事務所入所。現在同事務所パートナー弁護士。専門分野は、企業の賠償責任保険法務、契約関係法務、交通事故関係法務、労働関係法務、その他企業法務全般。著作として、「Q & A 個人情報保護法の法律相談」（共著）、「『Q & A』で明らかになった改正個人情報保護法対応の重要ポイント」、「違法とならないネットライフ」（共著）。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年6月18日（水）10時～2025年9月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年9月23日（火）
- 受講料：38,500円（税込）/1名分【全講受講】
：33,000円【基本編+1類型セレクト受講】

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆契約書作成（審査）にあたっては、実務担当者として身につけておくべき法律の基礎知識が必要となることはもちろんですが、そもそも契約書がどのような意味を持ち、各条項がどのような役割を果たすのかについてまで理解しておくことが重要です。
- ◆また、紛争時に自社にとって有利に働く契約条項が定められるかどうかガリスマネジメントとして求められるスキルになりますが、経験の浅い担当者にはその予測判断もなかなか難しいところです。
- ◆本セミナーでは、主に初めて契約業務に携わることとなった担当者を対象として、あらゆる契約形態に共通する基本事項を確認するとともに、それを土台に、個別の契約類型について理解を深める構成で解説を行います。
- ◆基本編では、まずは、そもそも契約書とは何か、契約が締結されるまでに何が行われるのか、契約締結後に実務上生じる動きについて、といった契約（書）の基本を整理した上、実務対応上の着眼点を解説いたします。
- ◆個別の契約類型として、「秘密保持契約（NDA）」、「取引基本契約」、「業務委託契約（請負型）」の3つを、ご視聴いただきやすい講義時間をご用意しました。多くの企業でよく用いられる契約類型を取り上げ、実際の各契約条項について、具体的にどのような検討をしていくことが自社に有利に働くのか、その判断基準は何かについて、実務的観点から具体的に解説していきます。ご関心のある類型を選んでご受講いただくことも可能です。

主要講義項目

<p>I 基本編（約90分）【6/18（水）配信開始】</p> <p>第1 契約書とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「契約」の意味 2 契約書作成の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書がないと契約は無効か ・3つの目的 <p>第2 契約締結までの実務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結までの流れ 2 形式面のチェック <ul style="list-style-type: none"> ・ 標題、日付、署名と押印 等 3 内容面のチェック <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の全体構造とは ・ 契約書審査の基本的な視点 ・ 契約書で使用される語句の法的意味 ・ ドラフトの利用 4 相手方との交渉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 何を交渉すればいいのか ・ 何を提案すれば相手方は動くのか 5 弁護士の活用～どのタイミングで、何を相談すべきか～ <p>第3 契約締結後の実務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約関係の管理 2 書類の保管期限等 <p>第4 おわりに</p>	<p>II 秘密保持契約（NDA）編（約25分）【7/3（木）配信開始】</p> <p>第1 はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘密保持契約（NDA）とは <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法との違い 2 法務担当者の視点 <p>第2 審査の視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 NDAの全体構造とは 2 開示側か、被開示側か <p>第3 条項の具体的検討～視点とドラフト例～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「秘密情報」の特定 2 契約終了時の措置 3 損害賠償条項 4 その他の条項 <p>第4 おわりに</p> <p>III 取引基本契約編（約25分）【7/3（木）配信開始】</p> <p>第1 はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取引基本契約とは（取引基本契約の意義、基本契約と個別契約の違い・関係等） 2 取引基本契約書（売買）を審査するときの視点（優先的にみ 	<p>るべき重要条項は何か）</p> <p>第2 重要条項の検討ポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本契約書が適用される対象に係る規律 2 引渡し時の規律 3 契約不適合責任による規律 <p>第3 おわりに</p> <p>IV 業務委託契約（請負型）編（約25分）【7/3（木）配信開始】</p> <p>第1 はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務委託契約とは～請負契約型と委任契約型の違い～ 2 業務委託契約書（請負）を審査するときの視点（優先的にみるべき重要条項は何か） <p>第2 重要条項の検討ポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「仕事の完成」とは（委託事項の特定） 2 「仕事の完成」が未達成の場合、受託者のリスクハッジ条項（報酬請求の可否） 3 「仕事の完成」が未達成の場合、委託者のリスクハッジ条項（契約不適合責任の追及） <p>第3 おわりに</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

情報システムの開発に関する法律問題

～近時の裁判例を参考に～

セミナー概要

近時の著名な裁判例を引用しながら、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務、ユーザの協力義務、契約の解除、ユーザによる損害賠償、ベンダによる追加の報酬請求等、訴訟でも繰り返し判断されている重要な法律上の問題点について、ベンダ・ユーザの双方の立場から解説。

講義時間：約 3 時間

講師紹介 松島淳也 弁護士（松島総合法律事務所）

1995年03月 早稲田大学理工学部卒業
1997年03月 早稲田大学大学院理工学部理工学研究科修了
1997年04月 富士通株式会社入社～マイクロプロセッサの開発、電子商取引システムの開発等に從事
2006年10月 弁護士登録、都内法律事務所に所属
2017年08月 松島総合法律事務所設立

・ソフトウェア情報センター（SOFTIC）
「仲裁人・中立評価・単独判定・あっせん人候補者」（2014年～）、「システム開発紛争判例研究会」（2018年～）
・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）
「モデル取引・契約見直し検討部会／民法改正対応モデル契約見直し検討WG」委員（2019年～2020年）

視聴期間等

- 視聴期間：2025年5月15日（木）10時～2025年7月15日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月8日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆情報システムの開発プロジェクトに関する契約は、紛争になりやすい種類の契約だと言われています。しかも、契約金額が比較的高額であるにもかかわらず、繰り返し、類似したトラブルが発生しています。その結果、訴訟で敗訴すると、ベンダが非常に高額な損害賠償義務を負うことになったり、ユーザが要望していた情報システムを利用できないにもかかわらず、高額な報酬の支払いを余儀なくされることがあり、敗訴した場合のダメージも深刻です。
- ◆このようなトラブルは、契約の条項に起因する問題もありますが、契約条項だけではカバーできないベンダによるプロジェクト・マネジメントの方法に起因していたり、高額な委託料を支払うだけでプロジェクトが順調に進捗するはずであるといったユーザの誤解に起因するケースも散見されます。特に、ベンダのプロジェクト・マネジメントに関する義務は、現場のプロジェクトマネージャだけではなく、営業部門や経営者も内容を把握しておかなければ、適切な対応が困難な場合があります。
- ◆そこで、本講座では、近時の著名な裁判例を引用しながら、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務、ユーザの協力義務、契約の解除、ユーザによる損害賠償、ベンダによる追加の報酬請求等、訴訟でも繰り返し判断されている重要な法律上の問題点について、ベンダ・ユーザの双方の立場から解説させていただきます。法務ご担当者のみならず、営業ご担当者、経営者の皆様にとっても有益な内容ではないかと思っておりますので、是非、ご参加ください。

主要講義項目

- I 契約締結時の法律問題
- II 請負契約における仕事の完成に関する法律問題
- III 契約の解除に関する法律問題
 - 1 契約解除の要件
 - 2 ベンダのプロジェクト・マネジメント義務
 - 3 ユーザの協力義務
- IV 損害賠償請求に関する法律問題
- V 追加の報酬請求に関する法律問題

訴訟の「手続」ではなく「本質」を学ぶ！

～訴訟を主体的にハンドリングできる法務パーソンになるために～

セミナー概要

訴訟対応を弁護士任せにせず、主体的・自律的にハンドリングするために知っておくべき訴訟の「本質」を経験豊富な講師が伝授。法務パーソンが訴訟対応を通じて価値貢献するためのエッセンスを凝縮。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 武井祐生 弁護士（弁護士法人 御堂筋法律事務所）

2006 年京都大学法学部卒業、2008 年京都大学法科大学院修了、2009 年弁護士登録。訴訟・紛争解決分野に特に強みを有する御堂筋法律事務所にてパートナーを務め、弁護士登録後一貫して、多種多様な訴訟に数多く携わってきた。独占禁止法関連の訴訟や、特許侵害訴訟、システム開発訴訟、PL 責任に基づく損害賠償請求訴訟、株主代表訴訟、発電所建設稼働差止訴訟、CO2 削減請求訴訟など専門性の高い訴訟なども手掛け、豊富な経験を有する。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 6 月 3 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 27 日（火）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 訴訟対応における法務担当者の役割とは？ 法務担当者は、弁護士を選任し、事実調査・資料収集をサポートするなど、全体のコーディネーターとして重要な役割を果たしますが、訴訟の「中身」については弁護士に任せきりになることも少なくありません。しかし、法務担当者としても、訴訟の勘所を自ら理解し、争点や構造を理解しポイントを押さえた適切なコーディネートをしつつ、訴訟の「中身」についても、状況を正確に理解しながら主体的・自律的にハンドリングし独自に価値貢献することが期待されます。そのためには、訴訟の「手続」ばかりではなく、訴訟対応の「要点・勘所」を理解する必要があります。
- ◆ では、良い訴訟対応とは何か？ 訴訟では、勝ち負けの結果がわかるのみで、追行過程について解説がされることはありません。本来なら勝てた事案に負けたのか、負け事案を勝ちに持っていったのか、和解をした方がよかったのか、より有利な和解はあり得たのか、訴訟終了後も正解は明かされません。
- ◆ 依頼した弁護士の仕事ぶりも結果の良し悪しも正確に評価できないまま、何となく終わっていくという経験をされた法務担当者も多いのではないのでしょうか。それは、「訴訟は水物」と言われるように、訴訟には一つとして同じものはなく、千差万別な事案や証拠状況、更には裁判官によっても左右されるため、正解がわかりづらい（あるいは、そもそもない）からです。
- ◆ しかし、多くの訴訟に通底する「勘所」はたしかに存在します。本講座では、訴訟の「本質」を立体的に理解いただくことを狙いとし、訴訟の勘所・要点を解説するとともに、自社に有利な解決へと導くための、各手続段階における実務的な要点を解説します。

主要講義項目

I はじめに

- 1 良い訴訟対応とは何か？
- 2 訴訟における法務担当者の役割とは？
- 3 訴訟における獲得目標とは？
- 4 訴訟対応は、初動が最重要である！
 - (1) 勝つ見込みの分析
 - (2) 訴訟の対応方針の決定

II 勝つ見込みの分析

- 1 何が訴訟の勝敗を決するのか？
- 2 「動かし難い核となる事実」を見つけ出す
- 3 「動かし難い核となる事実」(点)をストーリー(線)で繋ぐ
- 4 スジとスワリ
- 5 企業訴訟の種類と特徴

III 訴訟への初動対応

- 1 訴訟を提起された場合
- 2 訴訟を提起する場合
- 3 弁護士を選ぶ

- 4 情報の収集（事実関係の調査）と資料の収集
- 5 ストーリーの構築と法的構成の決定
- 6 最初の書面（訴状・答弁書）の作成
- 7 証拠の選択

IV その後の訴訟対応

- 1 準備書面の作成
- 2 書証の申出
- 3 期日への対応
- 4 証人尋問

V 訴訟の終了

- 1 和解
- 2 判決
- 3 判決後の対応

世界のデータ保護規制のポイントと最新対応実務 ～ AI と GDPR を中心に～

セミナー概要

各国で公表されている GDPR の執行事例の情報も踏まえて、対応のポイントを検討し、併せて、最近動きが非常に激しくなっている AI とデータ保護の関係、世界のデータ保護規制の動向を見て整理する。

講師紹介 中崎 尚 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

東京大学法学部卒業、2001年弁護士登録。2008年コロンビア大学ロースクール LL.M. 卒業。2008年～2009年米国 Arnold & Porter 法律事務所にて勤務、同年復帰。2013年スペシャル・カウンセラー就任。2016年経済産業省「経済産業省・総務省 IoT 推進コンソーシアム データ流通推進 WG」委員、2018年経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン検討会」委員、2019年「エンターテインメント・ローヤーズ・ネットワーク (ELN)」幹事、2020年経済産業省「AI 社会実装ガイド・ワーキンググループ」委員、2022年内閣府「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」構成員、2022年経済産業省「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」ワーキンググループ構成員、2023年経済産業省「AI ガバナンスのルールに関する調査研究及び検討会運営」有識者検討委員会委員。

開催日程等

- 開催日程：2025年5月28日（水）14時30分～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法律事務所（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年5月27日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2018年5月の一般データ保護規則（GDPR）の適用開始から7年が経過し、数多くの制裁事例が報じられていますが、EU各国のデータ保護当局を監督するEDPB（European Data Protection Board）は、各国当局にさらに活発な動きを求めており、今後よりアグレッシブな動向が予測されています。すでに日本企業のグループ会社が制裁を受ける事例が複数報じられており、日本企業にも無縁ではないことが露になっています。
- ◆ 欧州以外、たとえば、米国の各州やインドのように、これまで個人データ保護法制を有していなかった国・地域でも個人データ保護規制の導入がされており、世界のデータ保護規制のポイントを抑える必要が高まっています。
- ◆ AIと個人データの関係も注目されています。イタリアでは ChatGPT に関する GDPR 違反が認定され、1500万ユーロの制裁金と啓蒙活動が命じられました。EU各国のデータ保護当局は ChatGPT に対する調査を継続しています。中国発の DeepSeek に対しては、EUだけでなく他の西側諸国のデータ保護当局がサービス停止を命じています。
- ◆ 本講座では、直近で公表されたガイドラインの概要をご紹介します。各国で公表されている GDPR の執行事例の情報も踏まえて、対応のポイントを検討します。併せて、最近動きが非常に激しくなっている AI とデータ保護の関係を見ていきます。最後に、世界のデータ保護規制の動向を見ていきます。

主要講義項目

- 1 GDPR 関連の最新の实務動向
 - ・ガイドラインの整備状況
 - ・執行・運用状況
 - ・GDPR 対応のポイント
- 2 AI とデータ保護
 - ・EU AI 法と GDPR
- 3 世界のデータ保護規制
 - ・米国各州、アジア、オセアニア、中南米、アフリカその他の動向
 - ・グローバル展開時のポイント
- 4 質問会（会場限定）

1 時間で押さえる 生成 AI 利用の社内ポリシー作成のポイント

セミナー概要

企業の総務部・法務部の方を対象に、生成 AI（サービス）を利用するにあたっての社内ポリシーの作成のポイントを短時間で端的に解説。一般的な生成 AI の利用ポリシーの記載例などを紹介し、社内ポリシーの作成にあたっての考え方を整理。

講師紹介 上村 哲史 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

1999 年早稲田大学法学部卒業、2001 年早稲田大学大学院法学研究科卒業。早稲田大学大学院法務研究科 非常勤講師（著作権等紛争処理法）（～現在）。主要取扱分野は、知的財産権・IT・エンタテインメント分野の取引案件や紛争案件、個人情報・消費者法など。Best Lawyers in Japan ㊦の Arbitration and Mediation、Intellectual Property Law、Media and Entertainment Law 分野で高評価（2019 年～2024 年）。

開催日程等

- LIVE配信日程：2025 年 6 月 17 日（火）15時～16時（講義後、質疑応答時間あり）
- オンデマンド視聴期間：2025 年 7 月 8 日（火）10 時～2025 年 9 月 8 日（月）17 時
- 参加・視聴方法：EメールにてLIVE参加用URL・オンデマンド視聴用 URL をご連絡します。
- 申込期限：2025 年 9 月 1 日（月）
- 受講料：11,000 円（税込）/1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆2022 年に ChatGPT のサービスが開始され、生成 AI が身近なものとなりました。生成 AI の発展は目覚ましく、有効的に活用できれば、業務を効率化し、新たなビジネスチャンスをつかむことができます。
- ◆他方で、まだ新しい技術であり、その利用には、法的リスクが存在します。近年では、経産省が「AI 事業者ガイドライン」を作成したり、日本ディープラーニング協会が「生成 AI の利用ガイドライン」を公表したりと徐々に利用にあたっての留意点や記載例が整理され始めましたが、多くの企業が自社内で利用ルールを整備できていないのが現状です。
- ◆本セミナーでは、生成 AI の利用を検討している企業や、生成 AI の利用を始めてはいるが社内的なルールなどの整備ができていない企業の総務部・法務部のかたを対象に、生成 AI（サービス）を利用するにあたっての社内ポリシーの作成のポイントを短時間で端的に解説いたします。
- ◆一般的な生成 AI の利用ポリシーの記載例などを紹介しつつ社内ポリシーの作成にあたっての考え方を整理していますので、自社に置き換えて実践いただける内容となっております。

主要講義項目

I 社内ポリシー作成にあたっての基本的な考え方

- 1 生成 AI の基本的な仕組み
- 2 生成 AI の限界・注意事項
- 3 社内ポリシーの構成（何をどこまで書くべきか）

II 社内ポリシーの各項目

- 1 適用範囲・対象
- 2 注意事項（入力時、生成・利用時）
- 3 禁止事項
- 4 その他

3時間でわかる 利用規約・プライバシーポリシーの作成・見直しの実務ポイント

セミナー概要

利用規約やプライバシーポリシーの作成・見直しをそれぞれのシーンごとコンパクトに解説。

講義時間：約3時間

講師紹介 殿村桂司 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2004年京都大学法学部卒業、2006年京都大学法科大学院修了、2007年弁護士登録（2014年再登録）、2013年Columbia Law School卒業（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2013年～2014年Kirkland & Ellis（Chicago）勤務。

主要な著書・論文：『日米欧 個人情報保護・データプロテクションの国際実務』（共著。商事法務、2017年）、『詳説・カーブアウトM&A』（共著。商事法務、2023年）。

水越政輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2009年中央大学法学部卒業、2011年弁護士登録、2017年Columbia Law School卒業（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2017年～2018年Covington & Burling LLP（Washington, D.C.）勤務

主要な著書・論文：「GDPRの最新実務動向」NBL連載（共著）、『LegalTech』（共著。金融財政事情研究会、2020年）、『Q&A 民法改正の要点 企業契約の新法対応50のツボ』（共著。日本経済新聞社、2017年）

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年5月26日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年5月19日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆物品の売買、金融取引、音楽や映像データの提供などの様々な分野において、オンラインサービスが人々の日常生活に欠かせないものとなり、その取引条件を定める利用規約の重要性は増しており、それに伴い、重要な立法や法改正が相次いでいます。また、個人情報保護の分野においても、個人情報の利活用と保護のバランスを踏まえた議論の進展が目覚ましく、プライバシーポリシーの内容も、大きく変容しています。そして、国際的な取引においては、域外適用の問題や国際私法のルールとの関係で、検討事項は更に複雑化しています。
- ◆このような状況の中で、自社が提供するサービスに適切かつ必要な内容の利用規約やプライバシーポリシーを作成することは必ずしも容易な作業ではありません。また、既存の利用規約やプライバシーポリシーを見直すに当たっても、どのようなタイミングでどのような見直しをすべきかわからない、といった悩みを抱えている企業のご担当者も多いのではないのでしょうか。
- ◆この講座では、近時の法改正の動向等も交えながら、利用規約とプライバシーポリシーのそれぞれについて、新規作成時及び見直し時における実務上のポイントを基本から解説し、書籍『利用規約・プライバシーポリシーの作成・解釈 国内取引・国際取引を踏まえて』（商事法務・2023年）とあわせて、社内での利用規約及びプライバシーポリシーの作成・改訂作業に役立てていただくことを目的としています。

主要講義項目

I 利用規約の新規作成

- 1 利用規約の必要性
- 2 利用規約に関する主要な法規制の概観
- 3 定型約款
- 4 利用規約の構成
- 5 国際取引を踏まえた考慮
- 6 利用規約の新規作成時のプロセス

II プライバシーポリシーの新規作成

- 1 プライバシーポリシーの目的・機能
- 2 プライバシーポリシーの構成
- 3 作成のための事前準備
- 4 プライバシーポリシーの主要な項目
- 5 クッキー情報の取扱い
- 6 国際取引を踏まえた考慮

III 利用規約の見直し

- 1 利用規約の見直しを検討するタイミング
- 2 定型約款の変更要件
- 3 利用規約の見直し時のプロセス

IV プライバシーポリシーの見直し

- 1 プライバシーポリシーの見直しを検討するタイミング
- 2 プライバシーポリシーの見直しを検討する項目
- 3 プライバシーポリシーの変更方法

※ テキストとして、講師の著書『利用規約・プライバシーポリシーの作成・解釈』（商事法務、2023年6月）を無料贈呈します。

企業活動の場面から考える 個人情報保護法の勘所

セミナー概要

個人情報の漏えいが問題になるビジネス現場の場面別に、個人情報保護委員会に出向していた時に得た実務の動向を踏まえて、わかりやすく具体的に解説。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 木村 一輝 弁護士（丸の内総合法律事務所）

2014 年早稲田大学法学部卒業、同年新司法試験合格。2015 年弁護士登録、同年丸の内総合法律事務所入所。2022 年個人情報保護委員会へ出向、2024 年丸の内総合法律事務所復帰。個人情報保護法対応、株主総会、M&A、紛争対応を含む企業法務全般を担当している。『設例で学ぶ 個人情報保護法の基礎』（商事法務、2024）ほか著書多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2025 年 5 月 8 日（木）10 時～2025 年 7 月 8 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 7 月 1 日（火）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 個人情報保護法は様々な概念が出てくるためわかりにくく、とっつきにくい内容です。また、個人情報保護法の一般的な考え方を説明する講義は多数ありますが、実際のビジネスの現場で何をしなければならないのかがわかりにくい場合があります。さらに言えば、通常のビジネスの現場では「個人情報」を中心に考えるのではなく、民法などの他の法律をまずは頭に描き、その中で個人情報「も」問題になることが一般的であるため、個人情報保護法だけわかっても役に立ちません。
- ◆ この講義では、講師が個人情報保護委員会に出向していた時に得た実務の動向を踏まえて、具体的なビジネスの現場で何をしなければならないかを具体的な場面に応じてわかりやすく、また、他の法律に触れながら、個人情報保護法を解説します。
- ◆ 個人情報保護法がわからない、個人情報の漏えいが問題になっているのはわかるが、どうすれば良いかわからない、という方向けの内容ですので、総務・法務部門の方だけではなく、営業部門の方も含めて、個人情報保護法を一から勉強したい方、個人情報保護法はわかっているものの、ビジネスの現場や他の法律から見た個人情報保護法を勉強したい方にもおすすめです。

※「設例で学ぶ 個人情報保護法の基礎」（2024 年7月発売）を参考書籍として無料贈呈。

主要講義項目

I 名刺交換から見る個人情報保護法

- ・ 名刺に記載された情報と個人情報
～個人情報の定義～
- ・ 名刺をもらう場合に対応すべき事項
～利用目的の特定、通知・公表等～
- ・ 名刺を利用した連絡
～利用目的の範囲内での利用～
- ・ 名刺の管理
～名刺管理ソフトを例にして講じるべき安全管理措置、クラウドの利用～
- ・ 名刺の社内共有～第三者提供～
- ・ メール誤送付
～漏えい等への対応、「集団訴訟」～
- ・ 従業員の持ち出し
～内部不正への対応、内部犯へのとるべき対応（刑事の観点も）～

II 従業員の情報管理から見る個人情報保護法

- ・ 従業員の情報の取得～職安法の観点も～
- ・ 従業員の健康診断、LGBTQ+に関する情報の取扱い～要配慮個人情報～
- ・ 従業員の監視～適正取得～
- ・ 従業員のデータの利活用
～不適正利用、プライバシー～

III アンケート調査から見る個人情報保護法

- ・ アンケート調査により個人情報の取得
- ・ アンケート調査会社の利用～委託、契約書や委託契約における個人情報～
- ・ アンケートについての苦情～苦情処理～

IV 会社のガバナンスと個人情報保護法

- ・ 個人データの取扱いの責任者
～会社法の組織体制と責任者の関係～
- ・ PIA～会社法の内部統制システムと個人情報～

著作権とうまく付き合うための 総務・法務担当者用著作権法チェックポイント ～ AI時代の基礎知識から使う・守る場面まで～

セミナー概要

「適法かつ自由に使うためにはどうすればよいか」ということも重視した実践的なセミナー。社内の著作権初心者、現場の従業員にどう説明すれば分かりやすいかという観点で、基礎知識から分かりやすく解説。

講師紹介 池村 聡 弁護士（三浦法律事務所）

2001年弁護士登録（第二東京弁護士会）、マックス法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所。2009年から2012年6月まで文化庁著作権課に出向し、平成21年、同24年の著作権法改正作業等を担当。2019年三浦法律事務所開設。文化審議会著作権分科会専門委員（2020年～2023年法制度小委員会委員、2023年～使用料部会委員）。『はじめての著作権法』（日経文庫、2018年）、『インターネットビジネスの著作権とルール』（第2版、CRIC、2020年、共著）、『実務者のための著作権ハンドブック』（新版、CRIC、2022年、共著）他著書論文多数。

開催日程等

- 開催日程：2025年5月27日（火）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年5月26日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆著作権は、他の知的財産権と比較して、日常業務において極めて身近な権利であるため、侵害トラブルや炎上トラブルが多発しており、その数は年々増えているように感じます。また、著作権法は、頻りに法改正が行われる法律でもあります。そのため著作権トラブルを防ぎつつ、うまくコンテンツを利活用するためには、著作権法の全体像と最新の動向を正しく知ることが重要になります。
- ◆本セミナーでは、自社の事業活動における著作権トラブルを防ぐために、総務・法務担当者の方に向け、制度の全体像と考え方の最新動向を示すとともに、社内の対応を整理します。
- ◆平時の対応に関しては、一般社員の方々にありがちな勘違いや、古い認識のアップデートのポイントを示すとともに、社内の取扱いルールの再確認を行い、社内啓発にすぐにも活用いただけるポイントについて、特に近時トラブルが発生しやすい、オンライン会議やテレワーク、SNSの利用といった観点も含め、さらにはここ数年非常に話題になっている生成AIと著作権の関係についても解説します。
- ◆また、実際のトラブル事例や裁判例も豊富に紹介しながら、トラブルへの対処法、トラブルから得られる教訓を解説します。
- ◆他方で、著作権のことを必要以上に恐れるがあまり、委縮してしまうと、自由な表現や発想等が妨げられてしまい、不健全です。そこで、「著作権と上手につき合っていくにはどうすればよいか」、「適法かつ自由に使うためにはどうすればよいか」ということも重視して実践的な解説をします。社内の著作権初心者、現場の従業員にどう説明すれば分かりやすいかという観点で、基礎知識から分かりやすく解説しますので、著作権法を基礎から学びたい方にはもちろん、社内研修のヒントをお探しの方にも受講をお勧めします。

主要講義項目

- 1 はじめに
- 2 著作権法の基礎知識
 - (1) 著作権とはどんな権利か
 - (2) 様々なものに関係する著作権～世界は著作物で溢れてる！～
 - (3) 著作権を持つのは誰か、著作権を持つにはどうすればよいか
 - (4) 無断でやってはいけない行為はどんな行為なのか
 - (5) 安易なパクリは危険！～どこまで似てると著作権侵害や炎上に繋がるのか～
 - (6) 意外と長い保護期間～無断で使ってよいのは何年後？～
 - (7) 例外的に無断利用OKな場合はどんな場合か
 - (8) 著作権侵害するとどうなってしまうのか
 - (9) 第三者の著作物を適法に利用するにはどうすればよいか
- 3 【ケーススタディで学ぶ】うっかり違反を防ぎ、うまく著作権を利活用するための社内ルールの再確認（社内啓発の参考として）
 - (1) 会議等で他人の著作物を利用する場合の留意点
 - ・会議での参考資料としてのコピー、企画会議や株主総会等での投影資料中での利用
 - ・イントラネット共有
 - ・オンライン会議等、テレワークでの留意点
- (2) フリー素材を利用する場合の留意点
- (3) SNSを利活用する際の留意点
- (4) 広報、広告宣伝資料に潜む落とし穴～コンテンツ作成時の留意点～
- (5) 生成AIを利活用する場合、開発提供する場合の留意点
- 4 著作権に関する契約実務のポイント
- 5 侵害発生時の行動フロー
 - (1) 侵害する立場に置かれたとき
 - ・侵害が発覚した場合
 - ・侵害警告を受けた場合
 - (2) 自社の権利が侵害されたとき
- 6 おわりに
 - (1) 著作権法とうまく付き合うヒント
 - (2) 望ましい社内体制

法務（総務）担当者のための知財法務入門

～最低限求められる基本知識とリスク感覚を習得しよう～

NEW

セミナー概要

法務（総務）の担当者を対象に、法的（知財）リスク対応として、多くの会社で見受けられる具体的なケースを用いながら知財実務全体の基礎を概観し、知財法務の実務感覚を提示。

講師紹介 末吉 亙 弁護士（KTS法律事務所）

佐藤安紘 弁護士（KTS法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2025年7月7日（月）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年7月4日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆知的財産権の所管は特許（知的財産）部門となっている会社が多いと思われます。一方で、知的財産に関する契約関係、商標管理、著作権、さらには知的財産権関係の紛争対応については、法務（総務）部門が関与する場面が少なくありません。
- ◆企業の知財戦略、知財管理において、特許（知的財産）部門と法務（総務）部門との連携は重要です。法的リスクをコントロールする法務（総務）部門の担当者が知的財産権に関する法令をすべて理解する必要はないとはいえ、事案に対処するにあたって最低限の基本知識とリスク感覚を習得することは必須といえます。また、日常業務の具体的な事案の中で、いかに対応していくかが担当者として重要なポイントとなります。
- ◆2023～2024年頃からはAI（人工知能）が通常の実務・業務でも利用されつつあります。AIを利用する際には、他人の知的財産権や声・肖像などの法的利益を侵害していないかや、AIが生成した創作物・表現物をどのように扱うべきかなどの新しい法律問題にも注意しなければなりません。
- ◆そこで本講座では、法務（総務）の担当者を対象に、法的（知財）リスク対応として、多くの会社で見受けられる具体的なケースや最近の裁判事例を用いながら、知財実務全体の基礎を概観し、知財法務の実務感覚を提示します。

※講義終了後、講師と受講者、受講者間の交流会（食事付、参加費無料）を開催いたします。参加希望の方は、備考欄に「参加希望」の旨を記載のうえお申込みください。

主要講義項目

I 知財法務とは何か～担当者への指針～

- 1 なぜ知的財産を理解する必要があるのか
- 2 知的財産と役員の善管注意義務
- 3 コーポレートガバナンス・コードと知的財産

II 知的財産法の基礎

- 1 知的財産にはどのようなものがあるか
- 2 発明の保護
 - ・ 発明の概念、発明の保護範囲、最近の裁判例
- 3 営業秘密の保護
 - ・ 営業秘密の概念、営業秘密の保護範囲、最近の裁判例
- 4 ブランドの保護
 - ・ 商標・商品等表示の概念、商標・商品等表示の保護範囲、最近の裁判例
- 5 デザインの保護
 - ・ 著作物・意匠・商品等表示の概念、著作物・意匠・商品等表示の保護範囲、最近の裁判例
- 6 データの保護
 - ・ データの概念、データの保護範囲、最近の裁判例

III 会場限定パート

社内コミュニケーションに困らないための 商標・ブランド保護法の基礎知識

セミナー概要

商標の保護ルールや、それに関連した不正競争防止法上の商品等表示の保護ルールを取り上げ、制度の概要やこれらの分野に特徴的な実務上の考え方を、具体的な事例に触れながら解説。

(本講は2024年8月26日収録セミナーの再募集です)

講師紹介

藤野 忠 弁護士（西早稲田総合法律事務所）

講義時間：約3時間

1998年東京大学法学部卒業後、JR東日本に入社。2004年東京大学大学院法学政治学研究科修了（法学修士、知的財産法）。社内の知財部門・法務部門で、特許・商標・著作権関係業務を長く担当し、日々の権利管理から国内外の紛争案件への対応、知財戦略の企画立案まで幅広く関与した。同社法務部課長を経て2019年に自身の法律事務所を開設し、現場での多彩な経験を生かしつつ、様々な角度から企業実務の支援を行っている。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年5月30日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年5月23日（金）
- 受講料：33,000円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆知的財産の中でも商標は企業のブランド・営業戦略とのかかわりが強く、あらゆる業種の会社で日常的な業務の中に登場することが多いものです。
- ◆しかし、世の中の一般的な「商標」や「ブランド」に対する認識と、現実の法制度との間には決して小さくないギャップがあることから、商標を扱う法務・知財部門の担当者や社内の関係部署や経営層との間でも、得てしてボタンの掛け違いが生じがちです。
- ◆そこで、本セミナーでは、商標法や、それに関連した不正競争防止法上の商品等表示の保護ルール等を取り上げ、基本的な制度の概要を解説した上で、これらの分野に特徴的な実務上の様々な考え方を具体的な事例に触れながら解説します。
- ◆そして、知的財産法全般に共通する考え方や、「商品・役務性」や「識別力」「商標の使用」といった商標法分野特有の概念の難しさが、世の中の一般的な認識との間にギャップを生じさせていることを踏まえつつ、実務にかかわる法務・知財部門と社内関係者との間で正しい認識を共有していくためのヒントも合わせてご提供します。

主要講義項目

- I 商標制度、商品等表示保護制度の概要と近年の潮流
 - 1 制度の概観 ～権利確保から権利行使まで
 - ・ “仲間外れ”な商標法
 - ・ 商標法の限界と不正競争防止法による補完
 - 2 各制度をめぐる近年の様々な動き
 - ・ 新しいタイプの商標、保護対象の拡大
 - ・ 出願件数増加とその影響
 - 3 世間のイメージと制度のギャップ
 - ・ 「ブランド保護」と「商標権の効力」との間の大きなギャップ
 - ・ 醸成される過剰な「権利」意識の功罪
 - II 企業内での“あるある”事例
 - 1 権利取得の場面
 - ～ ある日突然、「来週発表予定の新商品のブランド名とロゴマークが決まったから、商標の方は何とかしておいて！」と言われたら？
 - ・ 「権利」をとるための様々なプラクティス
 - ・ 「権利」が取れなければ、「使う」ことも許されないのか？
- 2 権利行使の場面
 - ～ ある日突然、烈火の如く憤った事業部の担当役員から「あの会社のサービス名はうちのバクリじゃないか！何とかしてこい！」と言われたら？
 - ・ 「訴訟」は「抜かずの宝刀」と心得よ
 - ・ 交渉過程での「コンプライアンス意識」の活かし方
 - III ミスコミュニケーションを生まないために
 - ・ 「決定プロセス」に商標担当者が関与することの意義
 - ・ 法の限界を知り、共有することの重要性
 - ・ 担当者の置き所の検討も含めた体制の最適化を！

ベーシック景品表示法

セミナー概要

企業が一般消費者向けのマーケティングを行う際に業種や規模を問わず遵守が求められ、措置命令が毎年40件ほど行われるなど、現実的な対応の必要性が高い景品表示法の基本的な内容について、実務対応に際し必要な範囲で「ざっくり学ぶ」ことを目的として、事例を通じて違反行為の要件を中心に解説。

講師紹介 古川昌平 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

2007年12月弁護士登録。大江橋法律事務所（大阪事務所）。2014年4月～2016年3月、任期付職員として消費者庁にて勤務し、景表法改正法の立案や施行準備業務等を担当。同年4月～大江橋法律事務所（東京事務所）。主な取扱分野は、消費者庁等による調査対応、適格消費者団体対応、BtoC-E コマースに関するものを含む多様な広告・表示や約款・規約に関するコンサルティング、景品規制対応コンサルティングなど。主な著作として『実務担当者のための景表法ガイドマップ』（商事法務、2024年）、『BtoC-E コマース実務対応』（商事法務、2022年）（共著）。

開催日程等

- 開催日程：2025年5月16日（金）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年5月15日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

- ◆景品表示法は、企業が一般消費者向けの表示や景品類提供を行う場合に適用されます。一般消費者向けのマーケティングを行う際には、業種や規模を問わず遵守が求められます。
- ◆毎年、行政処分としての措置命令が40件ほど行われており、現実的な対応の必要性が高いと言えます。
- ◆昨今のデジタル化の進展やSNSの普及により表示媒体が広がる中、2023年10月にステルスマーケティングの規制が導入され、2024年には措置命令が3件行われました。
- ◆また、2024年3月にNo.1表示に関する措置命令が多く行われた後、同年9月には「No.1表示に関する実態調査報告書」が公表され、主観的評価によるNo.1表示やいわゆる高評価%表示に関する考え方が具体的に示されました。
- ◆このように様々な動きが生じている中で、アップデートを図りつつ、景品表示法遵守のための対応をとる必要があります。他方で、担当者の異動などもあり、企業内での情報等の集約や蓄積が間に合わないこともあるとのお話を接することがあります。
- ◆そこで、本セミナーでは、実務対応に際し必要な範囲で、景品表示法の基本的な内容を「ざっくり学ぶ」ことを目的に、事例を通じて、違反行為の要件を中心に解説いたします。課徴金制度や確約手続については、詳細には立ち入らず概観します。

※参考書籍『実務担当者のための景表法ガイドマップ』（商事法務、2024年）を無料贈呈。

主要講義項目

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 景表法による表示規制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表示規制の概要（違反要件整理、リスク概観等） 2 措置命令事例を通じた優良誤認表示・有利誤認表示該当性に関する考え方整理（打消し表示、比較広告、No.1表示、価格表示、期間限定表示なども概観） 3 優良誤認表示に関する特別な手続（不実証広告規制） 4 原産国表示やおとり広告に関する告示の概観 5 誰が景表法の適用を受けるのか（供給要件および表示行為要件） 6 ステマ規制（Q&Aの概観を含む） <p>II 景表法による景品規制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 景品規制の概要（禁止行為の要件整理、リスク概観等） | <ol style="list-style-type: none"> 2 「景品類」該当性（顧客誘引性、取引付随性、値引該当性等） 3 景品提供主体 4 景品制限告示と総付制限告示の概要、個別の検討 5 ポイントプログラムと景品規制の関係概観 <p>III 事業者が講ずべき管理上の措置概観</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

お客様は神様ではありません！ 「カスハラ」に屈しない現場担当者としての準備 ～「貴重な意見」と「ハラスメント」の適切な区別～

セミナー概要

社内研修として1社何名でも受講できる法人申込受付セミナー。直接お客様と接する現場の皆様に向けて、押さえておきたい「貴重な意見」と「カスハラ」の区別の仕方、カスハラへ対応の心構えや、現場でできる対応方法などを分かりやすく伝えます。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 森原憲司 弁護士（森原憲司法律事務所）

1992年10月司法試験合格、1993年4月司法研修所入所（47期）、1995年4月弁護士登録（東京弁護士会所属）・虎門中央法律事務所入所。2000年9月アブラック企業内弁護士（2001年4月より法務部長兼務、2005年9月退社まで）。

2005年10月森原憲司法律事務所開設。

主著として『内部通報制度調査担当者必携』（経済法令研究会、2020年）、『金融機関の反社取引出口対応』（経済法令研究会、2014年）、『苦情・クレーム対応とコンプライアンス—CS主義の実践』（経済法令研究会、2009年）、『反社会的勢力対策とコンプライアンス—CSR主義の実践』（経済法令研究会、2009年）

メディア出演としてTBS「報道特集」にて名古屋でも講演の密着取材、「ひるおび」にてコメンテーターとして登壇のほか、YouTube「本気の内部通報制度 好事例紹介 伊予銀行」にて動画公開中。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025年5月26日（月）17時
 - 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 - 申込期限：2025年5月19日（月）
 - 受講料：36,300円（税込）／1社分
- ※ お申し込み1口に対し、何名でもご受講いただけます（同一法人内の役職員に限る）。

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆東京都で条例が制定されたり、流行語大賞の候補としてノミネートされたりし、耳目を集めた「カスハラ」（カスタマーハラスメント）について、問題意識を持たれている企業の方も多いかと思います。
- ◆法務部、総務部といった管理部門を中心とした全社の体制整備はもちろん不可欠ですが、何より重要なのは、直接お客様と接する現場の方々の認識と心構えです。
- ◆顧客からの過度な要求に疲弊し休職してしまう担当者がいるということも聞きます。一方で、顧客からの発信で商品やサービスの改善や向上につながることも少なくありません。
- ◆そこで、本セミナーでは数多くの内部通報業務の経験からハラスメント対応に精通した講師が現場の方が押さえておきたい「貴重な意見」と「カスハラ」の区別の仕方、カスハラへ対応の心構えや、現場でできる対応方法などを分かりやすく伝えます。

※法人単位での受講として受け付けます。同一法人内であれば何名でもご受講いただけますので自社の社内研修としてぜひ、ご活用ください。

主要講義項目

- I 全てのハラスメントは人権尊重の意識の欠缺一に由来する
 - 1 職員間の人権意識の欠缺一がセクハラ・パワハラとして発現
 - 2 顧客の職員に対する人権意識の欠缺一がカスタマー・ハラスメントとして発現
 - 3 ジャニーズ喜多川氏の性加害問題に対する各社の対応
 - ...
- II カスハラ対策の全て
 - 1 カスハラ対応が必要な理由
 - 2 カスハラ対応の全体の枠組み
 - 3 カスハラ認定の仕方
 - 4 カスハラ認定の重要性
 - 5 カスハラ対応の実際
 - ...

裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の実務と応用

セミナー概要

実務対応に当たって押さえておくべき製造物責任法の裁判における具体的な運用ないしその解釈の在り方について、実際に起きた事故に対して裁判所が現実を下した判断に基づいて、裁判での勝敗を分けたポイントを交えて解説。

(本講は2024年10月30日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 原戸稲男 弁護士 (協和総合法律事務所)

講義時間：約2時間30分

1992年弁護士登録。損害保険会社、製造販売業者、建設業者等の顧問、また、地方公共団体の登録弁護士として、不法行為法、国家賠償法、保険法等の民事分野を主に取り扱っており、これまで多数の製造物責任に関する損害賠償の訴訟案件のほか不当要求等のクレーム対応を含む交渉案件の受任経験がある。2010年には大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長を務めた。

これまでに担当した事件のうち公表されている事件として、「茶のしずく石鹼」訴訟（事業者側、東京地裁平成30年6月22日判決、福岡地裁平成30年7月18日判決、大阪地裁平成31年3月29日判決等）、製造物責任法上、接着剤の「通常予想される使用形態」の解釈が争点となった訴訟（大阪高裁平成24年1月13日判決）等がある。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年5月26日(月)17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年5月19日(月)
- 受講料：33,000円(税込) / 1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、製造物の製造・販売に関わる事業者の法務部に配属された後、実際に具体的な事案を複数担当した経験のある実務担当者を対象としています。
- ◆本講座では、抽象的な法律や学説等の説明よりも、実際に起きた事故に対して裁判所が現実を下した判断を中心にして、製造物責任法の具体的な裁判での運用実態ないしその解釈の在り方を見ていきます。
- ◆現実の製造物責任の裁判では、事故をめぐる消費者対事業者(B to C)の紛争や事業者対事業者(B to B)との間の紛争がありますが、B to Bの紛争においても、完成品製造業者対部品・原材料製造業者、製造委託先対製造委託元(販売者)の紛争など、同じ製造物事故でも異なる立場によって製造物責任法というツールの運用ないしその解釈の仕方には違いがあります。
- ◆また、製造物責任法は消費者のためだけの法律ではありません。製造物による事故で被害を被った事業者が製造物責任法を積極的に活用して自社の損害の回復のための手段として用いる場合もあります。
- ◆このような現実の様々な利害対立を背景として示された裁判例において、いかなる場合に製造者が責任が認められたのか、また、いかにして責任を否定することができたのかを、事業者の実務担当者の視点に立って具体的に何が勝敗を分けるポイントであったのかを見ていきます。
- ◆さらに、製造物事故がときに大規模消費者被害をもたらすことがあることを考慮して、特にB to Cの事案で、深刻な事件の拡大を避けるために必要なことは何だったのか、事件化してしまった後の実践的かつ戦略的な対応として何をなすべきかについて、実際の大规模消費者被害の事案を振り返ってアイデアないしヒントを探っていきます。

主要講義項目

第1 製造物責任法の全体像

- ・製造物責任法の趣旨・目的
- ・過失責任から欠陥責任へ(被害者保護の流れ)
- ・欠陥の判断方法(総合的判断)

第2 欠陥の判断基準

- ・欠陥と事故発生との間の因果関係
- ・通常予見される使用形態と使用者の誤使用
- ・欠陥の判断基準時(製造物引渡の時期)における科学技術水準
- ・欠陥と製造物の特性
- ・欠陥と指示・警告上の表示

第3 製造物責任法の責任主体の範囲

特に、実質的製造業者の判断基準

第4 部品・原材料製造業者の抗弁

特に、部品・原材料製造業者からの独自の免責主張の可否(いわゆる汎用品の抗弁)

第5 損害の評価上の問題点

第6 事故発生後の対応上の留意点

総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務（深掘り編）

セミナー概要

4月開催のセミナー「総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務」の内容をベースに「処理委託契約の管理」、「省庁からの『通達』」にフォーカスしてより実務に即した内容を解説。

講師紹介 佐藤 泉 弁護士（佐藤泉法律事務所）

1987年 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1996年 佐藤泉法律事務所開設
現在：日本鉄リサイクル工業会 理事（現任）
公益財団法人 自動車リサイクル推進センター 評議員（現任）
東京都環境局土壌汚染対策検討委員会委員（現任）
東京都廃棄物審議会委員（現任）

<著作>

『実務環境法講義』民事法研究会 共著
『廃棄物処理法重点整理～弁護士の視点からみる定義・区分と排出事業者～』TAC 出版 等

開催日程等

- 開催日程：2025年5月22日（木）14時30分～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年5月21日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

<申込画面>



講座開設の趣旨

- ◆4月開催のセミナー「総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務」内で講師が触れた以下の点についてより深掘りしたセミナーを開催いたします。
- ①産業廃棄物処理委託契約の管理に関する実務のポイント、②省庁からの各種重要通知の読み方。
- ◆①では、担当者の方が委託契約を管理するにあたって留意すべきちょっとしたポイントや電子契約等の有効的な活用方法、委託業者を見直す際のポイントなどを実務に即して解説いたします。
- ◆②では、実務に直接的にかかわる重要な各通知をピックアップし読み方を整理し、通知と実務の関連性を解説します。
- ◆環境法関連は、「通知」を根拠に実務が進行する場面が多数あります。「通知」と「実務」の関連性を整理することで今後の実務の指針を身に付けることを目指します。

主要講義項目

I 産業廃棄物処理委託契約の管理に関する実務のポイント

- 1 委託契約締結前の準備、調査事項、処理業者選定基準
- 2 管理会社を利用する場合の注意点
- 3 委託契約締結後の契約書管理
- 4 法定記載事項の書き方と契約書運用の合理化
- 5 契約書に関連するトラブル事例とその解決方法

II 省庁からの各種重要通知の読み方

- 1 規制改革通知（積替保管の定義・施設許可の範囲・自ら処理の範囲・廃棄物の定義）
- 2 使用済み品を利用した再製造に関する通知
- 3 行政処分指針通知
- 4 専ら物に関する通知
- 5 下取に関する通知
- 6 DX推進通知
- 7 選別・解体に関する疑義照会
- 8 廃棄物を利用した試験研究に関する通知
- 9 残置物の処理に関する通知
- 10 地下杭・地下基礎の残置に関する通知

総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務

セミナー概要

事業活動から発生する多様な廃棄物・副産物について、適用される関係法令（廃棄物処理法、循環基本法、資源有効利用促進法等の各種リサイクル法）を網羅的に解説し、総務・法務部門における実務的な課題と対処方法を検討する。

講義時間：約 2 時間 30 分

講師紹介 佐藤 泉 弁護士（佐藤泉法律事務所）

1987年 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1996年 佐藤泉法律事務所開設
現在：日本鉄リサイクル工業会 理事（現任）
公益財産法人 自動車リサイクル推進センター 評議員（現任）
東京都環境局土壌汚染対策検討委員会委員（現任）
東京都廃棄物審議会委員（現任）

<著作>

『実務環境法講義』民事法研究会 共著
『廃棄物処理法重点整理～弁護士の視点からみる定義・区分と排出事業者～』TAC 出版 等

視聴期間等

- 視聴期間：2025年5月8日（木）10時～2025年8月6日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月30日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

<申込画面>



講座開設の趣旨

- ◆本講座では事業活動から発生する多様な廃棄物及び副産物について、適用される関係法令を網羅的に解説し、同時に総務・法務部門における実務的な課題と対処方法について検討します。
- ◆廃棄物処理法は、環境法令のなかでも特に違反事例が多く、不法投棄等については法人に対し3億円以下の罰金等の重い罰則規定があります。企業では、廃棄物の排出抑制、リユース・リサイクルの推進、優良な処理業者の選択などを進めています。しかし、廃棄物処理法は複雑であり、さらに関連法令による適用除外、各種通知に基づく運用、自治体の指導などについて総務・法務等の管理部門担当者が戸惑うことも少なくありません。
- ◆そこで、本講座では廃棄物処理法を中心に、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法、食品リサイクル法などの各種リサイクル法についても、沿革・考え方からわかりやすく解説します。さらに関連する通知および判例、過去の違反事例なども紹介し、よくある相談事例への対応策を検討します。また、2022年に施行されたプラスチック資源循環法についても解説します。

主要講義項目

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 循環型社会を形成するための法体系</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理法と資源有効利用促進法 2 各種リサイクル法 3 プラスチック資源循環法 <p>II 廃棄物処理法の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理法の改正履歴 2 廃棄物の区分及び種類 3 廃棄物処理業・廃棄物処理施設許可制度 <p>III 排出事業者責任</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処理委託契約書の実務 2 マニフェスト・電子マニフェストの運用 3 処理委託先の選定・管理・事故対応 <p>IV 廃棄物該当性判断基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 判例と通知の変遷 2 副産物有効利用・店頭回収・リコール・下取の運用 | <p>V 排出事業者判断基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 判例の解説 2 建設廃棄物に関する特例とその運用 <p>VI 法令違反の例と検挙件数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境関連法違反の検挙件数及び起訴率の実態 2 過去の違反事例の分析 <p>VII 資源循環の現状と将来</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資源価格の変動が資源循環に与える影響 2 EU等の外国法制の流れと国内法令への影響 <p>VIII よくあるご質問</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

議事録作成の基礎

～株主総会・取締役会・監査役会事務局対応の実務～

セミナー概要

議事録に関する基礎知識を確認した上で、具体的な記載例を用いながら、議事録の作成要領や今後の株主総会や取締役会等のあり方を踏まえた議事録の要点についてわかりやすく解説。

講師紹介 後藤晃輔 弁護士（中村・角田・松本法律事務所）

主な著作：『コンプライアンス・内部統制ハンドブックⅡ』（共著）（商事法務、2019）、『会社法を読み解く—実務と裁判例を踏まえて』（共著）（商事法務、2021）など

開催日程等

- 開催日程：2025年5月20日（火）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年5月19日（月）
- 受講料：33,000円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆株主総会、取締役会及び監査役会等の議事録作成業務は、事務局担当者の方々の重要な業務の一つですが、多忙な日常業務の中で、実務の根拠となる基本事項を整理し、理解を深める機会はそのほど多くないのではないかと思います。
- ◆ポストコロナの株主総会運営によるシナリオの見直しや、従来型株主総会・ハイブリッド参加型/出席型バーチャル株主総会・バーチャルオンリー株主総会と開催方式の選択肢の拡充、株主との建設的な対話の充実に向けた取組み、継続会の開催などイレギュラーな株主総会運営により、シナリオのさらなる工夫・変更なども要請されています。また、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、より一層取締役会の運営の重要性が高まっており、議事録の作成業務にも影響しています。このように応用が求められるときこそ、実務の根拠となる基本を整理し、理解を深めておくことが重要になります。
- ◆本講座では、議事録に関する基礎知識を確認した上で、具体的な記載例を用いながら、議事録の作成要領についてわかりやすく解説します。また、今後の株主総会や取締役会等のあり方を踏まえた議事録の要点も解説します。特に留意が必要な株主総会・取締役会議事録を中心に講義を進め、監査役会・任意の指名報酬委員会議事録についても適宜取り上げます。
- ◆新任担当者の方々はもちろんのこと、実務を踏まえた議事録の作成にあたってのスキルアップ、アップデートとして、本講座のご受講をお勧めします。

主要講義項目

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 議事録に関する基礎知識</p> <p>1 議事録に関する会社法関係法令</p> <p>2 議事録の作成と署名・記名押印</p> <p>(1) 実際開催（バーチャル株主総会を含む）の場合</p> <p>① 一般的な記載事項</p> <p>② イレギュラーな場合の記載事項</p> <p>(2) 書面決議・書面報告の場合</p> <p>(3) 関係資料の取扱い</p> <p>(4) 作成時期と署名・記名押印の方法</p> <p>(5) コーポレートガバナンス・コードの影響</p> <p>3 決議に賛成したことの推定と役員責任</p> <p>4 議事録の備置きと閲覧・謄写請求</p> <p>5 議事録に対する文書提出命令申立て</p> <p>6 登記申請の添付書面としての議事録</p> | <p>7 議事録に関する罰則</p> <p>8 議事録を作成する際の実務上の留意点</p> <p>II 各種議事録の記載の具体的検討</p> <p>1 株主総会議事録</p> <p>2 取締役会議事録</p> <p>3 監査役会議事録</p> <p>4 任意の指名報酬委員会議事録</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

対話と事例で学ぶ新任担当者のための株主総会実務の基本 ～法的根拠を整理して新しい時代の株主総会を支える基本を身につける～〔大阪開催〕

セミナー概要

セミナーの各所に散りばめられた、講師2名による対話セッションを通じ、受講者もその場で悩み考えられるのが本セミナーの特徴。根拠から丁寧に解きほぐすレクチャー&対話で、総会実務対応の基礎を短時間で骨太に学ぶ。

講師紹介 浦田悠一 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

2004年東京大学法学部卒業。2006年一橋大学法科大学院修了。2008年弁護士法人大江橋法律事務所入所。2013年コロンビア大学ロースクール修了。2013年から14年までWeil, Gotshal & Manges LLP (New York)にて執務。2024年から司法試験考査委員（商法）。

李 政潤 弁護士（弁護士法人森・濱田松本法律事務所）

2004年京都大学法学部卒業。2006年京都大学法科大学院修了。2008年森・濱田松本法律事務所入所。2013年シカゴ大学ロースクール修了。2013年から14年までJenner & Block LLP (Chicago)にて執務。

開催日程等

- 開催日程：2025年7月28日（月）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：20名（先着順） ●申込期限：2025年7月25日（金）
- 受講料：33,000円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆株式会社にとって、年に1度の定時株主総会是最重要イベントですが、自社の書式やシナリオ等が、なぜそのような文言、内容、構成となっているのか、その根拠と理由については十分に理解していても、何とか対応できてしまうのが実情ではないでしょうか。
- ◆しかし、想定外の出来事や変則的な事態に遭遇したときはどうでしょう。そのときに慌てて解説書や想定問答集、ひな型書式集を読んでも間に合いませんが、基本を理解していれば意外と簡単に対応できてしまうことも少なくありません。
- ◆また、株主総会実務には、現在、株主提案の増加、個人株主の増加、株主総会資料の電子提供制度の導入、ハイブリッド型バーチャル総会の浸透など、大きな変化が生じています。コロナ禍に定着した株主総会実務の見直しも一巡し、社会情勢の変化を踏まえた株主総会運営の一層の工夫も求められています。さらには、株主総会に関わる部分の会社法改正も議論されています。そのような変化に対処する上でも、どのような根拠に基づいて実務対応しているのかを理解することは、なによりも重要です。
- ◆本講座は、特に最近になって総会担当となられた方を念頭に置いて、いざというときに慌てず、また新時代の総会実務にも柔軟に対応できるよう、短時間で根拠から丁寧に解きほぐし、総会実務対応の基礎を骨太に学べる構成となっています。

主要講義項目

【準備編】

- 1 意外と知らない「株主総会とは？」
 - ・株主総会の法的位置づけ
 - ・株主総会の実務的機能
 - ・株主総会成功のための最低限のポイント
 - ・株主提案権
- 2 押さえておきたい株主総会のスケジュール
 - ・定時株主総会にまつわる主要イベント
 - ・スケジュール作成方針と留意点
 - ・スケジュール例とその法的根拠
- 3 招集通知の意味を理解する
 - ・招集通知・事業報告・参考書類
 - ・議決権行使書面
 - ・電子提供制度下での株主への提供書面と送付書面
- 4 想定問答・リハーサルを甘く見ない
 - ・想定問答作成の意義
 - ・使える想定問答作成のために
 - ・シナリオの意義
 - ・リハーサル実践

【当日編】

- 1 運営の心得
- 2 関係者の役割分担
- 3 受付事務
 - ・本人確認の重要性と短時間の受付
 - ・代理人による出席
 - ・実質株主対応
- 4 議事運営方式
 - ・「個別上程・個別審議方式」と「一括上程・一括審議方式」
- 5 シナリオ
- 6 議長の役割と権限
 - ・議長の秩序維持・議事整理権
 - ・必要的動議と実質的動議
 - ・手続的動議と包括委任状
- 7 説明義務
 - ・説明義務の範囲
 - ・説明義務者
 - ・説明拒絶事由
 - ・事前質問
 - ・質疑打ち切り
- 8 採決・その他
 - ・採決
 - ・お土産・株主懇談会

9 事後対応

- ・株主総会議事録
- ・決議通知・配当金計算書
- ・決算公告（有価証券報告書）・臨時報告書
- ・登記
- ・振り返り

<ケーススタディ>

- 株主提案への対応
- 事業年度終了後の事象の事業報告への記載
- 女性役員選任議案の氏の記載
- 電子提供制度下での提供資料
- 電子提供措置開始後の事情変更・誤記
- 議案の撤回
- やらせ質問
- 役員のリモート参加
- 事前に議決権行使した株主の当日出席
- 議長の秩序維持・議事整理権
- 事前質問
- ……ほか

事務局スタッフのための 商業登記実務 ～デジタル化の進展を踏まえた 2025 年定時株主総会対策～

セミナー概要

これまでの重要な法令改正や通達等を再確認するとともに、商業登記の基礎から実践まで幅広く、詳細な記載例・書式等を多数用いて最新の重要ポイントをわかりやすく講義。

講義時間：約 3 時間



鈴木龍介 司法書士（司法書士法人鈴木事務所）

現在、日本司法書士会連合会 副会長、リスクモンスター株式会社（東証スタンダード上場）社外取締役、慶應義塾大学法科大学院非常勤講師、日本登記法学会 理事。

主著：『商業登記全書 第5巻 株式会社の機関 [第2版]』（中央経済社）、『商業・法人登記500問』（テイハン）、『新訂版 議事録作成の実務と実践』（第一法規）、『登記法入門——実務の道しるべ』（商事法務）、『実務に活かす判例登記法』（金融財政事情研究会）ほか多数。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 7 月 31 日（木）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 7 月 24 日（木）
- 受講料：33,000 円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆商業登記は法律上の義務であるとともに、企業情報のベースレジストリとして、また会社法のエンフォースメントの仕組みとして、企業にとって欠くことのできない手続です。
- ◆商業登記の実務を習得することは、会社法を前提とした定時株主総会に関する知識と情報を整理し、理解を深めるための実践的かつ効果的な方法でもあります。
- ◆本講座では、まずは商業登記の全体像と基礎知識を整理した上で、本年に開催される定時株主総会の決議事項に関連する登記について、確実かつ円滑に「失敗のない実務」が行える力を養成することを目指します。
- ◆これまでの重要な法令改正や通達等を再確認するとともに、いわゆる「脱ハンコ」に伴う取扱いの変更やバーチャル総会関連など最新の情報を交え、商業登記の基礎から実践まで幅広く、詳細な記載例・書式等を多数用いて最新の重要ポイントを、実務経験豊富な講師がわかりやすく講義します。
- ◆実際の登記手続を進めていくにあたっては、基本の理解と事前の準備が必須です。万全の準備を進めていくために、この機会にぜひご聴講されることをお勧めします。

主要講義項目

1 商業登記の基礎

- (1) 商業登記の意義
- (2) 商業登記の機能
- (3) 商業登記の法的効力
- (4) 商業登記と法令等
- (5) 商業登記と企業法務のインターフェース

2 商業登記の実用知識

- (1) 法務局
- (2) 登記情報等
- (3) 議案と登記事項
- (4) 登記義務と登記期間

3 定款に関する登記のポイント

- (1) アウトライン
- (2) 商号
- (3) 本店
- (4) 公告方法
- (5) 目的
- (6) 総会資料の電子提供

4 役員等に関する登記のポイント

- (1) アウトライン
- (2) 取締役
- (3) 代表取締役
- (4) 監査役
- (5) 会計監査人
- (6) 役員等の責任免除
- (7) 非業務執行役員等の責任限定

5 その他の登記のポイント

- (1) アウトライン
- (2) 株式関係
- (3) 計算関係
- (4) 組織再編関係

6 登記添付書類のポイント

- (1) アウトライン
- (2) 株主総会議事録
- (3) 株主リスト
- (4) 取締役会議事録
- (5) 就任承諾書
- (6) 本人確認証明書

- (7) 辞任届
- (8) 登記申請委任状
- (9) 印鑑届書

7 登記手続のポイント

- (1) 申請方式
- (2) 登録免許税
- (3) 原本還付
- (4) 登記事項証明書

特講 代表取締役等の住所登記非表示措置

アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応

～予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ～

セミナー概要

有事対応を場面ごとに解説するとともに、有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・対策についても解説。

講義時間：約 3 時間

講師紹介 伊藤広樹 弁護士（岩田合同法律事務所）

2007 年弁護士登録。主に M&A 取引、会社法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスをを行う。上場会社の株主総会対応、経営支配権争奪事案・アクティビストへの対応、コーポレートガバナンス、商事紛争への対応等も専門とする。近著として「株主提案への実務対応」（共著 資料版商事法務 480 号）、「賛否拮抗総会に関する近時の裁判例からの実務上の示唆」（共著 旬刊商事法務 2294 号）、「株主の招集による上場会社の株主総会の実務対応」（共著 旬刊商事法務 2239 号）、『企業防衛実務』（共編著 商事法務 2024）、『最新・株主総会物語』（共編著 商事法務 2022）等、会社法実務関係の著作多数。

森 駿介（岩田合同法律事務所）

2011 年弁護士登録。主に、株主総会対応、紛争解決（訴訟・保全等）、M&A、危機管理対応（第三者委員会等）、広告表示・消費者問題（景表法・特商法・集団訴訟等）等についてアドバイスしている。『企業防衛実務』（共編著 商事法務 2024）、『株主総会判例インデックス』（共著 商事法務 2019）、『時効・期間制限の理論と実務』（共著 日本加除出版 2018）、『コーポレート・ガバナンスの法律相談』（共著 青林書院 2016）等、民商法関係の著作多数。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 30 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 23 日（金）
- 受講料：33,000 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆近時、我が国でもアクティビスト（物言う株主）の活動が活発化しています。アクティビストは、ターゲットとする投資先企業を選定し、エンゲージメント（対話）を行い、これが奏功しなければ、実行中のアクティビズムの公表や会社への強力な意見表明手段である株主提案権の行使に踏み切ります。特に株主提案については、コーポレートガバナンス改革以降、年々行使件数が増加し、有名企業への株主提案が高い賛成率を得るようになったことで、日常的に関連報道がされるようになりました。とはいえ、多くの株主総会担当者の皆様は、実際に株主提案を受けた経験はなく、そもそも自社がアクティビズムや株主提案の対象となることがあるのか、いざという時はどうしようかと思っていられるのではないのでしょうか？
- ◆そこで、本講座では、本分野に経験豊富な弁護士が、アクティビズムを活発化させている近時の環境・要因と併せてアクティビストのターゲットとなりやすい会社の特徴を概説し、エスカレーション回避のための対応に触れた上で、実際に株主提案を受けてしまった場合の対応について解説します。株主提案については、株主提案権行使の予兆・端緒をどのように察知するのかから始まり、いざ提案を受けた際の初動、その後の総会当日に向けての提案株主との交渉、プロキシーファイト、総会当日の運営、総会後の事務処理まで、場面ごとに実務上の留意点を明快に整理します。さらに、こうした有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・対策についても解説します。

主要講義項目

I アクティビズムの動向と対応

- ・ 近時の環境と要因
- ・ アクティビストのターゲット
- ・ エスカレーション回避のための対応

II 株主提案への対応

- ・ 株主提案の予兆・端緒の発見とその対応
- ・ 株主提案を受けた場合の対応
- ・ 株主総会の招集までの対応
- ・ 株主総会の開催までの対応
- ・ 株主総会の運営
- ・ 株主総会終了後の対応

事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント

セミナー概要

株主総会資料の電子提供制度施行を受け招集通知全体の構成やレイアウトが変化し、また、金商法関連法令やコーポレートガバナンス・コード、機関投資家の議決権行使基準等への配慮も重要となる事業報告・株主総会参考書類等作成のポイントについて、近時の動向も踏まえて解説。



石井裕介 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

講義時間：約 3 時間

1993 年 国立筑波大学附属駒場高等学校卒業 1999 年 東京大学法学部卒業 2003 年 経済産業省に出向（株券不発行法制及び会社法現代化の改正作業や、ファンド法制の改正作業を担当）（～ 2004 年）2004 年 法務省民事局参事官室に出向（会社法現代化に関する改正作業を担当）（～ 2006 年）2008 年 コーネル大学ロースクール修了 2008 年 Hughes Hubbard & Reed 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～ 2009 年）2016 年 一橋大学大学院法学研究科（法科大学院）非常勤講師。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 30 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 23 日（金）
- 受講料：39,600 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2024 年の定時株主総会では、株主総会資料の電子提供制度施行から2年目を迎え、株主数の多い企業を中心にサマリー版招集通知の採用が進み、全体の構成やレイアウトについてより一層の工夫が見受けられました。また、事業報告・株主総会参考書類においては、コーポレートガバナンス報告書や有価証券報告書の記載事項に留まらず、精緻化・厳格化の一途をたどる機関投資家の議決権行使基準を強く意識した、役員報酬関連の記載その他のガバナンス関連の任意の情報開示が一層進みました。加えて、改正障害者差別解消法の施行を受けた株主総会運営の見直しに伴う招集通知の記載の変化も見受けられました。
- ◆ 2025 年定時株主総会は、女性登用に留まらない「多様性」や、環境・人的資本・人権等を含む「サステナビリティ」等を意識した記載など会社法の枠組みのみからでは到底対応困難となった事業報告、株主総会参考書類について、近時の制度改正や他社の動向を踏まえた記載のさらなる検討が必要となります。
- ◆ そこで、本講座では、日本経団連ひな型の策定および改訂等に深く関与し、上場会社の株主総会支援を毎年多数手掛ける石井裕介弁護士を講師として招聘し、2024 年定時株主総会の状況を踏まえた招集通知、事業報告・株主総会参考書類等への記載の傾向、会社法のみならず、金商法関連法令や CG コードなどの各種制度改正、機関投資家の議決権行使基準等にも配慮した最新動向を踏まえた事業報告・株主総会参考書類等作成にあたっての実務対応について、解説します。

※ サブテキストとして、石井裕介・小畑良晴・阿部光成編著『新しい事業報告・計算書類——経団連ひな型を参考に〔全訂第2版〕』（商事法務、2022 年）を配付（無料贈呈）します。

主要講義項目

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 2024 年定時総会の振り返り</p> <p>II 株主総会資料の電子提供制度について</p> <p>1 株主総会資料の電子提供制度の株主総会関係書類への影響</p> <p>(1) 招集通知本体（アクセス通知）</p> <p>(2) その他の書類</p> <p>2 株主総会資料の電子提供制度施行2年目でみられた実務対応</p> <p>III 広義の招集通知に関する留意事項</p> <p>1 近時の広義の招集通知の全般的傾向</p> <p>2 留意すべき各要素</p> <p>(1) CG 報告書・有価証券報告書の記載事項</p> <p>(2) 機関投資家の議決権行使基準の動向等</p> <p>III 事業報告に関する留意事項</p> <p>1 事業報告の記載事項の概観と各項目の記載の基準時</p> <p>2 株式に関する事項</p> | <p>3 会社役員・社外役員に関する記載</p> <p>(1) 重要な兼職の状況</p> <p>(2) 補償契約・役員等賠償責任保険契約に関する事項</p> <p>(3) 社外役員の独立性に関する事項・主な活動状況</p> <p>4 役員報酬に関する記載</p> <p>(1) 業績連動報酬等・非金銭報酬等に関する事項</p> <p>(2) 報酬の決定プロセス（株主総会決議・個人別の額の決定の委任）に関する事項</p> <p>(3) 報酬等の額またはその算定方法に係る決定方針に関する事項</p> <p>IV 狭義の招集通知・株主総会参考書類</p> <p>1 狭義の招集通知の記載事項</p> <p>2 改正障害者差別解消法関連の記載</p> <p>3 役員選任議案の記載事項</p> <p>4 報酬関連議案の記載事項</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

株主総会の準備・運営の最終チェックポイント（全2講）

～総会準備・運営に当たって見落としがちな実務ポイントを徹底解説～

セミナー概要

株主総会を取り巻く最近の動向等を踏まえ、本セミナーでは、最新の情報に基づいた本年株主総会の開催準備および事後処理に必須の直前対策・最終チェックのポイントを、実務の流れに即して解説。 講義時間：約 6 時間



牧野達也 三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 マスターフェロー [第1講担当]

角田大憲 弁護士（角田大憲法律事務所） [第2講担当]

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年6月27日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年6月20日（金）
- 受講料：38,500円（税込）/1名分
- ※ サブテキストとして、「2024年版株主総会白書」を配布（無料贈呈）します。

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 定時株主総会の開催時期が近づくにつれ、各企業の事務局担当者の皆様には、総会招集・開催へ向けた準備に余念がないことと思います。
- ◆ 2025年の定時株主総会開催に向けての検討課題として、法令改正で新たに求められる対応は現時点で見当たりません。しかしながら、2024年6月に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」が閣議決定され、そこで記載されている事項につき今後具体的な動きが出てくることが想定されます。例えば、「会社法制の見直し」については、「会社法制研究会」において次期会社法改正に向けた論点が検討されています。また、「投資単位の引下げ」も、東証主催の「少額投資の在り方に関する勉強会」での検討がすすめられていますし、「有価証券報告書の総会前開示」に関する環境整備の検討なども動向注視が必要です。これらの事項は、2025年の定時株主総会の準備に直接の影響はないものの、検討内容等を踏まえた想定問答の準備などが必要になるものと思われる。
- ◆ また、政策保有株式の解消に伴い、受け皿となる機関投資家ならびに個人株主との良好な関係の構築に向けた対応も重要な検討課題といえます。引き続き活発な動きをみせるアクティビストへの対応、より厳格化する機関投資家、議決権行使助言会社の基準を踏まえた票読みと賛成票向上に向けた施策の実施が必要となる会社も増える可能性も考えられます。
- ◆ これらに加え、昨今の災害の発生状況を踏まえ、地震等「天災事変」の発生時の対応や2024年4月施行の障害者差別解消法の改正を契機とした「環境の整備」としての取組み、株主総会でのデジタルの活用（3回目となる電子提供制度対応含む）など前年に検討された事項につき改めて本年の対応方針を確認することも考えられるでしょう。
- ◆ 以上の検討事項ならびに株主総会を取り巻く最近の動向等を踏まえ、本セミナーでは、最新の情報に基づいた本年株主総会の開催準備および当日の運営、事後処理に必須の直前対策・最終チェックのポイントを、実務の流れに即してわかりやすく解説します。

主要講義項目

〈第1講〉株主総会の事前準備・事後処理と事務局の留意点、チェックポイント

- 1 はじめに
 - (1) 2025年株主総会に向けた検討事項
 - (2) 株主総会日程作成上の留意点とチェックポイント
- 2 株主総会関係書類作成上の留意点とチェックポイント
 - (1) 招集通知（アクセス通知）作成上の留意点とチェックポイント
 - (2) 事業報告作成上の留意点とチェックポイント
 - (3) 株主総会参考書類作成上の留意点とチェックポイント
 - (4) その他の留意点
- 3 機関投資家の議決権行使の態様と留意点
 - (1) 機関投資家、助言会社の基準見直しの状況と留意点
 - (2) アクティビストへの対応と留意点
 - (3) 票読み作業と賛成票獲得のための方策と留意点
- 4 株主総会の事後手続と留意点
 - (1) 株主総会の事後処理手続の概要
 - (2) 配当金支払手続における留意点
 - (3) 臨時報告書での議決権行使結果開示の留意点
 - (4) 備置書類の確認と閲覧・謄写請求への対応における留意点
 - (5) その他の留意点

〈第2講〉株主総会運営のポイント

- 1 株主総会をめぐる最近の状況
 - (1) 株主総会資料電子提供制度下での実務の状況
 - (2) 開示をめぐる状況（重要な契約の開示、英文開示を含む）
 - (3) 会社法改正をめぐる状況
 - (4) その他（改正障害者差別解消法を踏まえた対応を含む）
- 2 株主総会運営のための前提知識
 - (1) 株主総会がすべきこと
 - (2) 株主総会の「成功」と「失敗」（株主総会当日のポイント）
- 3 株主総会運営の実務ポイント
 - (1) 株主総会のシナリオ・ビジュアル化
 - (2) 議事進行
 - ① 議長采配
 - ② 動議処理
 - ③ 質疑打ち切り
 - (3) 役員答弁
 - ① 答弁しなければならない事項（説明義務）
 - ② 答弁すべきでない・答弁拒否できる事項
 - ③ 実際の答弁
- 4 本年の役員答弁準備の実務ポイント
 - (1) 最近の株主質問の動向と本年のトピックス
 - (2) その他

2時間で解説 2025年株主総会「想定問答」のポイント ～2025年版「株主総会想定問答集」をテキストとして～

セミナー概要

『株主総会想定問答集〔2025年版〕』をテキストとして、各社における株主総会想定問答集の作成と株主質問への回答のポイントをコンパクトに約2時間にまとめて分かりやすく解説。

講義時間：約2時間

講師紹介 河和哲雄 弁護士（河和法律事務所）

1975年4月 弁護士登録、1996年4月 河和法律事務所所長就任（現在に至る）。
2002年8月 法制審議会会社法（現代化関係）部会委員、2002年9月 日本弁護士連合会司法制度調査会特別委
嘱委員、2003年12月 東京弁護士会会社法部部長、2003年4月（～現在）東京弁護士会法制委員会委員。
商事法務発行『株主総会想定問答集』の初年度版（1984年）より執筆メンバーを務める。その他の著書に江頭憲治郎
＝門口正人編集代表『会社法大系 第1巻～第4巻』（共編、青林書院、2008）。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年6月27日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年6月20日（金）
- 受講料：35,200円（税込）／1名分

※ テキストとして『2025年版 株主総会想定問答集』を配付（無料贈呈）します。

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 本セミナーは、「2025年版 株主総会想定問答集」（商事法務、2025年2月刊行予定）をテキストとして、各社における株主総会想定問答集の作成と株主質問への回答のポイントを分かりやすく解説するものです。
- ◆ 今回の想定問答集では、質疑応答例の編成はおおむね昨年版を維持していますが、状況の変化等により不要となった設問を削除する一方、国際情勢や、東証による市場区分再編に伴い重要性が強まっている常に株主・投資家から問われるガバナンス体制、サステナビリティ、人的資本、多様性等をめぐる設問に加えや、金利や為替に係る経営環境の変化に伴い想定すべき質問、資本コスト重視の傾向の下で問われる資本効率に関する質問、四半期決算開示制度の変革に伴う質問など最新の想定質問株主総会資料の電子提供制度対応等の総会運営に関わる設問を追加するなど、2025年の株主総会の準備に際して各社の参考に資する内容構成になっています。
- ◆ 本年総会における説明義務の射程と実務の勘所を確認し、余裕をもって株主総会準備の総仕上げに臨んでいただくため、本セミナーを積極的にご活用ください。

主要講義項目

I 本年株主総会の前提状況

- 1 国内外経済動向と経営環境
- 2 法令、関連諸制度の改正等
- 3 株主総会の最近の状況

II 株主総会想定問答集 2025年版の解説

- 1 編集方針・活用上の留意点
- 2 株主総会における株主の質問に対する説明義務
 - (1) 説明義務の範囲・程度と説明拒絶事由
 - (2) 説明義務の法的基準と実務指針
 - (3) 質疑応答手続の工夫
- 3 重要な想定質問と説明の在り方
 - (1) 最近の質問傾向と今年の予想
 - (2) 総会運営手続一会場設営、発言制限など質疑応答手続その他
 - (3) 経営方針
 - ① 経営計画、事業戦略、海外戦略、金利・為替動向への対応
 - ② 資本効率、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方策

③ サステナビリティ、人的資本、多様性等への取組み

- (4) 当期業績、業績予想、株価動向
- (5) 剰余金配当、株主還元の方針
- (6) 会計、開示の新制度

① 新しい会計基準（リースに関する会計基準の影響、IFRSの動向）

② 四半期報告書の廃止に伴う対応

- (7) コーポレート・ガバナンス一取締役会の構成、スキル・マトリックス、社外役員の独立性・活動状況、取締役報酬（制度設計、決定の方針・手続）、企業年金など
- (8) 内部統制、リスク管理（サイバー防御など）、危機管理、子会社・関連会社
- (9) 会計監査人関連事項
- (10) 各種時事的問題

III 想定問答集の役割と見直しの在り方

- 1 想定問答集の役割
- 2 想定問答集見直しの在り方

株主総会担当者基礎研修コース（2025 春）

株主総会担当者の基礎力養成に係る WEB セミナー（昨年 10 月～本年 1 月配信）をパッケージ化し、株主総会の新任ご担当者やあらためて基礎を確認したいご担当者に向けて、受講いただきやすい特別割引セット価格で提供。

	本コース各講の内容	講師
第 1 講	株主総会担当者の心構え	井上 卓 三菱重工業株式会社 IR・SR 室 SR 担当部長 マネージングエキスパート／全国株懇連合会（前）理事長／東京株式懇話会（前）会長
第 2 講	株式事務の基礎知識と担当者の役割 ～新任担当者必須の知識をやさしく解説～ ▶最近では、株式事務の専任担当者を配置している企業が少なくなり、また、株式事務の担当者の業務経験年数も浅くなっているようです。それは、上場会社に「株主名簿管理人」（＝証券代行機関）の設置が義務づけられ、「株式事務」のほとんどが株主名簿管理人に委託され、事務の合理化が図られているからです。その結果、各社の株式担当部門では、担当者が必ずしも株式事務に通じていなくても、自社の株式管理はどうにかこなすことができるのが実情とも思われます。 ▶とはいえ、株式事務担当部門は、会社と株主の関係を円滑にとり結ぶうえでの縁の下の力持ちともいえるべき重要な役割を担う部門であり、担当者としては、その職責を十分に果たすことができるよう、業務に関わる実務知識を常にブラッシュアップしておきたいところであり、人事異動等に伴い新たに株式事務を担当することになった新任担当者等にとって基本知識は必要不可欠です。 ▶そこで本講では、新任担当者を対象に、上場会社の株式を管理する「振替制度」の仕組みや株主総会の準備事務との関係を整理することで「株式事務」の全体構造と基本事項を理解できるよう、平易に解説します。（講義時間：約 4 時間）	中川雅博 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 部付部長
第 3 講	基礎から学びたい人のための株主総会事務局の実務（全 2 回） ▶株主総会は、株式会社の重要事項を決定する最高意思決定機関であるとともに、企業のトップ以下全役員出席のもと、株主＝投資家に会社の魅力を PR し、経営方針について信認を受けるための株式会社として最大のイベントです。 ▶株式会社にとってきわめて重要な意味をもつ株主総会を成功させるには、事務局スタッフが正しい知識を身につけ細心の注意を払って事前準備、当日の対応、事後手続を行う必要があります。 ▶本講は、株主総会の事務局スタッフが、総会の準備段階から当日の運営、事後手続に至るまで、知っておくべき法令・実務知識、留意点につき、最近のトピックス〔株主総会資料の電子提供制度、バーチャル（オンリー）総会等の株主総会 DX 対応、アクティビスト対応等〕も踏まえて、基礎から易しく丁寧に解説するものです。（講義時間：第 1 部 約 3 時間、第 2 部 約 4 時間） ※第 3 講の参考資料として「株主総会白書 2024 年版」旬刊商事法務 2024 年 12 月 5 日号を無料贈呈。	牧野達也 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 マスターフェロー
第 4 講	2 時間で学ぶ 総会担当者必修判例 30 選 ～事案から押さえる総会運営の留意点～ 株主総会担当者が必要覚えておくべき株主総会関係の代表的裁判例を 30 件ピックアップし、事件名・事案の概要・結論をわかりやすく紹介した上で、各事件を踏まえた総会運営の留意点を押さえます。（講義時間：約 2 時間）	本村 健 弁護士 山田康平 弁護士
第 5 講	先輩に学ぶ 株主総会の基礎と実務・取組み ～総会担当者の 1 年～ 経験豊富な総会実務担当者を講師に迎え、実務家目線での運営ポイント、留意点、エピソードや新任担当時の業務への取組み方等について対談形式でご紹介いただくことで、主に株主総会の新任担当者に向けて、掘りどころを提供するとともに、受講者の質問・お悩みに講師が回答します。（講義時間：約 2 時間 30 分）	総会実務担当者 ※ 第 5 講講師の詳細は本コース申込画面をご覧ください。

- 視聴方法：Eメールにて視聴 URL と動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- セットの視聴期間：配信中～2025 年 8 月 7 日（木）
- セット申込の期限：2025 年 6 月 30 日（月）
- 受講料：88,000 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



3時間でつかむ! 金商法の全体像とポイント

セミナー概要

これから金商法の実務に取り組む上場会社の担当者やあらためて知識・経験を体系的に整理したい金商法実務経験者、新人弁護士の皆様を対象として、重要概念や基本的な適用場面を押さえることを目的に金商法の全体像とポイントを解説。

講師紹介 峯岸健太郎 弁護士（三浦法律事務所）

2001年一橋大学法学部卒業、2002年弁護士登録。2006年金融庁 総務企画局企業開示課（現 企画市場局企業開示課）にて専門官として金融商品取引法制の企画立案に従事（～2007年）。2018年より商事法務研究会主催の金商法・実務研究会のメンバー。上場会社のM&A、資金調達、情報開示、インサイダー取引規制等の不正取引規制、金融法規制・業登録など、金融商品取引法に関する分野を全般的に取り扱う。

開催日程等

- 開催日程：2025年7月16日（水）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年7月15日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆金融商品取引法（「金商法」）は、上場会社、証券会社、投資ファンド等にとって、資金調達・M&A・組織再編・投資を規律し、コーポレートガバナンスにも関連する、資本市場の基本法ですが、対象領域が広く、条文構造も複雑なため、独学で取得が難しい分野です。
- ◆しかし、最初に細かい規制にとらわれず、重要概念や基本的な適用場面を押さえることで、その後は必要な分野毎に、独力で知見を深めていくことも可能です。
- ◆そこで、本講座は、これから金商法の実務に取り組む上場会社の担当者や新人弁護士の皆様を主な対象に、金商法の構造等を概説した後、資金調達・M&A・インサイダー取引規制に関する内容を中心としつつ、上場会社として知っておきたい金融規制の簡単な説明、金商法違反における責任と証券取引等監視委員会への対応といった、上場会社等で必要な金商法について解説します。上場会社において企画・法務・IR部門等で既に金商法に触れた経験がある等、ある程度の知識・経験はあるものの、それを体系的に整理されたい方にもおすすめの講座です。
- ◆講師は、『ポイント解説実務担当者のための金融商品取引法〔第2版〕』の編著者で、上場会社・証券会社・投資ファンド運営者等への法務アドバイスに長年従事しており、重要概念や基本的な適用場面を踏まえて、具体的事例を織り交ぜながら、上場会社における金商法の実務担当者等として幅広く対応できる「使える」基礎と実務について解説を行います。

主要講義項目

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I インTRODクシヨN</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金商法の目的 2 周辺領域 <p>II 金商法の基本構造</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎概念 2 資金調達とM&Aの情報開示規制 3 金融商品取引業の規制（金融業への進出や金融業との提携） 4 不正取引規制（インサイダー取引規制、相場操縦、風説の流布） 5 責任（民事責任、課徴金、刑事罰） <p>III 資金調達の情報開示規制（適時開示を含むディスクロージャーの体系）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資金調達時の情報開示 2 継続的な情報開示 3 決算短信 4 公平な情報開示（フェア・ディスクロージャー・ルール） 5 コーポレートガバナンス・コード／スチュワードシップ・コード | <p>IV M&Aに関する情報開示と規制（公開買付規制と大量保有報告制度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公開買付規制 2 大量保有報告制度 <p>V 金融商品取引業の規制（金融業への進出や金融業との提携）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「金融商品取引業」とは 2 登録制度と金融商品取引業の行為規制 <p>VI 不正取引規制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インサイダー取引規制 2 売買報告書と短期売買利益の提供制度 3 相場操縦・風説の流布 <p>VII 課徴金制度・刑事罰と当局対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課徴金制度・刑事罰 2 当局対応のポイント |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ディスクロージャーの実務 ～基礎の確認から近時の動向まで～

セミナー概要

株主総会担当者、財務部・法務部担当者をはじめ、非財務情報の開示に関連する業務の担当者の方々を対象として、我が国の上場会社を巡る開示制度を概観した上で、開示制度と実務の近時の動向を分かり易く説明。

講義時間：約 2 時間



浜田 宰 弁護士・公認会計士（DT 弁護士法人）

1999 年名古屋大学法学部卒、2007 年早稲田大学大学院法務研究科修了、2007 年公認会計士登録（2022 年再登録）、2008 年弁護士登録（2016 年再登録）、2014 年シカゴ大学ロースクール修了、2016 年ニューヨーク弁護士登録。1999 年トヨタ自動車株式会社（～ 2001 年）、2008 年長島・大野・常松法律事務所（～ 2016 年）、2016 年 DT 弁護士法人（～ 現在）。2020 年から 2022 年にかけて、金融庁企画市場局企業開示課にて企業統治改革推進管理官として執務し、コーポレートガバナンス・コードの再改訂や公開買付制度・大量保有報告制度等の責任者を務める。著書として『Q&A 人権 DD』（きんぎい、2023 年）、『コーポレートガバナンス・コードの解説』（商事法務、2022 年）、『統合報告で伝える価値創造ストーリー』（共編著、商事法務、2019 年）ほか。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 19 日（月）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴 URL と動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 12 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 非財務情報の開示が大きく拡充され、サステナビリティ開示基準と保証のあり方についての議論が進むなど、開示制度は大きな変革の中にあります。企業の側では、有価証券報告書を含めた法定開示において開示内容の充実を図る動きや、統合報告書をはじめとする任意開示への取組みが広がっています。機関投資家も、企業のサステナビリティ課題への取組みや無形資産に対する関心を強めています。
- ◆ こうした変化の中で、開示制度と実務動向を適確に理解することは、SR 担当者を含む株主総会担当者にとって益々重要となっています。また、ガバナンス、人的資本、サステナビリティなど、非財務情報の開示に関与する部門・部署の方々にとっても、開示の役割と実務動向を把握する必要性は増すばかりです。
- ◆ 本講では、株主総会担当者、財務部・法務部担当者をはじめ、非財務情報の開示に関連する業務の担当者の方々を対象として、我が国の上場会社を巡る開示制度を概観した上で、開示制度と実務の近時の動向を分かり易く説明します。

主要講義項目

I 開示の目的・役割

- 1 なぜ法定開示制度が設けられているのか
- 2 企業が開示の充実に取り組む意義は何か
- 3 非財務情報の開示がなぜ重要となっているのか

II 開示書類・情報の概要

- 1 主な法定開示書類
 - (1) 金商法における開示書類
 - (2) 会社法における主な開示書類
 - (3) 上場規則における主な開示書類
- 2 任意開示
 - (1) 任意開示書類・媒体
 - (2) 任意開示と法定開示との関係

III 開示制度と開示実務の近時の動向

- 1 サステナビリティ開示・保証制度の動向
- 2 非財務情報の開示への取組みのポイント
- 3 サステナビリティ開示対応の実務
- 4 コーポレート・ガバナンスの開示対応の実務
- 5 開示への取組と社内体制のあり方
- 6 中堅・中小上場企業における開示対応

事例で学ぶ適時開示 ～基礎知識から実務対応まで～

セミナー概要

適時開示の基本原則を押さえつつ、開示の要否・内容について悩ましい場面に直面した際の考え方を身に付けることを目指す。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 伊東祐介 弁護士（法律事務所 ZeLo・外国法共同事業）

鳥飼総合法律事務所入所後、株式会社日本政策投資銀行企業戦略部（M&A アドバイザリー業務）、株式会社東京証券取引所上場部（適時開示制度構築・運用業務）、日本取引所自主規制法人上場審査部（上場審査業務）での勤務を経て、2023 年法律事務所 ZeLo 参画。主な取扱分野は IPO、IR、M&A、ベンチャー・スタートアップ法務、訴訟 / 紛争解決など。東証スタンダード市場上場会社社外監査役兼任。著書・論文に『新規株式上場の実務と理論』（商事法務、2022 年）、「適時開示制度の概要（前編・後編）」（月刊監査役 673、675 号）など多数。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 19 日（月）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 12 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 企業活動における重要な局面で、どのような情報を、どこまで、いつ開示すべきかを適切に判断することは、企業価値を守り、投資家からの信頼を維持するうえで極めて重要です。
- ◆ 本セミナーでは、東京証券取引所の適時開示制度を中心に、具体的な事例を豊富に取り上げながら、適時開示の基本原則を押さえつつ、開示の要否・内容について悩ましい場面に直面した際の考え方を身に付けることを目指します。
- ◆ 上場企業の開示担当者のみならず、これから上場を目指す企業の皆様にも役立つ内容となっており、実務で即使える知識と考え方を提供することを目的としています。

主要講義項目

- 1 情報開示制度の概要
 - ・ 情報開示制度概要
 - ・ ディスクロージャーワーキンググループ報告（2022）
 - ・ 法定開示（金商法開示・会社法開示）
 - ・ 法定開示制度と適時開示制度の比較
- 2 適時開示制度
 - ・ 適時開示制度の意義と理念
 - ・ 適時開示が求められる会社情報、軽微基準とは
 - ・ 開示の要否・内容判断
 - ・ 任意開示とは
 - ・ 注意喚起制度とは
 - ・ 適時開示制度における実効性確保措置
- 3 適時開示の実務の流れ
 - (1) 適時開示の要否の検討
 - (2) スケジュールの確認
 - (3) 開示資料の作成
 - (4) 適時開示の手続き
- 4 具体例による検討
 - (1) 適時開示のタイミングが論点となる場合
 - (2) 適時開示の内容が論点となる場合

ベーシック金商法 <開示編>

セミナー概要

広範、複雑、かつ難解な企業内容等開示制度のうち、特に開示実務に携わる新任担当者が押さえておきたいポイントについて分かりやすく解説。

講義時間：約 3 時間 30 分

講師紹介 谷口義幸 株式会社プロネクサス 執行役員

金融庁総務企画局企業開示課開示法制企画調整官、東北大学大学院経済学研究科教授、証券取引等監視委員会事務局開示検査課長等を経て現職
千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授（現在）
一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス 理事（現在）

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 19 日（月）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 12 日（月）
- 受講料：33,000 円（税込）／1名分

<申込画面>



講座開設の趣旨

- ◆ 上場企業は、金融商品取引法において、その企業やグループ全体の事業や財務に関する詳細な情報を盛り込んだ有価証券報告書の提出が義務付けられています。特に最近では、有価証券報告書によって開示される情報はますます充実されてきており、近年のコーポレート・ガバナンスに関する情報の充実につき、2023 年 3 月期からはサステナビリティ情報の開示が義務付けられました。今後、サステナビリティ情報については、より詳細な開示が求められることとなります。
- ◆ こうした有価証券報告書等の開示書類による開示情報の拡充は、企業内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令の改正によって行われます。このため、開示実務を行う担当者は、これら関係法令の改正の趣旨や内容をいち早く理解し、その上で実務を行う必要があります。
- ◆ 関係法令の改正の趣旨や内容を理解するためには、その土台となる企業内容等開示制度全般を理解することが重要です。しかしながら、金融商品取引法の企業内容等開示制度の範囲は広く、また、複雑な体系となっており、これらを定める多くの規定は難解なものとなっています。
- ◆ そこで、本セミナーでは、広範、複雑、かつ難解な企業内容等開示制度のうち、特に開示実務に携わる新任担当者が押さえておきたいポイントについて、長年、金融庁において金融商品取引法に基づく開示制度の企画・立案に従事してきた講師が、企業内容等開示制度全体を俯瞰しつつ、分かりやすく解説します。

主要講義項目

- I 金融商品取引法における開示制度
 - 1 金融商品取引法における開示制度の意義・目的
 - 2 金融商品取引法における開示制度に関する法令等の体系
- II 企業内容等開示制度の全体像
- III 継続開示制度
 - 1 有価証券報告書
 - 2 半期報告書
 - 3 その他の継続開示書類
- IV 発行開示制度
 - 1 届出義務
 - 2 有価証券届出書
 - 3 目論見書
- V エンフォースメント

取締役会運営の法務

～基礎から最新実務論点まで～

セミナー概要

取締役会の運営で必ず問題となる基本的事項を取り上げ、その理解を確認しつつ、実務において解釈がわかれ得る論点にも踏み込みながら、取締役会運営の法務全般について解説。

講義時間：約 2 時間



渡辺邦広 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

2004 年 東京大学法学部卒業、2012 年 コロンビア大学ロースクール修了 (LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar)、2012 年 Simpson Thacher & Bartlett 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～ 2013 年）、2013 年 法務省民事局にて局付として執務（平成 26 年会社法改正及びこれに伴う法務省令改正を担当）（～ 2015 年）。著書として、『実務問答会社法』（共著、商事法務、2022 年）、『新・会社法実務問題シリーズ / 5 機関設計・取締役・取締役会（第 2 版）』（共著、中央経済社、2021 年）、『一問一答 平成 26 年改正会社法 [第 2 版]』（共著、商事法務、2015 年）のほか、執筆、講演多数。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 19 日（月）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 12 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 取締役会の運営は、株主総会とは異なり実務の共有も十分といえず、会社による運用の差異が大きい分野です。
- ◆ 一方、昨今のコーポレート・ガバナンス改革の中では、取締役会の果たすべき役割は増すばかりであり、取締役会が活発な議論を行うためにも、その前提として適法・適正な取締役会の運営を行うことの重要性が高まっています。
- ◆ 本セミナーでは、取締役会の運営で必ず問題となる基本的事項を取り上げ、その理解を確認しつつ、実務において解釈がわかれ得る論点にも踏み込みながら、取締役会担当の役職員として押さえておくべき基本事項と悩ましい問題への対処法について、平易にかつ実践的に解説します。

主要講義項目

- 1 取締役会の位置づけ・関連ルール
 - ・ 取締役会とは何か
 - ・ 取締役会運営に関するルール
- 2 取締役会の職務
 - ・ 取締役会の職務に関する規律
 - ・ 取締役会による業務執行の決定
- 3 取締役会決議事項
 - ・ 取締役会決議事項に関する規律
 - ・ 取締役会の業務執行の決定権限の委譲
 - ・ 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の特則
 - ・ 経営の基本方針
 - ・ 追認・事後承認の可否
 - ・ 審議事項・協議事項
- 4 職務執行状況の報告
 - ・ 職務執行状況の報告に関する規律
 - ・ 職務執行状況の報告の頻度及び方法
- 5 決算と取締役会
- 6 競業取引・利益相反取引
 - ・ 善管注意義務・忠実義務
- 7 招集手続・運営
 - ・ 書面決議・書面報告
 - ・ 取締役会の議長
 - ・ 取締役会の決議
- 8 特別利害関係取締役
 - ・ 全取締役が特別利害関係を有する場合の扱い
 - ・ 報告事項と特別利害関係
 - ・ 上場子会社における親会社の役職員を兼務する取締役と特別利害関係
 - ・ 取締役解任の株主提案と特別利害関係
- 9 取締役会議事録
 - ・ 議事録の電子署名
 - ・ リモート出席の場合の取締役会の「開催場所」等の記載
- 10 取締役会の実効性の確保
 - ・ 取締役会実効性評価
 - ・ 「ミニ株主総会化」する取締役会

進化する監査役・監査（等）委員会の監査・運営実務 ～監査役会等の実効性評価の在り方も含めて～

セミナー概要

監査役・監査（等）委員会による監査に求められている実効性確保のための進化、監査役・監査等委員である取締役が忖度なく監査できる環境整備等について、監査役会・監査（等）委員会の実効性評価などの最新論点も含めて解説。

講義時間：約 2 時間



塚本英巨 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

2003 年東京大学法学部卒業、2004 年弁護士登録、2010 年～2013 年法務省民事局出向（平成 26 年改正会社法の企画・立案担当）、2016 年～公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員、2017 年～2020 年経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第 2 期・第 3 期）」委員、2019 年～2021 年同省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員、2024 年～同省「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」委員。最近の論文として、「指名委員会等設置会社の分析—2024 年—」（「資料版 / 商事法務」486 号（2024 年 9 月号））、「日本監査役協会設立 50 周年記念 特別寄稿 監査等委員会の増加と協会への期待」（「月刊監査役」763 号（2024 年 6 月号））ほか多数。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025 年 6 月 3 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴 URL と動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 27 日（火）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆コーポレートガバナンス・コードや 2023 年の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正に見られるとおり、監査役・監査（等）委員会と内部監査部門の連携を進めるなど、監査役・監査（等）委員会による監査は、その実効性を確保するため、進化させる必要があります。
- ◆また、その監査機能の実効性の向上に当たっては、取締役会の実効性評価と同様に、監査役会・監査（等）委員会の実効性評価を行うことが有益です。この点については、講師が専門委員を務める公益社団法人日本監査役協会ケース・スタディ委員会が 2024 年 11 月に取りまとめ、公表した報告書『監査役会等の実効性評価』の実施と開示の状況が参考になります。
- ◆さらに、監査役・監査等委員である取締役の選任面及び報酬面における独立性をより確保することにより、執行側に忖度なく監査をすることができる環境を整えることも肝要です。
- ◆本講では、監査業務にも詳しい講師が、監査役・監査（等）委員会の実効的な監査・運営実務について、解説します。

※ 本セミナーでは法人申込を受け付けています（法人申込は 1 社につき 39,600 円（税込））。法人申込では 1 口の申込で何名でもご受講いただけます（同一法人内に限る）。また、法人申込では「コーポレートガバナンスに関する実務講座（全 10 講セット）」受講企業のための割引価格もご用意しています。

主要講義項目

- 1 監査の基本的なスタンスについての考え方
 - ・監査役型監査＝往査・実査を主体とした監査か？
 - ・委員会型監査＝内部統制システムの利用を主体とした監査か？
- 2 内部監査部門との連携の在り方
 - ・“デュアル・レポートライン”の在り方～内部監査の結果の報告・共有だけで足りるか？～
 - ・内部監査部門スタッフの人事への関与
- 3 グループガバナンスと監査
 - ・子会社監査役の人選の在り方
 - ・子会社における監査役の廃止という選択肢
 - ・親会社の内部監査部門と子会社の内部監査部門の役割分担～子会社の内部監査機能を親会社の内部監査部門に集約するか？～
- 4 監査役・監査等委員である取締役の独立性の確保に向けた取組み
 - ・「選任」面における独立性をより確保するための取組
 - ・「報酬」面における独立性をより確保するための取組
- 5 監査役会・監査（等）委員会の実効性評価の在り方～日本監査役協会ケース・スタディ委員会の報告書も踏まえて～
 - ・評価の手法と評価項目～「振り返り」作業との相違点～
 - ・評価結果において抽出される課題とその対応策
 - ・評価結果の開示例

Introduction to Japan Corporate Law

～ 外国人役員・管理職に日本の会社法を伝えるポイント～

セミナー概要

日本の会社法について、外国人役員、管理職の方が戸惑いやすいポイントを踏まえながら、外資系法律事務所では活躍する弁護士が英語で解説。また、講師が外国人役員、管理職に日本の会社法を伝えることを想定して工夫した点をポイントごとに日本語で解説。

講義時間：約 2 時間 30 分



高木 弘明 弁護士・ニューヨーク州弁護士（レイサム アンド ワトキンス外国法共同事業法律事務所）

2001年東京大学法学部卒業。2002年弁護士登録。

法務省民事局への出向経験から会社法に深い知見を有する。出向期間中に平成 26 年会社法改正の立案を担当。現在は、レイサム アンド ワトキンス外国法共同事業法律事務所のパートナー。日本に関わる M&A、プライベート・エクイティ、金融・証券業規制、個人情報保護その他の規制法等において、多数の著名グローバル企業・日本企業に助言している。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 7 月 31 日（木）17 時
 - 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 - 申込期限：2025 年 7 月 24 日（木）
 - 受講料：39,600 円（税込）／1社分
- ※ お申し込み 1 口に対し、何名でもご受講いただけます（同一法人内、および国内外グループ会社の役員に限る）

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 日本企業のグローバル化やコーポレートガバナンスの進展に伴い、日本企業の海外子会社だけでなく、本社や日本における主要子会社において、ダイバーシティ等の観点から役員や管理職に外国人を迎え入れることも珍しくなくなってきました。
- ◆ 日本企業が役員や管理職に外国人を迎え入れる場合、日本の会社法を理解してもらうことには、母国法との違いを意識して説明された資料が少ないこともあって苦労が多いという声をよく聞きます。
- ◆ そこで、本講では、日本の会社法について、外国人役員、管理職の方が戸惑いやすいポイントを踏まえながら、外資系法律事務所では活躍する弁護士が英語で解説いたします。
- ◆ また、講師が外国人役員、管理職に日本の会社法を伝えることを想定して工夫した点をポイントごとに日本語で解説いたします。担当者の方にとって外国人役員、管理職の方に日本の会社法を伝える際の勘所を押しえられるセミナーです。

主要講義項目

I 英語による会社法解説

1. Overview of the Japanese Corporate Law
2. Rules for Private Companies - Governance Structure -
 - ・ 英語による会社法解説
 - ・ Stock Companies and Japanese LLCs
 - ・ Governance Structure
 - ・ Shareholders' Meeting
 - ・ Board of Directors
3. Rules for Private Companies - Duty of Directors, Shares -
 - ・ Duties of Directors
 - ・ Director's liability
 - ・ Shareholders Derivative Suits
 - ・ Shares
 - ・ Mergers
4. Rules Specific for Public Companies
 - ・ Shareholders' Meeting
 - ・ Shares
 - ・ Equity Remunerations

II 英語で会社法を説明する際の留意点

1. Overview of the Japanese Corporate Law
2. Rules for Private Companies - Governance Structure -
 - ・ 株式会社と合同会社
 - ・ 機関設計
 - ・ 株主総会
 - ・ 取締役会
3. Rules for Private Companies - Duty of Directors, Shares -
 - ・ 取締役の義務
 - ・ 取締役の責任
 - ・ 株主代表訴訟
 - ・ 株式
 - ・ 組織再編
4. Rules Specific for Public Companies
 - ・ 株主総会
 - ・ 株式
 - ・ 株式報酬

株式会社法総合基礎講座（全 12 回）

～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～

セミナー概要

本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラム。

講義時間：約 2 時間×12 回
＝計約 24 時間

講師紹介

【第Ⅰ部】河内隆史 明治大学名誉教授／受川環大 明治大学教授

【第Ⅱ部】川島いづみ 早稲田大学教授／尾関幸美 中央大学教授

【第Ⅲ部】尾崎安央 早稲田大学教授／尾形 祥 早稲田大学教授

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年9月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年8月29日（金）
- 受講料：99,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆「会社法」の知識の習得とその不断のバージョンアップは、企業の総務・法務・株式・経理・財務等の担当者にとって必須の事柄です。
- ◆しかし、企業の実務担当者が日々生起する新しい課題と日常業務をこなしながら会社法を体系的・総合的に学ぶことのできる機会は、きわめて限られているのが実情と思われれます。そこでビジネス・ロー・スクールでは、会社法の基礎知識を集中的に学んでいただけるよう、標記の講座を開設してきました。
- ◆本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラムです。皆様の奮ってのご聴講をお待ちしています。

※ 講義の参考資料として『織込版 会社法関係法令全条文〔全訂第2版〕』（商事法務、2021年）を無料贈呈します。

主要講義項目

第Ⅰ部（全4回）株式（新株予約権、社債）

会社の資本政策・資金調達に関わる、株式、新株予約権、社債について講義いたします。近時の法改正経緯を踏まえた株式の制度を整理するとともに、資金調達手段としての株式を中心として、社債・新株引受権も含めて、「会社法」における重要ポイントをわかりやすく解説いたします。

＜主要講義項目＞

- はじめに
～株式、新株予約権、社債とは
- 株式と株主
 - 株主の権利義務
 - 株主名簿
 - 株式譲渡と振替株式
 - 株式の種類
 - 自己株式の取得・保有
 - 株式の消却・併合・分割
- 株式等の発行
 - 株式会社の資金調達手段
 - 募集株式の発行等
 - 不公正な募集株式の発行等

第Ⅱ部（全4回）機関

管理部門の担当者の日常業務に最も密接に関係する株式会社の機関の部分を中心に講義いたします。会社の機関設計の多様化、各機関の役割・権限・責任など、「会社法」の下での会社組織運営のポイントをわかりやすく解説し、コーポレートガバナンス・コードにも適宜触れることにいたします。

＜主要講義項目＞

- 総説
- 株主総会
- 役員等の選任・解任
- 取締役・取締役会・代表取締役
- 会計参与
- 監査役・監査役会
- 会計監査人
- 指名委員会等設置会社
- 監査等委員会設置会社
- 役員等の責任

第Ⅲ部（全4回）計算、設立・組織再編等

講義の前半は、会社法の中でもとりわけ難しいと感じる人が多い計算に関する部分を噛みくだいて講義し、会社法の計算書類、監査、剰余金分配等の制度枠組みなど、実務への影響をわかりやすく解説いたします。また、設立に関する会社法の規制を解説します。後半は、組織再編行為等として合併、株式交換・株式移転、会社分割、株式交付に加えて、事業譲渡等を解説し、また企業買収防衛策の会社法上の問題についても触れることにいたします。

＜主要講義項目＞

- 企業会計と企業会計法
- 会計帳簿と各事業年度の計算書類等に関する決算の手続
- 開示と会計と監査
- 剰余金の分配
- 会社法上の会社の種類、株式会社の設立
- 組織再編行為等
- 企業買収と防衛策

会社法の体幹を鍛えよう ～コーポレート実務をおもしろく、わかりやすく～

セミナー概要

コーポレート実務をより面白く、よりやりがいのあるものと感じていただけるよう、会社法の基本に立ち返りながら、現在起きているさまざまな事象を整理し、条文・判例・裁判例を取り上げながらわかりやすく解説。

(本講は 2024 年 8 月 22 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 倉橋雄作 弁護士 (倉橋法律事務所)

講義時間：約 3 時間 30 分

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 5 月 16 日 (金) 17 時
- 申込期限：2025 年 5 月 9 日 (金) まで ●受講料：38,500 円 (税込) / 1 名分

新任子会社役員が押さえておきたい「義務と責任」 ～事例を通して役員責任の大枠を掴む～

セミナー概要

各講師それぞれの経験に基づき、子会社の新任役員に加え、子会社役員を支える管理部門担当者に対しても、有効な実務の参考となるヒントを提示。社内研修として 1 社何名でも受講できる法人申込受付セミナー。

(本講は 2024 年 12 月 2 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 福崎剛志 弁護士 (日比谷タックス & ロー弁護士法人)
奥山健志 弁護士 (森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)
山田和彦 弁護士 (中村・角田・松本法律事務所)

講義時間：約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025 年 6 月 11 日 (水) 17 時
- 申込期限：2025 年 6 月 4 日 (水) まで ●受講料：66,000 円 (税込) / 1 社分
- ※ お申し込み 1 口に対し、何名でもご受講いただけます (同一法人内の役職員、およびグループ会社の役員に限る)。

LIVE 配信
オンデマンド配信

【緊急開催】大関税時代に求められる日本企業の取組みと考え方 ～自国優先主義による自由貿易体制の危機に、法務部門を含めた全社でどう立ち向かうべきか～

セミナー概要

トランプ政権の関税措置を受け、日本企業の対応策を経産省勤務経験のある弁護士と外務省勤務経験のある弁護士の2名が実務的に解説するセミナー。

講師紹介 大澤 大 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
近藤亮作 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

開催日程等

- LIVE 配信日程: 2025年5月15日(木) 14時～16時(講義後質疑応答の時間あり)
- オンデマンド視聴期間: 2025年5月23日(金) 10時～2025年6月30日(月) 17時
- 参加・視聴方法: EメールにてLIVE参加用URL・オンデマンド視聴用URLをご連絡します。
- 申込期限: 2025年6月23日(月)
- 受講料: 27,500円(税込) / 1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2025年1月20日に再び米国大統領に就任したトランプ氏は、米国第一主義を掲げて多くの政策を打ち出しました。なかでも、「タリフマン」を自称するトランプ大統領が発表した、米国に輸入される自動車や自動車部品に対する関税や「相互」関税の発動は世界中に大きな影響を与えています。
- ◆ 米国政府は、4月9日、報復措置を取らない国を対象に、基本税率を除く「相互」関税を90日間停止すると発表するなど、流動的な状況が続いていますが、日本企業は、同盟国である米国からも今回のような関税措置を受ける可能性を現実的なリスクと受け止め、短期的な対策はもちろん、自社の生産拠点やサプライチェーンの見直しや、顧客やサプライヤー等との契約関係の再点検などの中長期的な対応も含めて検討しておく必要性が高まっています。
- ◆ 本セミナーでは、今般の関税措置に関する日本企業への助言を提供しており、経産省勤務経験のある大澤弁護士、在外公館を含む外務省勤務経験のある近藤弁護士の2名の講師を招き、大関税時代に求められる法務部門による、そして全社的な取組みと考え方について、実務的な部分も含めて分かりやすく解説します。

主要講義項目

- I はじめに
- II トランプ 2.0 通商政策 ～目指しているものとその手段～
- III トランプ政権による関税措置の意味とインパクト
- IV 各追加関税措置・報復措置の振り返りと今後の展望
- V 日本企業が検討すべき取組みとその対応 ～短期的対応と中長期的対策～

法務管理職のための リスクマネジメント力養成講座 [2025年] ～法務重点領域におけるリスク対応力を集中的に身に付ける～

セミナー概要

2日間の集中的な講義やグループディスカッション等を通じ、実務的な課題にどのように対処するかという点や、案件の見立て・見通しを立てる上で重要な事項やハイリスク事項といった点の理解を深め、リスク感覚とバランス感覚を身に付ける。

講師紹介 井本吉俊 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
森 大樹 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
松本 渉 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2025年7月4日（金）10時～18時30分（終了後に懇親会あり）
2025年7月11日（金）10時～19時
※ 本セミナーは会場開催のみとなります（後日の収録動画配信はありません）。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：30名（先着順） ●申込期限：2025年6月26日（木）
- 受講料：132,000円（税込）／1名分

<申込画面>



講座開設の趣旨

- ◆この10年間で企業における法務の役割・責任が大きく変化してきたことは誰も認めるどころです。黒子としてのサポートのみならず、グループ全体の戦略や方針を理解した上で適切なリスクテイクとマネジメントを行う参謀としての働きやリーダーシップを求められる場面は明らかに増えています。そして、その中心的な役割を担うのは、トップでもボトムでもない、ミドルマネジメント、すなわち管理職の立場にある方々です。
- ◆法務管理職となった方々においては、限られた情報をもとにチームに対して勘所を押さえた指示を出さなければならないことや、役員説明を含め社内的な意思形成・方針決定をリードしなければならない場面が増えてきた、あるいは、今まで習熟してこなかった分野も含めてより多様な分野をカバーしたり、部下や他部門を教育したりしなければならないことが増えてきたという方も多いのではないかと思います。加えて、管理職となれば、グローバルな事業活動から生ずる、国をまたいだ法務 이슈に対応する能力も求められる機会が格段に増えることも珍しくありません。こうした能力が突然身につくことはありませんので、多くの企業において、法務管理職の養成は最も喫緊にして悩ましい課題の一つであると認識しています。
- ◆このような状況を踏まえ、本講座は、法務がイニシアチブをもって対応しなければならない重要領域として「M&A」「競争法」「個人情報保護」をテーマとして取り上げ、2日間の集中講義を通じ、机上の知識を学ぶことよりも、実務的な課題に直面した場合どのように対処するかという点に重点を置き、リスク感覚とバランス感覚を身につけていただきます。
- ◆1日目は各分野の講師より、法務管理職として押さえておくべき要点・勘所を解説し、2日目にはより実践的なケースを用いた対話形式・グループディスカッション形式の演習を実施します。当該分野に関してこれまで知がないという方も、1日目の解説内容を踏まえて2日目の演習課題に能動的に取り組んでいただくことで、実際の事案に突き当たった法務管理職としての思考力・問題発見能力・解決能力を磨いていただきます。

主要講義項目

第1部 講義（1日目に実施）

- I M&A
 - 1 M&Aのプロセス・法務部門の関与
 - 2 各種M&Aの類型とリスクマネジメント
 - 3 デュー・ディリジェンス段階におけるリスクマネジメント
 - 4 最終契約段階におけるリスクマネジメント
- II 競争法対応
 - 1 独禁法・競争法違反事件におけるリスクマネジメント
 - 2 企業結合規制におけるリスクマネジメント
- III 個人情報保護
 - 1 日本における個人情報保護に関する最新動向と留意点
 - 2 外国の個人情報保護に関する基礎知識と最新動向

第2部 ケース・スタディ（2日目に実施）

各分野における仮想の会社・事例を用い、当該会社の法務管理職として案件を進める上での検討項目や留意事項について、グループディスカッションやロールプレイでの実践的な議論・発表を通じて、さらに理解を深めていただきます。演習問題は1日目の講義終了後に配布します。

- I M&A
仮想のM&A取引にアサインされた法務担当者として、デュー・ディリジェンス段階における発見事項のリスク評価や、契約締結前段階における交渉論点の検討をグループディスカッションを通じて実践していただきます。
- II 競争法
仮想の競争法上問題があるかもしれない事象が社内で持ち上がった際、初動調査にどう取り組むのか、グループディスカッションを通じて初期的な事案分析をとりまとめ、社内関係者の調査、事業部や経営陣への説明・説得のロールプレイを実践していただきます。
- III 個人情報保護
仮想の新規ビジネスの立ち上げについて事業部から相談を受けた法務担当者（管理職）として、リスクアセスメントやリスクの低減策の検討をグループディスカッションを通じて実践していただきます。

ベーシック公益通報者保護法

セミナー概要

内部通報対応業務に配属されて間もない初任者の方から改正法について正確な情報を得たいと考えている経験者の方まで幅広い方におすすめのセミナー。

講師紹介

中野 真 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

2010年弁護士登録（東京弁護士会）。2015年10月から約5年半の間、公益通報者保護法を所管する消費者庁において公益通報者保護制度の企画立案に携わり、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（2020年）の立案や同法に基づく事業者の義務の内容を定める指針案の立案等を担当。現在は、事業者から委託を受け、社外通報窓口としての内部通報対応、社内通報窓口へ寄せられた内部通報対応の支援、内部通報制度の構築及び周知の支援、役職員による不正に関する調査、労使紛争の解決等の人事労務案件への対応等を行う。主著として『公益通報者保護法に基づく事業者等の義務への実務対応（第2版）』（商事法務、2025年）、『解説 改正公益通報者保護法（第2版）』（弘文堂、共著、2023年）、『新労働事件実務マニュアル（第6版）』（ぎょうせい、共著、2024年）など。

開催日程等

- 開催日程：2025年7月29日（火）14時30分～17時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年7月28日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆公益通報者保護法は通報対応に関する適切なプラクティスを事業者が守るべき最低限のルールとして定めた法律であり、同法を遵守した通報対応を行うことにより、社内のコンプライアンス違反を早期に発見し、抑止することが期待できます。また、本年に可決成立する見通しである（2025年4月15日現在）、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）では、事業者に新たな規制が課されるほか、規制違反に対する制裁や消費者庁長官の執行権限が強化されることとなり、公益通報者保護法を遵守しないこと自体の責を受けるリスクがこれまで以上に高まることとなります。
- ◆公益通報者保護法の規制の内容としては、事業者に対し、内部通報制度の整備を義務付けるだけでなく、内部通報の受付・調査・是正措置等の内部通報対応の各場面において、同法に沿った対応を行うことを義務付けており、同法を遵守するためには、内部通報制度を整備するだけでなく、個々の実務担当者において、同法や同法に基づく指針を正しく理解した上で、内部通報対応を行うことが必要です。
- ◆そこで、本セミナーでは、消費者庁において5年半にわたり公益通報者保護制度の企画立案に従事し、現在は事業者から委託を受け、内部通報者対応、ヒアリング等の証拠収集、調査報告書の作成・提出等の内部通報対応の実務を担っている講師が、講義時点における最新の改正法に関する情報を踏まえ、公益通報者保護法全体の基本的な知識を分かりやすく解説します。
- ◆現行の公益通報者保護法の基本的な内容を解説した後、改正法によってどの点がどのように変わるかを解説しますので、内部通報対応業務に配属されて間もない初任者の方から改正法について正確な情報を得たいと考えている経験者の方まで幅広い方におすすめのセミナーです。

主要講義項目

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> I 公益通報者保護法の目的 II 2025年改正の概要 III 「公益通報」の要件 <ul style="list-style-type: none"> 1 要件の全体像 2 個別の要件の解説 3 「公益通報」の要件に関する改正内容 IV 不利益な取扱いからの保護 <ul style="list-style-type: none"> 1 不利益な取扱いからの保護に係る規定の全体像 2 各規定に共通する構造の解説 3 「不利益な取扱いからの保護」に関する改正内容 | <ul style="list-style-type: none"> V 事業者等のとるべき措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 事業者等のとるべき措置に係る規定の全体像 2 従事者指定義務の解説 3 体制整備等義務の解説 4 従事者守秘義務の解説 5 行政機関のみに対する規制の解説 6 「事業者等のとるべき措置」に関する改正内容 VI その他の事項（今後の予定など） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

中国ビジネス再検討

～再編?撤退?激動の中国に翻弄されないために～

セミナー概要

実際の状況を見極めたうえで、冷静に対中投資のあり方を再考するために、現在の中国の投資・事業展開に関連する状況を概説すると同時に、いま日系企業が中国ビジネスを再検討するうえで知っておくべき最新の対中投資法務のポイントを、実例を交えつつ解説。

講義時間：約 2 時間

講師紹介

唐沢晃平 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

中国メインランドにおける投資・撤退・再編・現地法人オペレーションに関する日系企業向けのアドバイス、中国法人に対する法務デューデリジェンス調査対応、中国当局に対する事業者結合届出対応等の中国関連法務を専門としている。仏国の大手法律事務所への出向、豪州留学の経験も有し、中国以外の諸外国との各種のクロスボーダー案件も幅広く取り扱っている。

中川裕茂 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

20年にわたり中国関係の法務を専門として、主として中国メインランド・台湾・香港その他アジア各国に関連する投資案件、経済安全保障分野（特に中国メインランド）、独禁法、企業不祥事対応、各種調査事案、内部通報対応、アンチダンピング等の通商問題、国際仲裁案件のアドバイスを専門的に行っている。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～ 2025年5月30日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年5月23日（金）
- 受講料：27,500円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ますます激化する米中摩擦や経済安全保障問題の深刻化を受けてのサプライチェーンの「脱中国依存」の動き、反スパイ法の改正を含む国家安全保障強化の動き、人口減少・高齢化による社会構造の変化や若年失業率の急上昇、長期化する不動産不況、中国電気自動車メーカーの世界的台頭、急速に進む中国 AI 産業の発展、中国政府による国産化政策の強化、蘇州の日本人学校スクールバス襲撃事件や深圳の日本人男子児童刺殺事件を受けて現地日本人社会で広がる動揺と不安…近時、中国を取り巻く情勢はますます複雑化しています。
- ◆日本国内でも「チャイナリスクの回避」や「脱中国」という声が大きくなっており、中国ビジネスの再編や撤退を検討する日系企業が増えているのも事実です。しかし、多くの日系企業にとって、中国は今なお重要な市場・投資先でもあり続けています。このような状況にあっては、周囲の声に踊らされることなく、実際の状況を見極めたうえで、冷静に対中投資のあり方を再考する必要があります。
- ◆本講座では、既に中国ビジネスを展開している日系企業の総務・法務担当者、中国現地法人の管理・経営担当者や法務担当者、及び、中国ビジネスの展開について頭を悩ませている全ての方を対象に、日常的に中国への進出・再編・撤退案件を取り扱っている弁護士が、現在の中国の投資・事業展開に関連する状況を概説すると同時に、いま日系企業が中国ビジネスを再検討するうえで知っておくべき最新の対中投資法務のポイントを、実例を交えつつ解説します。

※ 本セミナーでは法人申込を受け付けています（法人申込は1社につき39,600円（税込））。法人申込では1口の申込で何名でもご受講いただけます（同一法人内に限る）。また、法人申込では「コーポレートガバナンスに関する実務講座（全10講セット）」受講企業のための割引価格もご用意しています。

主要講義項目

- I 中国ビジネスの「現在」を俯瞰する
 - 1 中国ビジネスの「再検討」の背景事情
 - ・ 中国の経済・社会の状況
 - ・ 中国の地政学の問題
 - ・ 中国の国家安全保障の強化とその余波
 - 2 日系企業による中国進出・再編・撤退のトレンド
 - ・ 数字で見る中国進出・撤退
 - ・ 近時の中国進出・再編・撤退の具体例
 - 3 中国の外資導入政策の状況
 - ・ 外商投資法の制定とその影響
 - ・ 外商投資参入ネガティブリストの現状
 - ・ 進む外資差別の是正
 - 4 中国ビジネス概観
 - ・ 経済安全保障上の懸念からのサプライチェーンの見直し
 - ・ 中国の「国産化政策」による製造業への影響
- II 中国ビジネスの再編・撤退の最新実務
 - 1 中国ビジネスの縮小局面における様々なニーズ
 - ・ 何を指すのか（完全撤退、事業縮小、連結外し等）
 - ・ 中国ビジネス縮小の近時の事例紹介
 - 2 中国現地法人の再編・撤退
 - ・ 再編・撤退で生じる労務問題
 - － 法律論とは異なる現地事情
 - － 経済補償金の要求と会社側が取るべきスタンス
 - － 交渉のポイント
 - 3 中国現地法人の解散・清算
 - ・ 清算に必要な資金と増資のニーズ
 - ・ 従業員対応、当局対応、取引先対応
 - 4 中国現地法人の破産
 - ・ 中国の破産法の概要
 - ・ おける外資企業の破産の可否
 - ・ 休眠会社化や夜逃げのリスク

場面で学ぶ 経済安全保障とリスクマネジメント

～法務部門は何ができるか、何をすべきか～

セミナー概要

経済安全保障の基本的な概念を解説し、民間企業がその考え方を実務に取り入れる際の留意点についても説明した上で、法務部門が直面する可能性のある具体的な場面を取り上げ、関連する法規制や実務対応と関連する論点について、ケーススタディ形式で分かりやすく解説。

講義時間：約 2 時間 30 分



大澤 大 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2013年東京大学理学部物理学科卒業。2015年弁護士登録/長島・大野・常松法律事務所所属。2021年 University of California, Berkeley, School of Law 卒業。2021年～2022年経済産業省勤務（貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理政策課、同課国際投資管理室、同部安全保障貿易審査課、同部貿易管理課、大臣官房経済安全保障室に所属）。M&A・企業再編・コーポレート、経済安全保障の2つの分野を中心に、企業法務全般にわたりリーガルサービスを提供している。国内外の上場・非上場会社の買収、組織再編、ジョイントベンチャー、資本業務提携等を数多く取り扱うほか、経済産業省出向中、外為法をはじめとする経済安全保障に関わる法令・政策の立案、審査、規制執行、政府内・各国当局との連携強化等に関与した経験も活かし、経済安全保障全般について、法的助言にとどまらない実務的なアドバイスを提供している。主な著作に、「外国資本の受入れと経済安全保障—日本企業に求められる検討—」旬刊商事法務 2022年12月15日号・同月25日号、「座談会 日本企業の経済安全保障を考える」旬刊商事法務 2023年4月5日号（共著）など。

視聴期間等

- 視聴期間：配信中～2025年7月9日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月2日（水）
- 受講料：33,000円（税込）/1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ウクライナ情勢は依然として収束の兆しが見えず、中東情勢も引き続き不安定で、台湾有事への懸念も払拭できない状況が続いています。こうした中、米国では第二次トランプ政権が成立し、関税などの経済的手段を外交の手段として積極的に活用する動きが見られ、国際情勢の不透明さは一層強まっています。日本政府は、このような情勢も踏まえて、サプライチェーンの強靱化や先端技術開発の支援、輸出管理・投資管理の強化、経済安全保障分野でのセキュリティクリアランス制度の導入、基幹インフラの安定供給確保のための審査制度の運用開始など、具体的な施策を導入・強化し、経済安全保障の確保に向けた取り組みをさらに強化しています。
- ◆民間企業においても、経済安全保障が重要なテーマとして広まりつつあります。しかし、実際の具体的な場面でその考え方をどのように取り入れるべきかについては、まだ十分に意識が向けられておらず、経営判断や現場での実務対応にまで生かし切れていない民間企業が少なくありません。
- ◆本講座では、経済安全保障の基本的な概念を解説し、民間企業がその考え方を実務に取り入れる際の留意点についても説明します。その上で、法務部門が直面する可能性のある具体的な場面を取り上げ、関連する法規制や実務対応と関連する論点について、ケーススタディ形式で分かりやすく解説します。

主要講義項目

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 経済安全保障の基礎</p> <p>1 経済安全保障とは</p> <p>2 民間企業における経済安全保障との付き合い方</p> <p>3 民間企業が経済安全保障を特に意識すべき分野</p> <p>II 場面①：取引先が制裁対象になってしまった！</p> <p>1 近年強化が続く各国制裁の概要</p> <p>2 平時から行うべき制裁情報の確認</p> <p>3 制裁対象になった取引先の管理方法</p> <p>4 各国法が衝突する場面での対応</p> <p>III 場面②：外国企業から買収提案を受けた！</p> <p>1 改正が相次ぐ対内直接投資規制の概要</p> <p>2 経済安全保障を考慮した提案検討プロセスの構築</p> <p>3 官民対話も意識した当局対応</p> <p>IV 場面③：外国人従業員による技術の持ち出しが判明した！</p> <p>1 先端技術と現場ノウハウの重要性の再認識</p> | <p>2 真に守るべき技術の特定とメリハリのある技術流出防止措置</p> <p>3 技術を持ち出した従業員への対応</p> <p>V 場面④：武力紛争により部素材の供給が止まってしまった！</p> <p>1 世界の武力紛争の状況とサプライチェーンへの影響</p> <p>2 各国法における不可抗力条項の解釈とそれを踏まえたドラフティング</p> <p>3 平時から考えるべきサプライチェーン保全策</p> <p>4 紛争当該国との取引に関するレピュテーション管理</p> <p>VI 場面⑤：台湾有事が本当に発生した！</p> <p>1 台湾有事の予想シナリオと制裁メニュー</p> <p>2 中国子会社のビジネス・ガバナンス・従業員への影響を踏まえた取り扱いの検討</p> <p>3 台湾との取引関係を持つ民間企業への影響と平時からの備え</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

法的視点から見るサイバーセキュリティ重要トピック

セミナー概要

サイバーセキュリティ法務に精通する4名の弁護士が豊富な実務経験をもとにパネルディスカッションを実施。パネルディスカッションを通して、法的視点を中心に企業がどのようにサイバーセキュリティに向き合うべきかを学ぶ。

講義時間：約2時間



蔦 大輔 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

寺門峻佑 弁護士（TMI 総合法律事務所）

北條孝佳 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

山岡裕明 弁護士（八雲法律事務所）

（氏名 50 音順）

視聴期間等

●視聴期間：2025年5月30日（金）10時～2025年7月30日（水）17時

●視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限：2025年7月23日（水）

●受講料：8,800円（税込）／1名分

※商事法務ポータル有料会員のかたは無料でご受講いただけます。詳細は本セミナーページ「受講料説明」をご参照ください。

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆サイバー攻撃による脅威が拡大するなか、ひとたび被害に遭ってしまうと、自社の損害のみならず、取引先の情報の漏洩や、事業の停止による履行遅滞・履行不能といった二次被害が発生する可能性があります。サイバーセキュリティの重要性は益々高まっており、2024年10月には金融庁が金融機関向けのガイドラインを公表し、今年の通常国会では、2025年2月7日に能動的サイバー防御に関する法案が提出されており、順調に審議が進めばこの国会で成立すると考えられます。
- こうした中で、企業がどのようにサイバーセキュリティに向き合うべきか、サイバーセキュリティ法務に詳しい4名の弁護士が豊富な実務経験をもとにパネルディスカッションを行います。

主要講義項目

- 1 ランサム攻撃の最新状況
- 2 最近のサイバーセキュリティ関係法令・ガイドラインの動向
- 3 海外インシデント対応の法的留意点
- 4 ビジネスメール詐欺に関する法律上の留意点

事例とQ&Aで学ぶ 安全配慮義務の基礎

～法務・総務に必要な安全配慮義務のリスク感覚を身に付ける～

セミナー概要

法務・総務担当者の方を対象に、企業に求められる「安全配慮義務」について押さえておくべきポイントを、Q&A やケースを用いて基礎からわかりやすく解説。

講義時間：約 3 時間

講師紹介

淀川 亮 弁護士（弁護士法人 英知法律事務所）

慶應義塾大学医学部特任講師〔非常勤〕・同大学マインドフルネス&ストレス研究センター所員〔非常勤〕、近畿大学非常勤講師〔労働法〕、メンタルヘルス法務主任者（日本産業保健法学会）、「こころの耳」相談業務検討委員会委員。著書として、『コンメンタル労働安全衛生法』（共著、法律文化社）、『職場のメンタルヘルスクエア入門』（共同編著、医学書院）、労働安全衛生広報「連載 トラブル防止に役立つ！産業保健の法学解説」（労働調査会）等。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年6月30日（月）10時～2025年9月5日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年8月29日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆企業における労務問題は、人事・労務部門で対応される場合が多いですが、ハラスメントやメンタルヘルス不調者の増加、近年の勤務形態の変化などに伴い、法務部門で対応する場面が増えていきます。
- ◆安全配慮義務については、問題となる場面が拡大傾向にあり、紛争となるケースも多く、法務部門の担当者も基本的な知識を身につけておく必要性が高まっています。従業員の心身の安全や健康に関わる事柄であるため、産業医などの医師との連携も欠かすことができず、また、紛争の未然防止の観点から、従前よりも、法務部門の早期介入の必要性も高まっているところです。
- ◆本講座は、安全配慮義務の基本を理解し、実務上企業に求められる対応を理解するコンテンツとして、これまで労務問題に携わる機会がなかった法務・総務担当者の方に有益な内容となっています。
- ◆基本の解説だけでなく、現場を悩ませる問題、さらには最新の課題について、法務・総務部門の担当者が押さえておきたいポイントを事例とQ&Aを用いてわかりやすく解説します。

主要講義項目

I 基礎編

- 1 安全配慮義務
- 2 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟
- 3 Q&A
 - ① 安全配慮義務の適用範囲はどこまでか？
 - ② どこまでやれば安全配慮義務違反を問われないのか？
 - ③ 従業員のプライバシーや健康情報にはどのように配慮すべきか？
 - ④ 過失相殺はどのような場合に認められるのか？
 - ⑤ 労災保険と安全配慮義務はどのような関係に立つのか？
 - ⑥ 取締役に対する責任追及や株主代表訴訟が提起されることはあるのか？

II 実践編

- 1 建設現場・製造現場
 - ① 労働安全衛生法
 - ② 建設現場の事故
 - ③ 製造現場の事故
- 2 長時間労働
 - ① 脳・心臓疾患
 - ② 過労自殺
 - ③ 労働時間の状況の把握
 - ④ 健康診断
- 3 ハラスメント
 - ① パワーハラスメント
 - ② セクシュアルハラスメント
 - ③ カスタマーハラスメント

4 メンタルヘルス

- ① 休復職判定
- ② 合理的配慮
- ③ 配置転換
- ④ 主治医・産業医との連携

III 最近の動向

- 1 フリーランス
- 2 テレワーク
- 3 高齢労働者
- 4 化学物質管理

サイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点 ～『金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン』を踏まえて～

セミナー概要

「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえてサイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点について解説。
(本講は2025年1月30日収録セミナーの再募集です)

講義時間：約1時間30分

講師紹介

山岡裕明 弁護士（八雲法律事務所）

University of California, Berkeley, School of Information 修了 (Master of Information and Cybersecurity (修士))。内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) タスクフォース構成員(2019～20、21～22)。「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」構成員(2024)。主な編著として「実務解説 サイバーセキュリティ法」(中央経済社 2023年)

視聴期間等

- 視聴期間：2025年5月30日(金)10時～2025年7月30日(水)17時
 - 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 - 申込期限：2025年7月23日(水)
 - 受講料：33,000円(税込)／1社分
- ※ お申し込み1口に対し、何名でもご受講いただけます(同一法人内に限る)。

講座開設の趣旨

- ◆2024年10月4日に「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が公表され、金融機関として本格的にサイバーセキュリティに取り組むことが要請されました。
- ◆サイバーセキュリティは、技術的取り組みを中心としつつも、ガバナンスの問題として組織的に取り組むことが重要となります。このことは同ガイドラインにおいて「一般的な3線防衛態勢(業務部門、リスク管理部門及び内部監査部門)の下、サイバーセキュリティに関する各部門の役割分担の明確化や外部専門家を利用した検証の仕組みを構築すること」と記載されていることから分かります。
- ◆そこで、本講座では、企業のサイバーセキュリティ支援において豊富な実務経験を有する山岡裕明弁護士から、ガイドラインを踏まえて、サイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点について解説を行います。
- ◆本講は、金融機関を主な対象としたセミナーとなっておりますが、金融機関以外の企業の方にも参考となる内容です。ぜひ、ご受講をご検討ください。

主要講義項目

- I サイバーセキュリティガイドライン
- II サイバーリスクの実態
 - 1 ランサムウェア攻撃の被害実態と近時の傾向
 - 2 ランサムウェア攻撃による被害事例
 - 3 ランサムウェアにより変容するサイバーリスク
 - 4 ランサムウェアの増加の背景
 - 5 サイバー攻撃対策
 - 6 サイバーセキュリティに関する経営層の責任
- III 委託先のサイバーリスク
 - 1 委託先のサイバーリスク
 - 2 クラウド型のサイバーリスク
 - 3 取引先とのサイバーセキュリティ紛争

【重点集中講義】初心者のための債権管理・回収の基礎知識 ～債権回収の場面から巻き戻して考える債権管理のノウハウ～

セミナー概要

倒産手続における債権回収の基本的な考え方から始め、債権管理・回収の大きな流れをつかんだうえで、それぞれ実際の場面で担当者が押さえておきたい基本ポイントについて、平易にわかりやすく解説。

(本講は2023年9月7日収録セミナーの再募集です)

講義時間：約3時間30分



権田修一 弁護士（東京富士法律事務所）

早稲田大学社会科学部卒。2000年4月弁護士登録（第二東京弁護士会）、鳥飼総合法律事務所入所。2018年4月東京富士法律事務所入所。2019年3月株式会社山田債権回収管理総合事務所 取締役弁護士。

主な取扱い分野は、債権回収、事業承継、会社法、M&A、事業再生・倒産。

近著として『倒産法からみる経営危機における企業判断と実務対応』（共著、清文社、2022）、『倒産と担保・保証〔第2版〕』（共著、商事法務、2021）、『破産管財人の債権調査・配当〔第2版〕』（共著、商事法務、2021）、『債権回収基本のき〔第5版〕』（商事法務、2020）等。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年6月2日（月）10時～2025年8月4日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年7月28日（月）
- 受講料：39,600円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、実務経験の浅い（とくに事業会社の）債権管理関係部門（法務、総務、審査、営業など）の担当者の皆様が、業務を遂行する上で必須不可欠の基本知識を、短時間で効率的に学んでいただくための重点集中プログラムです。
- ◆講義は、まず、倒産手続における債権回収の基本的な考え方から始め、債権管理・回収の大きな流れをつかんだうえで、それぞれ実際の場面で担当者が押さえておきたい基本ポイントについて、平易にわかりやすく解説いたします。
- ◆とくに、問題が発生したときになすべき基本的な対処策については、現実には生じる場面と関係者の利害状況を想定しながら、最近の実務対応例を交えて具体的に説明いたします。
- ◆また、民法（債権関係）改正後の実務に基づく最新テキストを使用し、受講後、実務で課題に直面した際にも参照いただけるようにしています。
- ◆債権管理関係部門のご担当者各位のふるってのご聴講をお待ち申し上げます。

※テキストとして、講師の著書『債権回収基本のき〔第5版〕』（2020年10月・商事法務発行）を配付（無料贈呈）いたします。

主要講義項目

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>0 失敗しないためのキーワード</p> <p>I まずは基本構造を押さえる～倒産手続における債権回収の基本的な考え方</p> <p>II 手続の全体像をつかむ～債権管理・回収の基本的な流れ</p> <p>III 代金を払わない取引先とは付き合わない～取引開始時の注意点</p> <p>1 商業登記簿謄本の入手方法と読み方</p> <p>2 不動産登記簿謄本の入手方法と読み方</p> <p>3 取引基本契約書作成のポイント</p> <p>IV 裁判に勝てるように債権を管理する～債権管理</p> <p>1 債権管理の方法</p> <p>2 消滅時効の意味と対処方法</p> | <p>V 取引先が代金を払わない場合（倒産）を想定して取引する～担保の取り方</p> <p>1 不動産を担保に取る方法</p> <p>2 動産を担保に取る方法</p> <p>3 債権を担保に取る方法</p> <p>4 他人から債権を回収できるようにする方法（保証）</p> <p>VI 1円でも多く回収する～債権回収</p> <p>1 取引先の協力が得られるときの債権回収</p> <p>2 裁判所を利用した債権回収</p> <p>3 取引先の倒産時の債権回収</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

申込要領・注意事項

- 受講のお申込みは、弊社 WEB サイトの各セミナー案内画面からお申し込みいただくか、専用申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- キャンセルは、会場受講の場合、開催日以降（複数講のセミナーの際は第1講の開催日以降）はお受けいたしません。WEB 受講の場合、視聴用 URL のご案内後のキャンセルはお受けいたしません。また、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについては講義資料等発送後のキャンセルはお受けいたしません。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 一部のセミナーについては法律事務所に所属されている方の受講をご遠慮いただいております。弊社 WEB サイトの各セミナー案内画面でご確認ください。
- 上記のほか、講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
- 会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- 発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えください。なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。

お問合せ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2（日本橋フロント3階）

株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール（URL：<https://www.shojihomu.co.jp/>）

電話：03（6262）6761（ダイヤルイン）Eメール：law-school@shojihomu.co.jp